

寺 崎 遺 跡

—日向国庁を含む官衙遺跡—

2001.3

宮崎県教育委員会

『国衙跡保存整備基礎調査報告書 寺崎遺跡』（2001 宮崎県教委） 正誤表

訂正箇所	誤	正
本文 4 頁 31 行	挿図 3	挿図 2
本文 4 頁 34 行	挿図 4	挿図 2
本文 24 頁 1 行	図面 31～33	図面 32・33
本文 26 頁 35 行	図面 22	図面 20
本文 27 頁 18 行	溝 9 7 0 0 4	溝 9 7 0 0 6
本文 28 頁 19 行	241～248 および 349～350	344～350 および 366～374
本文 28 頁 19 行	250	350
本文 28 頁 29 行	419	429
図面 7 右下／図面表題	建物 9 8 0 0 1 竪穴断面	建物 9 8 0 0 1 柱穴断面
図面 13 左下／遺構番号	土坑 9 9 0 0 4	土坑 9 9 0 0 5
図面 13 右／図面表題	建物 9 8 0 0 1 竪穴断面	建物 9 8 0 0 1 柱穴断面
図面 18 右／遺構種別	竪穴 9 8 0 0 9（下方）	溝 9 8 0 0 9
図面 26 73～75／出土位置	（空白）	建物 9 9 0 0 1 b
図面 28 図面番号	38・39	88・89
図面 29 94・95／出土位置	溝 9 9 0 1 8	溝 9 9 0 1 9
図面 30 109～117／出土位置	溝 9 9 0 0 9	溝 9 7 0 0 9
図面 45 311～317／出土位置	（空白）	溝 9 8 0 0 5
図面 45 318～323／出土位置	（空白）	土坑 9 6 0 0 1
図面 46 332・333／出土位置	池状凹部 9 7 0 0 6	溝 9 7 0 0 6
図面 49 見開き左頁／表題	竪穴住居土土遺物 中世の遺物	F 区 小穴・Ⅱ a 層出土 各期の遺物
図面 55 442～457／出土位置	（空白）	S 区
図版 1 上段表題	上空南より	上空北西より
図版 11・12 見開き左頁／表題	F 区	M 区

寺 崎 遺 跡

—日向国庁を含む官衙遺跡—

2001.3

宮崎県教育委員会

序

本書は、古代日向の国衙跡であることが確認されました、宮崎県西都市大字右松字勿田所在の寺崎遺跡の調査成果についてまとめたものです。

国衙跡は、国分寺、国分尼寺と並び、古代の国の中心と位置づけられるもので、遺跡付近に現在も残る東西南北の地割りや、表面に散布している土器、瓦片などが往時の栄華を偲ばせます。

平成8年度から始まった調査では、中枢の建物跡やそれを囲う築地塀などの重要な遺構が検出され、儀式・饗宴に用いた多くの遺物が出土しています。

今後解明すべき課題も多いかと思いますが、ここに掲載された調査成果が、古代日向の在り方を知る上で重要な資料となるであろうことは疑い得ないでしょう。

また、本書や出土遺物は、学術研究の分野のみならず、学校教育や生涯学習の場で活用されるべきものであり、そのような利用を通じて、この調査の成果が文化財保護のための県民意識の高揚に繋がれば幸いです。

最後になりましたが、調査を進めるにあたって御尽力いただきました関係各機関や、御協力いただきました地権者をはじめとする地元の皆様方に、厚くお礼申し上げます。

平成13年3月

宮崎県教育委員会

教育長 笹山 竹義

凡 例

1. 本書は、宮崎県教育委員会が国庫補助を受けて平成8年度から平成12年度までの期間実施した、国衙跡保存整備基礎調査の調査報告書である。

日向国庁跡を含む官衙遺跡である、寺崎遺跡(宮崎県西都市大字右松字芻田所在)の確認調査の記録を中心に掲載している。

2. 保存整備のための資料を得るとい調査の性格上、遺構の掘り下げは、必要最小限にとどめている。遺構図は、1/100縮小を基本とした。

3. 遺物図のうち、土器は1/3縮小(原寸大で作成した原図の33%)を基本としている。須恵器、陶器については断面を黒塗りに、施釉陶器については網掛けにしている。

また、古瓦は1/5縮小を基本としている。

4. 土器実測図の表現の中で、細い実線は鋭い稜か、あるいは回転ナデと回転ケズリの境を、細い破線は鈍い稜を、一点鎖線は、陶磁器類などの施釉範囲を示す。

5. 本文中では、30cm \equiv 1尺として記述を行っている。

6. 本書で用いた方位の北は、座標北を示す。

7. 挿図1は、国土地理院発行の5万分の1地形図『妻』を使用した。

8. 巻末に、付論編として、論考2編と理化学的分析結果報告1編を掲載している。

その1は、文献から見た古代日向国に関する概論で、ラ・サール学園の永山修一氏にご寄稿いただいた。

その2は、出土文字資料に関する検討で、宮崎産業経営大学の柴田博子氏よりご寄稿いただいた。

その3は、建物跡の柱穴内出土炭化木による年代分析と自然環境分析の結果報告である。

9. 付論編以外の執筆と編集は、宮崎県埋蔵文化財センター主査 吉本正典が担当した。

10. 遺構・遺物の実測、写真撮影は担当調査員が行い、一部整理作業員の補助を得た。

11. 本報告の記述や、その基となった検出遺構の理解について、調査指導委員会の諸先生方より多くの有益なご教示をいただいた。

12. 国府関連の用語は、山中敏史氏により整理された用法に従った。

山中敏史 『古代地方官衙の研究』1994 塙書房

13. 確認調査における諸記録類や出土遺物は、宮崎県埋蔵文化財センターに保管されている。

目 次

(本文編)

第 I 章	はじめに	1
第 1 節	調査の目的と調査体制	1
第 2 節	調査・研究の状況	2
1	研究小史	2
2	国衙・郡衙・古寺跡等遺跡詳細分布調査	2
3	国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査	4
4	文献リスト	6
第 3 節	寺崎遺跡の位置と歴史的環境	9
第 II 章	寺崎遺跡の調査	11
第 1 節	概 要	11
1	調査の流れ	11
2	調査の記録	11
3	基本層序	11
第 2 節	調査成果	13
1	記述に関して	13
2	各調査区の状況	13
3	遺構の時期的グルーピング	18
4	前 I 期の遺構	18
5	I 期の遺構	19
6	II 期の遺構	20
7	III 期・中枢建物	20
8	III 期・囲繞施設	22
9	III 期・その他の遺構	25
10	IV 期の遺構	25
11	古代末～中世の遺構	26
12	竪穴・遺構外出土遺物	28
第 3 節	遺物観察表	29
第 4 節	まとめ	40
第 III 章	おわりに	50

(付論編)

日向国府の成立と展開	永山修一
寺崎遺跡出土の墨書土器について	柴田博子
寺崎遺跡における自然科学分析	古環境研究所

(図面編)

- 図面 1 調査区の位置 (1)
- 図面 2 調査区の位置 (2)
- 図面 3 遺構の分布
- 図面 5 B・C区
- 図面 6 D区
- 図面 7 E・F区
- 図面 8 G区
- 図面 9 H区
- 図面10 I区
- 図面11 J区
- 図面12 K区
- 図面13 M区
- 図面14 N区
- 図面15 O区
- 図面16 P区
- 図面17 Q区
- 図面18 R区北西半
- 図面19 R区南東半
- 図面20 S区
- 図面21 出土遺物 (1)
- 図面22 出土遺物 (2)
- 図面23 出土遺物 (3)
- 図面24 出土遺物 (4)
- 図面25 出土遺物 (5)
- 図面26 出土遺物 (6)
- 図面27 出土遺物 (7)
- 図面28 出土遺物 (8)
- 図面29 出土遺物 (9)
- 図面30 出土遺物 (10)
- 図面31 出土遺物 (11)
- 図面32 出土遺物 (12)
- 図面33 出土遺物 (13)
- 図面34 出土遺物 (14)
- 図面35 出土遺物 (15)
- 図面36 出土遺物 (16)
- 図面37 出土遺物 (17)
- 図面38 出土遺物 (18)

- 図面39 出土遺物 (19)
- 図面40 出土遺物 (20)
- 図面41 出土遺物 (21)
- 図面42 出土遺物 (22)
- 図面43 出土遺物 (23)
- 図面44 出土遺物 (24)
- 図面45 出土遺物 (25)
- 図面46 出土遺物 (26)
- 図面47 出土遺物 (27)
- 図面48 出土遺物 (28)
- 図面49 出土遺物 (29)
- 図面50 出土遺物 (30)
- 図面51 出土遺物 (31)
- 図面52 出土遺物 (32)
- 図面53 出土遺物 (33)
- 図面54 出土遺物 (34)
- 図面55 出土遺物 (35)
- 図面56 出土遺物 (36)

(図版編)

- 図版1 調査区全景
- 図版2 直線状道路・A区
- 図版3 B区・D区
- 図版4 F区(1)
- 図版5 F区(2)
- 図版6 F区(3)
- 図版7 G区
- 図版8 H区(1)
- 図版9 H区(2)
- 図版10 I区・K区
- 図版11 M区(1)
- 図版12 M区(2)
- 図版13 M区(3)
- 図版14 N区(1)
- 図版15 N区(2)
- 図版16 O区
- 図版17 P区・Q区
- 図版18 R区(1)
- 図版19 R区(2)
- 図版20 S区
- 図版21 出土遺物(1)
- 図版22 出土遺物(2)
- 図版23 出土遺物(3)
- 図版24 出土遺物(4)
- 図版25 出土遺物(5)

卷頭図版 1 調査地全景



上空東より

卷頭図版2 F区



Ⅲ期正殿建物98001



Ⅲ期正殿建物98001 北庇柱列

卷頭図版3 G区・H区



正殿建物98001 基壇と柵列99006



Ⅲ期東脇殿建物99001 東側柱列と雨落溝

卷頭図版4 M区



M区全景



IV期建物99002 南側柱列

卷頭図版5 A区・S区



A区全景



S区全景

卷頭図版6 P区・Q区



P区全景



Q区全景

本文編

第 I 章 はじめに

第 1 節 調査の目的と調査体制

和銅6年(713)の大隅国分立後の日向国は、九州の南東部に位置し、ほぼ現在の宮崎県に相当する範囲にあたる。臼杵、児湯、那珂、宮崎、諸県の五郡からなる。

その日向国の国府所在地については諸説があったが、いずれも決定的な証拠に欠け、位置の特定までには至っていなかった。

そのような状況の中、宮崎県内においても各種の開発事業が進行し、国府関連遺跡が未確認のまま破壊される懸念が生じてきた。このため、宮崎県教育委員会では国庫補助を受け、昭和63年度から3か年にわたり「国衙・郡衙・古寺跡等遺跡詳細分布調査」を、さらに平成3年度からの5か年間「国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査」を実施し、西都市大字右松字^{はね}剱田所在の寺崎遺跡付近が国府所在地として有力視されることとなった。

このため、平成8年度から5か年計画で、「国衙跡保存整備基礎調査」を行い、保存・整備のための基礎資料を収集することとなった。寺崎遺跡の確認調査を調査の中心と位置付け、併せて地表面観察や周辺の聞き取り調査、関連資料の収集を行うこととした。また、地元の西都市など関連する市町にも協力を依頼し、調査情報を交換し、共有化することを目指した。

そうして得られた成果は、調査指導委員会での検討・指導を経て、一部は概要報告書の形で報告を行っている。

本調査に係わる調査組織は以下の通りである。

調 査 主 体	宮崎県教育委員会
事 務 局	教育庁文化課 教育長 田原 直廣(平成8年度) 岩切 重厚(平成9年度) 笹山 竹義(平成10~12年度) 文化課長 江崎 富治(平成8年度) 仲田 俊彦(平成9~11年度) 黒岩 正博(平成12年度)
指 導 監 督	文化庁
調査指導委員会	小田富士雄(福岡大学人文学部) 山中敏史(奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター) 日高正晴(宮崎県文化財保護審議委員) 永井哲雄(宮崎県史編さん室) 阿萬美水(元宮崎県立学校)
特 別 調 査 員	日野尚志(佐賀大学文化教育学部) 柳沢一男(宮崎大学教育文化学部) 永山修一(ラ・サール学園)
調 査 員	吉本正典(平成8~11年度) 東 憲章(平成12年度)

第2節 調査・研究の状況

1 研究小史 —昭和以前—

冒頭でも触れたように、日向国府は近年に至るまで所在地が特定されておらず、主に歴史地理学の分野からいくつかの説が示されていたに過ぎなかった(挿図1)。

国立歴史民俗博物館による共同研究「古代の国府の研究」の報告書¹⁾では、推定地がA～Eの5箇所整理され、文献リストや木下良氏による「研究概況」が提示された。うち4箇所(B～E)は、現在の西都市妻地区およびその付近に古代律令制下の国府の所在を想定するもので、『和名類聚抄』の記載や古瓦の分布、地割り等を根拠にしている。

特に西都市大字三宅一帯(B)には、日向国分僧寺跡、国分尼寺推定地、印鑰神社等があり、古瓦も採集されていること、三宅の地名が「屯倉」に通じること、さらには府中の通称地名もあること等により、近世の『笠狭大略記』や『大宰管内志』などは当地に日向国府の所在を想定し、以来当地(字大王馬場付近)を国府跡所在地とする概説書が多く見受けられる。

羽黒神社北西側の大字右松(C)は歴史地理学の側からの見解で、内陸河港「都市」としての国府像を想定するものである²⁾。

市街地北方に位置する通称妻北地区(D)では、都萬神社境内や通称地名法元付近を中心とする方6町の国府跡が想定され、方格状の地割が遺存することが指摘されている。

以上の他、『色葉字類抄』に「那珂府」の記載があることや大光寺に中世の国衛関連の文書が残ることなどを根拠に、佐土原町大字上田島付近に比定する見解(A)もある³⁾。

また諸国の国府で確認されている「移転」に関して、木下良氏は、国分寺と同系の古瓦が散布する当地区の字刈田付近から印鑰神社のある大字三宅へ移転し、さらに中世に佐土原に再度移転したと考えた⁴⁾。

一方、考古学の面からの官衛遺跡、寺院跡の解明は進まず、わずかに昭和23年に日向考古調査団により実施された日向国分寺跡と寺崎遺跡のトレンチ調査⁵⁾と昭和36年に行われた日向国分寺の発掘調査⁶⁾が挙げられるに過ぎない。

2 国衛・郡衛・古寺跡等遺跡詳細分布調査

宮崎県教育委員会による標記調査では、まず官衛遺跡立地の目印となる古瓦の分布状況把握が行われ、県内では西都市、佐土原町、えびの市など、計13箇所の分布地点が確認された。また地名や伝承の面からの追跡も行った。

確認調査は、西都市内の日向国分寺跡、国分尼寺推定地内の諏訪遺跡、大字三宅の上尾筋遺跡、および寺崎遺跡を対象に行われた。

平成元年度の上尾筋遺跡の確認調査では、古代関連の目立った遺構は検出されていない。このことや、付近には古墳が点在しており、官衛遺跡としてまとまった面積が確保できないことなどから、三宅地区(B)については、この時点で国府所在地とするには弱点が多いと判断された。

また沖積地上の推定地Cについても、近辺に国府の存在を裏付けるような考古資料は見られなかった。

一方、平成2年度の寺崎遺跡の確認調査(1次調査)では、多量の古瓦や暗文を施す畿内系土師器杯蓋などが出土している。



挿図1 調査地の位置と関連遺跡

また同年度に西都市教育委員会による確認調査も実施され、寺崎遺跡(寺崎遺跡E・F地点)、式内社都萬神社付近の上妻遺跡(上妻遺跡I・J地点)で古代の遺構、遺物が確認されている。この結果から、寺崎遺跡および上妻遺跡近辺が官衙遺跡の有力候補と目されるようになった。

3 国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査

妻北地区の童子丸遺跡、上妻遺跡、寺崎遺跡、国分尼寺推定地内の諏訪遺跡で、確認調査が実施された。

童子丸遺跡では、すでに西都市教育委員会による確認調査(童子丸Aa地点)で、凸面横縄叩きの平瓦が出土しており、国府・国衙の北限ではないかとの想定のもと確認調査が行われたが、古代関連の遺構は確認できなかった。

上妻遺跡については、都萬神社西側及び北側の畑地を対象に確認調査が実施された。結果として、目立った遺構は確認されなかったが、石帯、豊後国の金剛宝戒寺と同范の単弁八葉蓮華文軒丸瓦、斜格子叩きの平瓦等の遺物が出土しており(挿図2)、官衙か白鳳期の氏寺との想定がなされている。

寺崎遺跡では、2次・3次B区において、東西方向に並ぶ柱穴列が検出された。これは次章の報告内容にも関連する重要な成果であり、付近が官衙遺跡としての中心箇所であると推定されるに至った。

また4次C区では、幅2.5mの東西溝が検出された。国衙の北限に関連する溝とも考えられる。

このように、限られた掘り下げ面積ではあったが、寺崎遺跡の調査において官衙遺跡の存在の裏付けが得られたことは大きな成果と言える。また、おぼろげながらも中心箇所の特定がなされ、それ以降の調査の指針となった。

なお、国衙・郡衙・古寺跡等遺跡詳細分布調査に関しては、『国衙・郡衙・古寺跡等遺跡詳細分布調査概要報告書』I(1989)など3冊の概要報告書が、国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査に関しては、『国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査概要報告書』I(1992)など5冊の概要報告書が、いずれも宮崎県教育委員会より刊行されている(次項文献リスト参照)。確認調査実施地点や細かな調査内容、上妻遺跡、童子丸遺跡の出土遺物などについては、個々の報告書を参照していただきたい。

また『国衙・郡衙・古寺跡等遺跡詳細分布調査概要報告書』Iには、日向国府に関する研究史がまとめられている。さらに妻北小学校のプール建設地内で出土した木簡などの遺物(挿図3・出土地点は図面2参照)についての報告が『国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査概要報告書』IIに掲載されている。

寺崎遺跡付近出土である可能性の高い陶硯(風字硯)について、『宮崎県史研究』12(文献リスト36)の中で資料紹介がなされている(挿図4)。

ただし、それらの概要報告時と、今回の報告では、遺構の番号や年代観等の変更箇所がある。そのような箇所については本書の内容が優先される。

年次	調査	分布調査・確認調査の内容	主要な遺構・遺物、関連事項
昭63	遺跡詳細分布調査	県内分布調査 諏訪遺跡	古瓦出土地（西都市・佐土原町・宮崎市・えびの市・延岡市）
平元		西都市内分布調査 日向国分寺跡 上尾筋遺跡	2×5間以上の掘立柱建物跡（国分寺） 下村窯跡（佐土原町教委） 上尾筋・下尾筋遺跡（西都市教委）
平2		佐土原町内分布調査 寺崎遺跡	柱穴列、畿内系土師器（寺崎1次） 上妻 I・J、童子丸 A a・A b・B、法元 H・K、寺崎 E・F 区（西都市教委）
平3	範囲確認調査	童子丸遺跡第1・第2地点 上妻遺跡第1地点	下村窯跡発掘調査（佐土原町教委）
平4		上妻遺跡 A・B 地区	軒丸瓦（A地区）、石帯（B地区）
平5		寺崎遺跡 2次	柱穴列
平6		寺崎遺跡 3次 A～D 区	
平7		寺崎遺跡 4次 A～C 区 諏訪遺跡 2次	溝状遺構（C地区）
平8		寺崎遺跡 5次 A～C 区	掘立柱建物 2棟・緑釉陶器（B地区）
平9	保存整備基礎調査	寺崎遺跡 6次 A～D 区	柵列（A地区）、溝状遺構（D地区）
平10		寺崎遺跡 7次 A～D 区	東西棟正殿建物・東西棟掘立柱建物（A地区）、溝状遺構（C地区）
平11		寺崎遺跡 8次 A～H 区	南北棟東脇殿建物・円面硯（A地区）、掘立柱建物（D地区）、掘立柱塀（E地区） 築地塀（D・G・H地区）
平12		寺崎遺跡 9次 A・B 区	

4 文献リスト

ここでは日向国府に関する記載のある文献を分野別に示す。ただし、近世以前の文献については除外している。

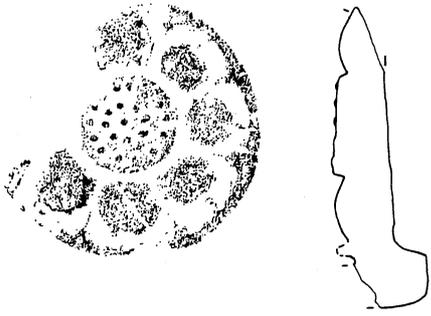
<日向国府の所在地に関するもの>

- 1 宮崎県 「国府跡」『日向の伝説と史蹟』1933
- 2 日高 正晴 「日向国府及び国府所在地の考證」『をかたま』16 宮崎商業学校学友会 1938
- 3 喜田 貞吉 『日向国史』上巻 1943
- 4 松尾 宇一 「日向国府の址」『日向郷土事典』1954
- 5 藤岡謙二郎 「地方都市としての国府の歴史地理的研究」『都市と交通路の歴史地理学的研究』大明堂 1960
- 6 三好 利八 「日向国府址の研究」『国学院雑誌』61-1 1960
- 7 石川恒太郎 「国衙跡」『宮崎県の考古学』吉川弘文館 1963
- 8 藤岡謙二郎 「日向・大隅・薩摩の各国府」『日本歴史叢書』25 吉川弘文館 1969
- 9 日高 次吉 「日向の国府」『宮崎県の歴史』山川出版社 1970
- 10 木下 良 「西都原古墳群と日向国府」『地形図に歴史を読む』4 大明堂 1972
- 11 木下 良 「印鑰神社について」『史元』17 史元会 1973
- 12 藤岡謙二郎 「古代日向の地域的中心と交通路」『地理学評論』46-10 1973
- 13 木下 良 「日向国府の変遷」『人文研究』60 神奈川大学人文学会 1974
- 14 日高 次吉 「日向の国衙と児湯の郡衙」『西都の歴史』西都市 1976
- 15 木原 武雄 「日向国府」『大宰府管内国府の研究』日本学術振興会 1982
- 16 日野 尚志 「西海道の国府 日向国府」『大宰府古文化論集』上 吉川弘文館 1983
- 17 永井 哲雄 「国府」『宮崎県大百科事典』宮崎日日新聞社 1983
- 18 国立歴史民俗博物館編 「日向国」『国立歴史民俗博物館研究報告』10 1986
- 19 木下 良 「古辞書類に見る国府所在郡について」(同上)
- 20 石川恒太郎 「日向国府」『新修国分寺の研究』第5巻下 西海道 1987
- 21 木下 良 「国府 その変遷を主にして」『歴史新書』教育社 1988
- 22 国立歴史民俗博物館編 「日向国府(研究概況)」『国立歴史民俗博物館研究報告』20 1989
- 23 長津 宗重 「古代」『宮崎県史』通史編 原始古代2 1998
- 24 坂上 康俊 「古代の日向国」『宮崎県の歴史』県史45 山川出版社 1999

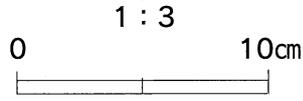
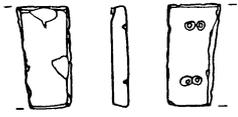
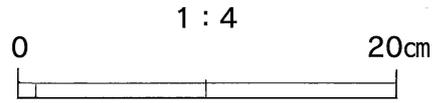
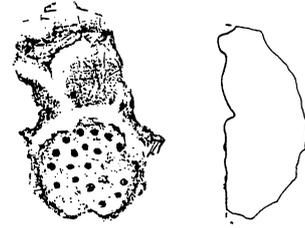
<調査に関するもの>

- 25 宮崎県教育委員会 『国衙・郡衙・古寺跡等遺跡詳細分布調査概要報告書』I 1989
- 26 " 『国衙・郡衙・古寺跡等遺跡詳細分布調査概要報告書』II 1990
- 27 " 『国衙・郡衙・古寺跡等遺跡詳細分布調査報告書』III 1991
- 28 西都市教育委員会 『上妻遺跡／寺崎遺跡 他 西都市埋蔵文化財発掘調査報告書 第14集』1991
- 29 宮崎県教育委員会 『国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査概要報告書』I 1992

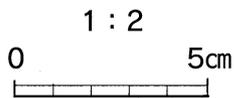
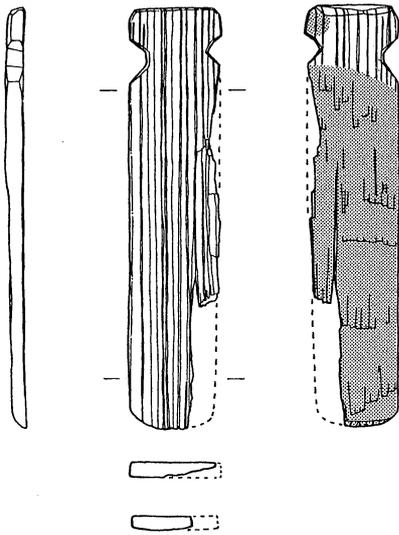
- 30 宮崎県教育委員会 『国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査概要報告書』 II 1993
- 31 " 『国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査概要報告書』 III 1994
- 32 " 『国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査概要報告書』 IV 1995
- 33 " 『国衙・郡衙・古寺跡等範囲確認調査報告書』 V 1996
- 34 " 『国衙跡保存整備基礎調査概要報告書』 I 寺崎遺跡5次調査
1997
- 35 " 『国衙跡保存整備基礎調査概要報告書』 II 寺崎遺跡6次調査
1998
- 36 吉本 正典 「日向国府・国衙跡推定地・妻北地区の調査」『宮崎県史研究』12 1998
- 37 宮崎県教育委員会 『国衙跡保存整備基礎調査概要報告書』 III 寺崎遺跡7次調査
1999
- 38 吉本 正典 「日向国庁の解明に向けて」『考古学ジャーナル』451 1999 ニューサイ
エンス社
- 39 宮崎県教育委員会 『国衙跡保存整備基礎調査概要報告書』 IV 寺崎遺跡8次調査
2000



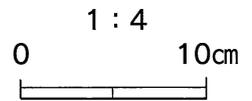
上妻A区



上妻B区



妻北小プール建設地



採集遺物

挿図2 上妻遺跡及び寺崎遺跡周辺出土遺物

第3節 寺崎遺跡の位置と歴史的環境

寺崎遺跡は、宮崎県のほぼ中央に位置する西都市の中心市街地(妻地区)の北方、西都市大字右松字芻田に所在する。(挿図1)妻の市街地は、九州山地に源を発する一ツ瀬川の右岸の沖積低地の自然堤防上に展開しており、その西側には標高約20mの中位段丘面(深年I段丘面)⁷⁾が広がっている。寺崎遺跡はその中位段丘面上に立地しており、さらにその西側には標高約60mの西都原台地(西都原段丘面)が広がる。遺跡の西～南側には谷が入り込み、堰き止められて「稚児ヶ池」と呼ばれるため池となっている。東側には段丘崖が形成されている。図面2では高低差を読みとることが難しいが、「御舟塚」地点から北西にのびる道路の標高は、遺跡地よりも約5m程低い。

調査地の地名であるところの大字右松字芻田は、大字三宅の中に中州状に入り込む形となる。西は南北に延びる直線状道路が、東は段丘崖上が大字界となる。そして厳密には南北直線状道路の西側が大字三宅字寺崎となるのであるが、「寺崎」は付近一帯の通称地名的に使われており、遺跡名もそれに従った。「寺崎」の北方は通称地名の「法元」である。ここは、後に触れる日下部氏の本拠地とされ、かつて法元寺も在ったという。また「ほか」を「府衙」の転訛とする見解もある。

さて、現況では住宅・農地となっている寺崎遺跡近辺は、古来居住の適地であったと見られ、それを裏付けるように各時代の遺物が採集されている。以下、判明している遺跡周辺の歴史について簡単に記していく。

当地における人類の活動の痕跡は、現在のところ縄文時代早期に遡る。寺崎遺跡5次A区など、いくつかの調査区で、「アカホヤ層」下位の層より押型文土器が出土している。

縄文時代前期～後期の状況は判然としないが、晩期には土器、石器の出土量が若干増え、打製石斧や石錘などの生産具が目立つようになる。

弥生時代に関しては、これまでのところ少量の土器片が認められるのみで、集落などは確認されていない。

古墳時代に関しては、発掘調査により多数の竪穴住居跡が検出されており、断片的ながら、一大集落が形成されていたことを伺い知ることができる。また、有名な西都原古墳群は主として高位の台地上に展開するが、一部は中位段丘面上にも築かれており、居住域と古墳群との関連が注目される場所である。

古代の状況は、寺崎遺跡での一連の調査で一部明らかになった。あわせて、官衙域とその関連の施設は、周辺に位置する上妻遺跡や法元遺跡、酒元地区の「児湯郡印」(国重要文化財)を出土したと伝えられる地点(「山王」の地名が残る)など、付近一帯に広がっていた可能性も考慮すべきであろう。

また、南側に位置する一段高い段丘面(岡富段丘面)上にも日向国分僧寺、国分尼寺推定地、印鑰神社などの主要遺跡・史跡があり、これらの段丘面が、古代の日向国の中枢域であったと見ることができよう。

古代後期には、都萬神社の司官であった日下部氏が勢力を伸ばし、国衙の在庁職を占めるが、文治3年(1187)に田部氏(土持氏)が在国司職を日下部氏より譲り受け、これに取って代わる形となる。

中世の日向国中央部は、広がりを見せる荘園と公領が入り乱れる状況となる。荘園・公領名や面積が記された建久年間の「日向国図田帳」には国衙領として「右松保廿五町」が見える。

後に宮崎平野一帯を押さえる伊東氏は、建武年間の伊東祐持の代に日向に下向してきたと伝えられ、祐持の子の祐重が都於郡城(西都市の南東部、大字鹿野田・荒武)に入り、以後、同城は拡張を重ね、伊東氏の本拠となった⁸⁾。

伊東氏は、最盛期には俗に「伊東氏48壘」と呼ばれる勢力圏を築き上げ、都萬神社の経営にも深く関わるなどしたが、島津氏との争いに敗れ、天正年間に豊後に敗走し、以後、都於郡城一帯は島津氏が領するところとなった。

近世の当市域は佐土原藩領、延岡藩領(のちに幕府領)となる。

註)

- 1 文献18・22
- 2 文献4
- 3 日高次吉 『上田島庄大光寺』 1960
- 4 文献13
- 5 駒井和愛・桜井清彦 「宮崎県児湯郡西都市寺原及び寺崎の遺跡」『高千穂阿蘇』 神道文化会 1960
- 6 宮崎県教育委員会 「日向国分寺址」『日向遺跡総合調査報告』3 1963
- 7 段丘面の呼称は、下記に拠った。
遠藤秀典・鈴木祐一郎 1986 「5万分の1地質図幅『妻および高鍋』 通産省地質調査所
- 8 大規模城郭である都於郡城の「拡大化」の過程については、下記の文献に詳しい。
若山浩章 「都於郡城覚書」『南九州城郭研究』2 南九州城郭談話会 2000

第II章 寺崎遺跡の調査

第1節 概要

1 調査の流れ

平成8年度より実施された国衙跡保存整備基礎調査に伴う確認調査は、一部を除いて掘り下げ可能な畑地・空き地にトレンチを設定して、人力で表土より掘り下げを行うという方式を採っている。従って、各々の調査は概して小規模なものであり、それらを繋ぎ合わせて全体像に迫っていかねばならないという制約がある。(図面1・2)

加えて、当初は諸般の事情により、官衙遺跡の中心と目される部分に着手することができなかった。そのため、周辺部のみの調査となり、なかなか解明の糸口が得られなかった。

ところが幸いにも、平成10年度に比較的まとまった面積の調査が実施できることとなり、官衙ブロックの正殿と目される大形の建物跡や東西棟の長舎状掘立柱建物が検出されるなど、大きな進展が見られた。

そこで平成11年度には、それを「定点」として踏まえる形で、ピンポイント的なトレンチ調査を計8箇所を実施し、東脇殿建物跡や、北・西・南面築地塀が確認されるなどの成果が得られた。

こうして平面「品」字形配列を示す遺構群の分布状況が、部分的ながら捉えられることとなった。(図面3)

2 調査の記録

検出された遺構は、種類別に番号を付していった。遺構番号は、検出年度の西暦下2桁+001~としている。(例・建物97001)。「柵列」は列状の柱穴の並びで、塀を含む区画施設と推定される。また「回廊状遺構」は、並行する柱穴列の呼称として用いている。

ただし、性格の特定が難しい遺構も多く、今回用いた遺構種別が必ずしも実態に即しているとは限らない

冒頭にも記しているように、今回の調査においては遺構の掘り下げは必要最小限にとどめている。柱穴については、基本的に数cm程掘り下げて柱痕跡の有無を確認し、その状態で写真撮影を行っている。図中、上場線のみ表現されている柱穴は、検出、柱痕跡の有無の確認までで止めたものである。ただし、重要な建物の柱穴や、性格の判然としないものについては、深さや出土遺物等のデータを得るために、必要に応じて裁ち割りをを行っている。

掘り下げ、遺構精査が終了した段階で、1/100縮尺で遺構分布図を、1/20縮尺で個別の遺構実測図を作成した。面積の比較的広い5次B区と7次A区については、国土座標第II系を基準にした10mグリッドを組み、それをもとに各遺構の実測を行った。それ以外のトレンチについては、任意のトレンチ主軸の両端2点を国土座標第II系に繋ぎ、位置を測り出した。

3 基本層序

遺跡地周辺の基本層序は、以下のようなものである。

I 層 表土。現耕作土。各時代の遺物を含む。

II a層 やや灰色がかかった褐色土。土器の小破片を多量含む。古代末から中世に形成

された整地土層と考えられる。中世の遺構の埋土も基本的にはこの層と同様の
特徴を示している。

II b 層 黒褐色土に黄白色粘土や土器細片が混入する。III層の直上の層準で認められ
る。その分布は後述するF区、H区付近に限られる。古代の官衙関連施設の造
営に係る整地土層と考えられる。

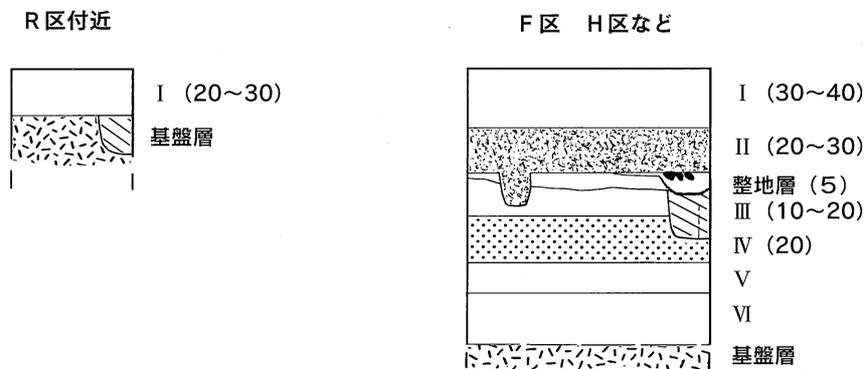
III 層 黒褐色土。やわらかい。形成時期は縄文時代後期～晩期か。整地土層面で遺
構検出が困難な場合には、このIII層の上面で古代の遺構の検出作業を行ってい
る。

IV 層 いわゆる「アカホヤ層」。赤橙色火山灰層である。古墳時代の竪穴の埋土は、
III層土と色調が似るため、この層の上面で確認される場合が多い。

V 層 暗褐色土層。堅い。

VI 層 褐色土層。V層同様堅くしまっており、上部より縄文時代早期の遺物が出土
している。

基盤となるのは段丘砂礫層である。ところによっては表土直下にあらわれる。



挿図3 基本層序 (模式図)

第2節 調査成果

1 記述に関して

本節では、各調査区の検出遺構・出土遺物の概要について触れ、次に埋土土色や切り合い関係、遺構主軸などから遺構群のまとまりや変遷を捉えていく。

各遺構の記述は、設定された「期」ごとに行う。平面「品」字形配列の遺構群については、「中枢建物」「囲繞施設」「周辺遺構」に分ける。

なお、各調査区の呼称は、概要報告段階では「・次・区」としていたが、記述が煩雑となるため、A～T区に再編する。

2 各調査区の状況(図面4～20)

A区 [旧6次B区]

設定したトレンチの南北両端に、近世の東西溝が走っており、それらに挟まれた範囲内にて、東西方向に並ぶ柱穴列と溝が検出されている。ただし繋がりとは未確認。

B・C区 [旧6次C区]

近世の南北溝が調査区の中央と西側を縦走する(溝94002・94003)。また硬化面を有する中世の道路状遺構(道路状遺構97001)も確認された。古代関連の遺構は、南北方向に不規則に並ぶ柱穴群が目立つのみである。

D区 [旧8次F区]

後述するG区で検出された柱穴列(柵列99006)の西側の繋がりを確認するための調査区。2・3次調査区の北縁に隣接する。

掘り下げの結果、堀99006の柱筋の延長線上に1基の柱穴が検出された。埋土や床面レベルがほぼ同じであるため、やや不確実ながら同一遺構に属するものと判断される。

E区 [旧2・3次B区]

平成5・6年度の調査で東西棟の掘立柱建物が検出されており(建物98003)、2度の建て替えが行われていたことが確認された。

なお、このE区の記録は国土座標第II系に基づいていないため、図面7のF区との位置関係は若干の不確定要素を含むものであることを断っておきたい。

F区 [旧7次A区]

今回の一連の調査で唯一、まとまった面積の掘り下げが可能となったところ。標高は付近では最も高い。

調査区東側で官衙ブロックの正殿と目される東西棟建物跡(建物98001)が確認された。

建物跡の範囲では、表土直下に黄白色粘土が堆積しており(厚さ5～20cm)その中に、ところどころ根石とおぼしき礫が見られた。さらに黄白色粘土下位のII b層(建物構築に伴う整地土層か)上面の精査の結果、掘立柱建物の柱掘形が確認された。掘立柱の柱抜き取り埋土中には黄白色粘土が詰まった状態となっていた。

このことから、掘立柱建物(建物98001 aとする)を廃して柱を抜き取った後、黄白色粘土を充填して礎石の根石を据え付け、さらに基壇状に黄白色粘土を積み、礎石建物(建物98001 b)を築いたと考えられる。ただし根石そのものは北西隅柱に遺存していたのみで、ほとんどが原位置を動いている状況であった。

なお、掘立柱の柱掘形埋土中より古瓦が出土することから、この建物は当初より瓦葺き

であったと見られる。また基壇状積土の上面にも多量の古瓦が認められたが、これは礎石建物98001bに伴うものであろう。

また、建物98001よりも時期的に遡る東西棟の長舎状掘立柱建物が2棟（建物98002・98003）柱筋を揃えて建っており、その北側柱列に沿う形で溝が並走している（溝98003）ことが確認された。特に、すでにE区で一部が検出されていた建物98003は建物の全容が明らかとなり、2度の建て替えが行われていたことが追認された。

さらに調査区北側で回廊状の柱穴列も検出されている（回廊状遺構98001）。これは正殿建物98001に切られるため、それよりも時期的に遡ることが確実であり、また柱掘形埋土中の遺物（古瓦を含む）から、長舎状建物よりも後出の施設であると考えられる。

調査区南側の中央部付近にある建物98004は、正殿建物98001と柱筋を揃えることから、それと同時期の建物との推定も可能であろうが、埋土の土色は、より後出の特徴を示している。

G区〔旧8次E区〕

建物98001の北側に設定された調査区。後殿や区画施設の検出に期待が持たれた。

結果として、建物98001の北底柱列のすぐ北側で、黄白色粘土の堆積が確認された。これは建物98001の基壇状積土の崩落土と見られる。

また建物98001の北底柱筋の北側約6m（20尺）の位置で東西方向に並ぶ3基の柱穴も検出された（柵列99006）。正殿建物の背後の区画施設と考えられる。

それらの他、主軸を南北に揃える方形竪穴（竪穴99002）や埋土中に黄白色粘土が含まれる東西溝（溝99017）も古代の所産であろう。

それよりも北側の部分では、攪乱が深くまで及んでいたこともあり、遺構は全く確認されなかった。

H区〔旧8次A・9次A区〕

この調査区は、耕作の影響をあまり受けなかったためか、遺構の遺存状況が良好で、表土下約20~30cmのレベル（整地土層面）で遺構の検出が可能となった。

精査の結果、南北に並ぶ1列の柱穴列が検出された。南側の5基については礎石据え付け掘形が重複しており、根石が残存していた。さらにその西側の畑地に設定したトレンチにおいて、対応すると見られる2基の柱穴が確認されたため、これは東脇殿に相当する南北棟建物跡（建物99001）であり、正殿建物98001同様、同一位置で掘立柱建物（建物99001a）から礎石建物（建物99001b）へ建て替えられていたとの想定が可能となった。ただし西側トレンチ部分は攪乱が深くまで及び、また近世の南北溝掘削の影響もあり、柱穴の下底部近くをようやく捉えた様な状況であった。

建物99001の東側柱列の東約1.8mのところ、黄白色粘土の詰まった浅い溝状遺構（溝99019）が検出されている。さらにその東側の拡張箇所では、これも黄白色粘土の詰まった浅い溝（溝99018）が検出されている。それらは埋土の特徴から、礎石建物99001bに伴うものと見られる。

この拡張箇所については、Ⅲ層上面まで掘り下げて遺構精査を行った。その結果、浅い小規模な東西溝が連続している状況が確認された。整地土層面では全く確認できなかったため、建物99001造営以前の（あるいは造営に係る）遺構と考えられる。

I区〔旧8次B区〕

F区の東側に設定された調査区。結果として、黄白色粘土を含む小ピットが検出されたものの、中樞建物と関連を有する柱穴は確認されなかった。このことにより、東脇殿建物99001の北妻柱筋が、北側の正殿建物98001の横位(東側)までは延びないことおよび、正殿建物98001の桁行が5間ないしは7間のいずれかであったと仮定した場合、中軸線を挟んで建物98004と東西対称の位置にある建物が存在しないことが判明した。

J区〔旧9次B区〕

G区で検出された塀99006の東側の繋がりを確認するための調査区。同時期と見られる柱穴が検出された。

K区〔旧7次B区〕

平成元年度に西都市教育委員会が実施した「寺崎E地点」の北側にあたり、今回の掘り下げ範囲の中で、西都市トレンチを確認することができた。

特に繋がりの明らかになった遺構はないが、黄白色粘土の詰まった小ピットが数基確認された。また古墳時代の竪穴住居が4基検出されている。

L区〔旧8次C区〕

掘り下げの結果、数条の南北溝が確認された。ただし、土地利用上の制約から十分な幅が確保できなかったため、各々の詳細な時期は明らかにできなかった。

遺物ではII層中より出土した円面硯が注目される(414)。脚下部を欠くが、硯部は良好に残る。脚部には方形の透かしが入る。陸部には擦過痕など使用の痕跡が残っており、未使用に近いものと考えられる。

M区〔旧1次・8次D区〕

1次調査の段階で、東西方向に並ぶ柱穴や溝が検出され、多量の古瓦や暗文を施す畿内系土師器の杯蓋などが出土していたことは既に触れた通りである。8次調査では、その西側隣接部分を拡張し、あわせて1次調査検出遺構の性格確認も行った。

調査区の南側で東西溝(溝99004)が検出されている。上面幅約2.4mの比較的規模の大きな溝であるが、調査区のほぼ中央で途切れ、東側(旧1次調査区)の方まで続かない。上面には古瓦や土器の集積箇所が見られた。浅い土坑と見られる(土坑99005)。

また、幅や走行軸が定まらない、あたかも土坑が連続するような不整な形状を呈する東西溝が計4本確認された。これらは2期にわたる築地塀に伴う雨落溝と見られる。

溝99005と溝99007は茶色味がかかった埋土土色が、溝99006と溝99008は黄白色粘土塊や鉄分凝集層、基盤層土塊を含む埋土の特徴が似通っており、それらが対になるものと考えられる。ただし近世溝99003の影響もあり、築地塀基底部の状況は明らかでない。

さらに、溝99006の埋没後、掘立柱建物99002の柱穴が構築されている。この建物99002は、梁間3間・桁行5間の北庇付東西棟建物で、その南側柱列にとりつく形で、掘立柱塀(柵列99003・99004)が東西方向に延びているものと見られる。

また、柵列99002も、埋土土色から建物99002と同時期と考えられ、切り合い関係から、溝99004より後出のものであることが明白である。

柵列99001は、灰褐色を呈する埋土の土色から、中世の施設であると判断される。

このように、当調査区では、溝99004段階→古期築地塀→新时期築地塀→建物

99002段階という4時期にわたる古代の遺構の変遷が捉えられた。この付近に、一貫して国庁の北側の区画施設が設けられていたものと考えられる。

またそれらの遺構に伴うものの他、II a層などからも多量の遺物が出土している。中でも畿内系土師器杯蓋(415)や、「厨」墨書土師器(底面に「□厨」)などが注目される。

N区〔旧6次D区〕

西限の区画施設の確認のために設定された調査区。土地利用上の制約から十分な幅が確保できなかったが、調査区西側で、並行する南北溝が検出されるなどの成果が得られた。

その「並行する南北溝」として遺構は、当初、両側ともに単一の溝であると考えられたが、断面観察の結果、東側のそれについては3時期の溝が重なったものであることが確認された。先に触れたM区の溝99004の時期(溝97008)→古期築地堀内側溝(溝97009)→新期築地堀内側溝(溝97010)に相当するものの集合体であろう。

西側の溝も、新旧2時期の築地堀外側溝が重なったもので(溝97011・97012)、新期築地堀の外側溝97012の上面を中心に、多量の遺物が出土している。

また、溝97008～97010の東側にも南北溝がある(溝97006・97007)。竈を有する竪穴も検出されている(竪穴97004)。

O区〔旧7次C区〕

N区で確認された西限区画施設の続きを確認するために設定された調査区。

調査区西端で、3次調査において東肩部分のみ検出されていた溝94004の西側を捉えることができた。そしてこれが溝97008～97010と同一の遺構と考えられる。

溝97011・97012の繋がりについても、調査区のほぼ中央部で確認された。

上記の2つの溝ともに、北壁での断面観察の結果、2期にわたるものであることが追認された。外側溝の堀側には犬走り状の平坦地が確認された。調査区南側では近世の東西溝97001掘削の影響を受ける。

溝97011・97012の西隣にも南北溝がある(溝98002)。遺物が少なかったために、時期等の詳細は明らかにできない。

P区〔旧8次G区〕

平成7年度に実施した地下レーダー探査の結果、南北溝94004が直角に曲がると想定されたところ。

掘り下げの結果、南北方向に走る溝状遺構が検出された。ただし、想定されていた隅角部分は調査区の中では確認できなかった。

検出された溝状遺構は、N区での溝97008の在り方同様、3期にわたる溝(溝99004と同時期の溝99009→古期築地堀の内側溝99010→新期築地堀の内側溝99011)が重なったものであることが確認された。

溝99010の時期の遺物は少ないが、底部近くより、須恵器の盤、土師器高杯などが出土している。

溝99010の西肩を切る形で、築地堀の内側溝99010が掘削される。この溝の覆土中には、版築土塊や黄白色粘土塊などが含まれる。

さらに溝99010の埋没後に、新期の築地堀内側溝99011が築かれる。上面より古瓦や土器が多量出土している。

Q区〔旧8次H区〕

P区で溝の隅角部分が確認できなかったため、南縁を知るべく、畑地の脇に南北に細長いトレンチを設定した。

その結果、3本の並行する東西溝が検出された。南端で検出された溝(溝99012)は溝99004・97008・99010に繋がる区画溝、他の2本は築地塀に付帯する溝であると見られる。両溝の間隔は約2mで、ここでも新旧2期の重なりが認められ、新期の溝の上面より多量の遺物が出土している。また古期の外側溝の塀側には、犬走り状の平坦地が見られた。さらに、両溝の間で2基の小柱穴が検出されている。寄柱と見たいところであるが、やや間隔が狭い(1.5m)ようにも見受けられる。

このように、狭い範囲の調査区ではあったが、ある程度築地塀の構造を知る手がかりを得ることができた。

R区〔旧5次A・6次A区〕

中心部分に最北部に設定した調査区。その北側には浅い谷地形が入る。

ここでは、南北溝(溝97001)が確認された。その北端部は、段落ち状の凹部に流れ込む形となる。検出面近くより土師器高杯(411)が出土している。

主軸が約40°西偏する掘立柱建物(建物97001)は、黒色を呈する埋土の状況や出土遺物から、本遺跡で確認された古代関連遺構の中では、最も時代の遡るものと推定される。

また、この調査区の北西側に設定したトレンチでは、古代～中世の竪穴が4基検出された(竪穴96007など)。

さらに埋土中に礫を多数含む性格不明の凹部(池状凹部96008)や、底部に扁平礫の礎板を敷く中世後期の柱穴群(柵列97001)、さらにそれに付帯すると見られる土坑も検出されている。

S区〔旧5次B区〕

中心部分よりやや南東側にはずれた位置にある調査区。南側は東西方向の道路が通っている。ここでは比較的まとまった面積の掘り下げが可能となった。

梁間2間・桁行5間の南北棟掘立柱建物(建物96002)と梁間4間・桁行5間の二面庇付東西棟掘立柱建物(建物96003)が重なって検出された。

また、主軸が約45°西偏する建物跡(建物96001)も確認されているが、これは、R区で検出された建物97001同様、本遺跡で確認された古代関連遺構の中では、最も古期に属するものと見られる。

なおこの調査区では、いずれも小破片ながら、小穴やI・IIa層中より緑釉陶器(455・456)、灰釉陶器(457)、越州窯系青磁などの陶磁器類が計10点余出土している。

さらに南北方向(やや主軸が西に振れる)の大溝(溝96001)や埋土中に礫を多量含む、床面の平らな凹部(池状凹部96005)、あるいは多数の柱穴、小穴など中世に属する遺構も多数確認されている。

T区〔旧5次C区〕

妻北小学校の北側を東西に走る道路より南の状況を探るための調査区。掘り下げの結果、遺構は確認されず、また遺物もごくわずかであった。

3 遺構の時期的グルーピング

F区やM区の項でも触れたように、古代官衙関連の遺構にはいくつかの時期的まとまりが存在したことが窺える。ここで7世紀末の古代日向国成立(付論永山氏論文参照)以降のものについて整理するならば、以下の通りとなる。

- I 群 建物98002・98003を指標とする段階のもの。柱穴埋土は黒褐色を呈する。
- II 群 回廊状遺構98001や溝99004・99012など。遺構主軸は約2°東偏する。
- III 群 建物98001・99001など、平面「品」字形配列の遺構群で、築地堀で囲われる。遺構主軸は約1°東偏する。整地・造成の際に、黄白色粘土を多用する技法がこの段階で顕著に認められる。
- IV 群 建物99002を指標とする段階のもの。柱穴埋土は灰色かかった黒褐色を呈する。遺構主軸は約4°東偏する。

さらにR・S区では、I期の前段階に位置付けられる、主軸が約45°西偏する遺構が検出されている。

各々の帰属時期は、遺物の検討を経て考察することにして、以下、それらのまとまり(群)を時間的概念「期」と規定し、記述を行っていく。

なお、I期には掘立柱建物の建て替えが、またIII期には掘立柱建物から礎石建物への建て替えや築地堀の改築が行われており、それらをさらに細分することも可能であろう。

I期前段階の遺構群は、古代官衙の前身であるか否か等の論議も含めて検討課題となるものであろう。ここでは「前I期」とする。

古代末～中世の遺構については、末尾で取り上げる。

4 前I期の遺構

建物96001 (図面20)

S区で検出された。梁間3間の身舎の南西に庇が付く側柱建物で、桁行は6間以上と見られる。梁間総長は5.0m。柱掘形は一辺長60～100cmの隅丸方形を呈する。柱痕跡が確認できなかったため、柱間寸法はやや不確実であるが、梁間は1.5m等間、桁行は1.5～2.1mの値を示している。

出土遺物は皆無であったが、柱穴覆土の土色(古墳時代の遺構同様、黒色を呈する)や切り合い関係(建物96003の柱穴に切られる)、および遺構主軸より該期に属するものと判断される。

建物97001 (図面19・21)

R区で検出された梁間1間・桁行3間以上の建物。柱掘形の平面形は隅丸方形を基調とするが、やや不整でどちらかと言えば楕円形に近いものもある。南東隅の柱穴2基は布掘り状となる。

これについても柱痕跡が確認できなかったため、柱間寸法はやや不確実であるが、梁間総長は2.2m。桁行は端の間のみ1.1m、他2間は1.5mの値を示している。

柱穴内より、完形の須恵器杯が1点出土している(1)。これは前I期の時期比定の根拠となる資料である。

5 I期の遺構

建物98002 a・b (図面7・21)

F区で検出された梁間2間の長舎状東西棟掘立柱建物。桁行は6間分のみ検出している。同一位置で建て替えが行われており、古期のものを建物98002 a、新期のものを建物98002 bとする。

建物98002 aの柱掘形の平面形は、南北方向に長い長方形を基本とするが、一部不整な形状を呈するものもある。長辺長1.1~1.5m、短辺長0.7~1.0mを測る。柱痕跡は確認されなかった。

建物98002 bの柱掘形は、平面隅丸方形ないしは円形を呈し、柱抜き取り埋土中に黄白色粘土が混入している。一辺長は約0.7~0.8mで、規模がやや小さくなる。柱間寸法は梁間は1.8m(6尺)、桁行は2.25m(7.5尺)等間か。

北側柱列の西第6柱穴の検出面近くより、須恵器の杯が2個体出土している(3・4)。また、北側柱列西第4柱穴のやはり検出面近くより、高台内に「主帳」と墨書された須恵器が出土している(5)。それらは遺構廃絶の時期を示すものであろう。

建物98003 a・b・c (図面7)

E・F区にまたがる梁間2間・桁行10間の長舎状掘立柱建物。建物98002と柱筋を揃えており、また柱穴埋土も同一系統のものであることから、概ね同時期に存続した建物であったと見ることができよう。両建物の妻柱間の距離は、4.2m(14尺)である。

前述の通り、2度の建て替え痕跡が認められる。古期のものから建物98003 a・98003 b・98003 cとする。ただし、東妻柱列と東第2柱穴列、および北側柱列の東第3柱穴は、建て替え痕跡が1度のみである。あるいは最終段階c期は、部分的な改修であったのかも知れない。

建物98003 aおよび98003 b段階の柱掘形は、基本的には平面長方形を呈する。ただし、一部隅丸方形のものも存在する。埋土は黒褐色を呈し、「アカホヤ」塊や小礫が混入している。柱痕跡は明瞭でない。

建物98003 cの柱掘形は、平面方形ないしは隅丸方形を呈する。柱抜き取り埋土中に黄白色粘土を含む。

この建物98003の変遷と柱間寸法については不明な点も多い。このため、第4節で再度取りあげてみたい。

溝98003 (図面7)

建物98002および98003の北側柱列の北に沿う形で東西方向に延びる。西側では次第に浅くなり明瞭でなくなるが、その辺りでも、検出面で黄白色粘土が筋状に認められるため、本来は建物98003の西妻柱筋付近までは延びていたものと考えられる。

埋土上層には黄白色粘土が堆積しており、特にF区東側部分で顕著である。II期遺構造営時に整地された結果と見ることができる。

出土遺物は少ないが、建物98002・98003と同時期の所産であるとの仮定が正しければ、それらの存続時期を知る大きな鍵となりうるものである。6は二段の暗文を施す畿内系の杯である。外・内面とも丁寧に磨かれており、赤橙色を呈する器壁の色調や胎土が在地土器とは明らかに異なる。

6 II期の遺構

回廊状遺構98001 (図面7・21)

F区にある。8間分確認しているが、東は調査区外となり、全容は明らかでない。主軸は2°弱東に振れる。柱掘形は長方形・隅丸方形を呈し、柱掘形埋土中に黄白色粘土塊を含む。また北側の柱穴では、柱の位置に、黄白色粘土が円形状に入っている状況が認められるが、これは柱を抜き取り、黄白色粘土を充填した結果と考えられる。

溝99004 (図面13・21・22)

M区で検出された東西溝。上面幅は最大部で約2.4m、検出面からの深さは約0.5m。

調査区のほぼ中央で途切れ、東側(旧1次調査区)の方まで続かない。ただし、1次調査での遺構検出状況(IV層面で遺構精査)を勘案するならば、浅い溝が続いていた可能性は皆無とは言えない。その場合でも、一旦途切れることは確実で、そこが門などの出入り口にあたるのであろうか。埋土は黒褐色を呈し、「アカホヤ」塊を含む。

出土遺物の中では15の須恵器甕や16の須恵器壺など、貯蔵用土器の出土が目立つ。17は須恵質の土馬で、胴部は中空となる。両脚は剥離している。

溝99009 (図面16・22)

P区で確認された。東西溝99004や南北溝97008(断面での確認のみ)に繋がる区画溝。西肩部分は残存するが、東側は築地塀内側溝99010掘削の影響により残存しない。

出土遺物は多くはないが、土師器高杯の脚部(19)や須恵器大皿(20)など、年代比定の根拠となりうるものがある。

溝99012 (図面17・22)

Q区で検出された。溝99004-97008-99009に繋がる東西溝。北肩部分は築地塀外側溝99015掘削の影響を受ける。

土師器杯(21)、須恵器杯蓋(22・23)などが少量出土している。

7 III期・中枢建物

II b層出土遺物 (図面23)

III期の中枢建物構築の際の整地土と見られるII b層中より、土器が若干量出土している。26~28など7世紀代に属する須恵器が認められる。

一方、31などは建物構築の直前段階のものと目される。32は円面硯である。突帯と脚上部のみ残存する。透孔がかろうじて確認できる。

建物98001a・b (図面7)

F区東側で検出された梁間4間の二面庇付東西棟建物跡で、正殿と推定される。桁行は2間分のみ確認された。梁間総長は11.4m。柱間寸法は梁間、桁行ともに2.85m(9.5尺)等間と見られるが、庇の出のみ10尺であった可能性も残る。遺構主軸は1°強東偏する。

前述の通り、当初は掘立柱建物(建物98001a)であったが、同一位置で黄白色粘土の基壇状積土の上に建つ礎石建物(建物98001b)への建て替えが行われていることが判明した。

掘立柱建物98001aの柱掘形は隅丸方形を呈し、一辺長は1.0~1.5mを測る。埋土はやや灰色がかかった黒褐色土で、黄白色粘土塊や炭化物、土器細片が混入している。柱穴底部に残った柱の当たりから、径約30cm程の柱の使用が推定される。

なお、南西隅の柱穴および西妻柱列北第4柱穴の柱抜き取り埋土中には、黄白色粘土とともに比較的多量の焼土や炭化物が含まれていた。

礎石建物98001bは、a期の建物位置を踏襲していると見られるが、西妻柱の東約3.0m程のところに、長径20cm程の礫の集積箇所が認められた。その在り方から礎石の根石であると想定され、それが正しければ、b期の段階で四面庇付建物へと構造が変わっていたことになる。

建物98001a・b出土遺物（図面23～25）

柱掘形埋土中より土師器杯(33～39)、須恵器杯蓋(40～43)、須恵器杯(44・45)などの土器片が出土しているが、小破片が多く、特に土師器はほとんどが細片化している。

33は外・内面ともに磨きによる調整を施す。土師器杯は、口径が小さく器高の低い一群が多数を占めるようである。46は硯に転用されており、内面に擦痕や墨痕が残る。

古瓦も若干量認められたが(48～55)、多くは細片で一方の側縁、または端部しか残っていない資料が多く、そのために上下・傾きの必ずしも確定しない場合もある。

丸瓦は外面をナデ調整し、内面に叩き痕の残る個体と、外・内面ともに叩き痕が残る個体とがある。平瓦は凸面に縄目痕を残すものが多い。50の凹面には模骨痕が認められる。51の凸面には砂が付着している。

b期建物に伴う遺物は、礎石据え付け掘形内および基壇状積土上面より出土している。

56と58・59は土師器杯底部で、円盤状の高台を付すものである。57は土師器の高台付椀である。

60は丸瓦で外面はナデ調整を施す。61～63は平瓦で、61と63は凹面にも横位の縄目叩き痕が残る。64は熨斗瓦。平瓦を分割したものか。

建物99001a・b（第9図）

H区で確認された。前述の通り、西側柱穴列については調査が不十分であるが、梁間2間の南北棟建物で、東脇殿に相当するものと推定される。桁行は8間分のみ確認している。

ただし最南端の1基は都合上、検出と略測のみにとどめたため、図面9には7間分のみ示している。

柱間寸法は、梁間、桁行ともに2.4m(8尺)等間になると考えられる。

正殿建物と同様、当初は掘立柱建物(建物99001a)であったものが、礎石建物(建物99001b)へ建て替えられている。

礎石建物の根石は、いくつか良好な状態で残存しており、やはり掘立柱建物を廃し、柱を抜き取った後に黄白色粘土を充填して根石を据え付けたものと見られる。礎石そのものは原位置には残っていなかったが、付近にそれらしき礫が2個程認められた。掘立柱建物から礎石建物への構造の変化は、南壁(第8柱穴が半裁された)において断面確認することができる。

調査区の北側はやや表土が厚かったため、礎石据え付け掘形は遺存しておらず、Ⅲ層上面で掘立柱の柱掘形を確認している。柱掘形は一辺長が1.2～1.4m、埋土はやや灰色がかかった黒褐色土で、黄白色粘土塊や炭化物、土器細片が混入している。

この建物の東約1.8mの位置にある浅い南北溝(溝99018)は、黄白色粘土が含まれることから建物99001bの雨落溝と考えられる。さらにその東にある南北溝99019も、性格は判然としないがb期建物に関連する遺構と見られる。

建物99001a・b出土遺物（図面26～29）

柱掘形の埋土中より土器の細片が多数出土しているが、図化に耐えうるものは多くない。土師器杯(67～69)は建物98001の柱掘形出土のそれと同じく、口径が小さく、器高の低いものが多い。

b期に伴う遺物は、礎石据え付け掘形内や雨落溝99018より出土している。

礎石据え付け掘形内には多量の古瓦が含まれる(76～91)。特に北第5掘形では平瓦、丸瓦が平面円形状に据え付けられている状況が確認された。

丸瓦76は外・内面とも丁寧なナデ調整を施し、叩き痕や布目がほとんど残らない。丸瓦77の外面や平瓦79の両面および83の凹面には刷毛目状の条痕が見られる。平瓦88など凸面に横位の縄目叩き痕を残すものも多い。91は熨斗瓦。平瓦を分割したものか。

一方、出土土器は多くはなく、いずれも小破片である。75は「布痕土器」と称される在地系の製塩土器。日向では一般的に認められる器形のもので指頭調整痕が顕著である。

92・93および96・97は雨落溝99018出土遺物である。92は土師器杯。93は須恵器杯蓋でいずれも細片化している。96は丸瓦、97は平瓦で、96は外面にナデ調整を施している。97の凸面には横位の縄目叩き痕が残る。

94・95および98～100は溝99019出土遺物。94は体部が直線的に開く土師器杯、95は土師器の高台付椀である。

古瓦は多数出土しているが、ここでは3点のみ図示している(98・100)。丸瓦98の外面には、縦方向のナデ調整痕が残る。平瓦99の凸面には、6条/5cmの粗い横位の縄目叩き痕が残る。100も凸面につぶれた様な縄目叩き痕が残る。

8 Ⅲ期・圍繞施設

柵列99006（図面8・30）

正殿建物98001の北庇柱筋の北6.0m(20尺)の位置にある東西方向の柱穴列で、G区でその存在が確認された。その柱筋は、建物98001北庇柱筋の北6.0m(20尺)に位置するため、正殿建物の背後を画する掘立柱塀と考えられる。ただし2間分のみ検出されたに過ぎないため、全容は明らかでない。D区やJ区で検出された柱穴がこれに繋がるものと推測しているが、目下のところ確証はない。

柱間寸法は2.85m(9.5尺)か。正殿建物98001の桁行と揃えているのであろう。

西端に位置する柱穴の柱掘形埋土中より、土師器杯(101)、須恵器杯蓋(102)、杯(103)などが出土しているが、いずれも細片化している。また平瓦の破片も数点認められた。

溝99005・99007（図面13・30）

M区で検出された古期築地塀に付帯する東西溝で、Ⅲ期遺構群の北辺を画する。幅、深さが一定でなく、しかもところどころ途切れる。あたかも、土坑が連続するような形状を呈している。また新期築地塀の雨落溝99006・99008掘削の影響を受ける。埋土は茶色味がかかった黒褐色を呈する。

遺物は土器(104～107)や丸瓦(108)などが若干量出土している。土師器杯は、基本的には体部が直線的にのびる形態となるが、107は口縁部がわずかに外反する。

丸瓦(108)は玉緑式のもので、内面には布目痕が明瞭に残る。また粘土の接合箇所では剥離している様子がうかがえる。

溝97009・97011 (図面14・15)

N・O区で検出された。古期築地塀に付帯する南北溝で、Ⅲ期遺構群の西辺を画する。

溝97009はⅡ期の溝97008を切り、新期築地塀の雨落溝97010に切られる。外側溝97011は、O区ではあたかもそこで途切れるような印象を与えるが、これは土坑が連続するようなこの溝の特徴に起因するものであろう。

埋土は黒褐色を呈し、黄白色粘土塊やアカホヤ塊が含まれる。

溝97009出土遺物 (図面30)

土師器杯(109~111)、土師器椀(112)、須恵器杯蓋(113~115)、須恵器高台付杯(116・117)、丸瓦(134)などが出土している。

土師器杯には、109のように体部が直線的にのびる個体と、110のように内湾する個体という二類型が認められる。115は転用硯で、内面に墨痕、擦痕が残る。

134は玉縁式の丸瓦。ただし玉縁部は欠損している。外面は縄目叩きの後、ナデ調整を施している。内面には布目痕が明瞭に残る。両側面とも幅5mmの面取りを施し、3面を形成する。

溝97011出土遺物 (図面31・32)

溝97012構築の影響を受けるため、出土遺物は少ない。土師器杯(118)、須恵器高台付杯(119)などが見られた程度である。

溝99010 (図面16・31)

P区で検出された。西辺を画する古期築地塀の内側溝。下底部は、さらに一段深い細長の凹部が連なる形となる。その底面には細かな凹凸が見られる。黒褐色を呈する埋土中に黄白色粘土塊や突き固めた土塊(版築土ブロックか)が多量含まれる。

出土遺物は土器の小破片がほとんどであるが、120の須恵器杯蓋のみほぼ完全な形状を保っている。内面全面に墨痕、擦痕が認められる。

溝99013・99015 (図面17)

Q区で確認された南辺を画する古期築地塀の雨落溝。外側溝の塀側に見られる犬走り状平坦地は、この段階に作出されたのであろう。埋土はやや灰色がかった黒褐色を呈し、黄白色粘土塊を含む。

新期築地塀の雨落溝構築の影響を受けるため、これらの遺構に伴う遺物は少ない。

溝99006・99008 (図面13)

M区で検出された新期築地塀に付帯する東西溝。幅、走行軸や深さが一定でなく、途切れる箇所もある。埋土中に黄白色粘土塊や鉄分凝集層、基盤層土塊が含まれる。

遺物は土師器杯(121~123)、土師器椀(124)や平瓦などが出土しているが、ほとんどが小破片である。

溝97010・97012 (図面14・15)

N・O区で検出された新期築地塀に付帯する南北溝。内側溝97010については上部を削平されているため、筋状(幅約50cm)に残る程度であったが、黄白色粘土が多量混入し、またほぼ原形を止めた平瓦が2点が重なって出土するなど、おおよその特徴を捉えることができた。

外側溝97912の埋土も基本的には97010のそれに似るが、小礫がより多く混入している。検出面での幅は約2.2m。上面より多量の遺物が出土している。

溝97010出土遺物 (図面31~33)

丸瓦(135・136)、平瓦(137~139)などが出土している。

135は行基式の丸瓦。外面に粗いナデ調整の痕跡が残る。側面は幅5~10mmの面取りを施す。内面も二次的にナデ調整を施し、布目痕を消している。

138と139が重なった状態で出土した資料である。

138は狭端部幅24.5cm、広端部幅29.8cm、全長41.0cmを測る。凹面には布目痕や二次調整の工具ナデ痕が残るほか、粘土板を切り離す際に生じたと見られる糸切り痕が認められる。凸面は横位の縄目叩きの後ナデ調整が施される。縄目痕はつぶれ、かすかに見える程度となっている。また凸面にも糸切り痕が認められる。凸面の側縁には、段が形成されている。139は狭端部幅25.5cm、全長40.2cmを測る。凹面は138同様、布目痕を部分的にナデ消している。また糸切り痕も明瞭に認められる。凸面は横・斜位の縄目叩き痕を部分的にナデ消している。縄目は15条前後/5cmの比較的目的の細かなものである。

溝97012出土遺物 (図面31)

土師器杯(125~129)、土師器皿(130)、土師器椀(131~133)の他、古瓦が若干量出土している。

土師器椀132は、体部が丸みを帯び、底面に花卉状の圧痕を施すものである。

溝99011 (図面16)

P区で検出された新期築地塀の雨落溝。古期溝99010と重なる。上面幅は約2.2m。埋土はやや灰色味がかかった褐色を呈し、古瓦片や供膳用の土器を多く含む。特に検出面付近からの出土量の多さが目立つ。

溝99011出土遺物 (図面34~38)

土師器杯(140~172)、土師器椀(173~185)、土師器高台付皿(186)、須恵器杯蓋(187~192)、須恵器杯(193~197)、丸瓦(198~200・208)、平瓦(201~207、209~213)などが出土している。

土師器杯は、全て底部ヘラ切りで、底面と体部が接着する部分で底面がわずかに張り出す個体が多い。150は体部外面に墨書が認められる。160は外・内面ともに下半部はミガキ調整される。184・185は脚台付の鉢であった可能性もある。

平瓦とした207は器壁が薄く、断面の円弧も半径が小さい。特殊な用途に用いられたものであろうか。凹面には布目痕が、凸面には細かな横位の縄目叩き痕が認められる。

溝99014・99016 (図面17)

Q区で検出された新期の南面築地塀の雨落溝。上面幅は2.2~2.4m。埋土はやや灰色がかかった褐色を呈する。ここでも、溝99011同様、検出面近くのレベルより多量の遺物が出土している。

溝99014出土遺物 (図面39・40)

土師器杯(214~230)、土師器椀(233・236~239)、土師器脚台付鉢(234・235)、土師器三脚付皿(240)、須恵器杯(231・232)、丸瓦(241)、平瓦(242~248)などが出土している。土師器杯は、溝99011出土資料よりも口径が小さいものが多い。底部の特徴は共通する。三脚付の土師器は体部を欠くが、おそらく皿状を呈するのであろう。

平瓦とした242は、溝99011出土の207と狭端面と側面の角度や器壁の厚さ、調整等の特徴が似通っている。

9 III期・その他の遺構

建物96002 (図面20)

S区で検出された梁間2間・桁行5間の南北棟掘立柱建物。柱間寸法は、梁間は2.1m(7尺)、桁行は1.8m(6尺)等間となる。掘形は一辺0.4~0.7mのやや不整な方形を呈する。埋土は黒褐色土で、抜き取り埋土に黄白色粘土が混入する。遺物の出土は須恵器片などわずかであるが、上記の特徴からIII期のものと考えたい。ただし主軸の振れが大きいことなど疑問点も多い。

10 IV期の遺構

土坑99004 (図面16)

P区中央にある。溝99009~99011を切って掘り込まれる土坑。径は2.0~2.3m、検出面からの深さは約50cm。埋土中より多量の土器が出土している。

土坑99004出土遺物(図面41)

土師器杯(249~256)、土師器椀(261~267)、土師器皿(258~260)、須恵器杯蓋(257)などが出土している。250は体部外面に墨書(意味するところは不明)が認められる。267は高台内の底面に花卉状の圧痕が見られる。

土坑99005 (図面13・42)

M区の南西隅近くで検出された浅い土坑。溝99004を切って構築される。埋土中に鉄分凝集層が認められた。

土師器椀(268~270)や凸面斜格子叩きの平瓦(271)などが出土している。

建物99002 (図面13)

M区で検出された梁間3間・桁行5間の北庇付東西棟建物。南側柱列に掘立柱塀(柵列99003・99004)が取り付く形となる。

一部柱穴の裁ち割りを行い、柱痕跡を確認している。埋土はやや灰色かかった褐色を呈する。柱間寸法は、梁間は2.1m(7尺)、桁行は2.4m(8尺)、庇の出は2.4mとなる。柱掘形は、一辺長0.7~1.0mの不整な方形となる。

建物99002出土遺物(図面42)

埋土中より多くの遺物が出土している。土師器杯(272~277)、土師杯蓋(280)、土師器皿(278・279・281)、土師器脚台付鉢(282)須恵器杯蓋(283~285)、緑釉陶器(286)などが認められる。

建物98004 (図面7)

F区で南側中央部で検出された。2間×2間の総柱建物か。灰褐色を呈する掘形埋土中に、古瓦や礫が多く含まれる。平面形は一辺長0.5~0.8mの隅丸方形となる。うち1基について裁ち割りを行ったところ、深さは約30cm程度で浅く、また柱痕跡も抜き取り痕跡も認められなかった。このため、それらは礎石建物の根石据え付け掘形であった可能性が指摘できる。一部検出できなかった掘形は、削平を受けているものと考えられる。

前述の通り、建物98001と柱筋を揃えることから、当初III期の西脇殿と想定されたが、埋土土色はむしろIV期のものに近い。

建物98004出土遺物(図面43)

丸瓦(287)、平瓦(288~291)など、古瓦が多量出土している。一方、出土土器には目立つたものがなく、このことが、本遺構の時期比定を困難にしている要因の一つと言える。

柵列97003 (図面4・44)

A区で検出された東西3間の柱穴列。主軸は10°程東に振れる。柱痕跡は明瞭でない。柱掘形は一辺長0.7~0.8mの隅丸方形を呈する。埋土はやや灰色がかかった褐色を呈する。

柱掘形埋土中より、土師器杯(292・293)、土師器碗(294~297)が出土している。295体部外面には墨書が認められる。

溝97003 (図面4・44)

柵列97003に並行する溝。図面では柵列97003の柱穴と切り合うように表現されているが、埋土が酷似しており、さしたる時間差はないと考えられる。幅0.3~0.5m、検出面からの深さは20cm程度。土師器碗が1点出土している(298)。

溝96006 (図面20・44)

S区で検出された東西溝。西端は調査区内で途切れる。幅は最も広いところで0.7m、検出面からの深さは約15cmを測る。

土師器碗(299)、須恵器杯(300)などが出土している。299の高台内には花卉状の圧痕が認められる。

11 古代末~中世の遺構

IV期以降の状況については、土坑や溝などが多数確認されているものの、時期的な整理が必ずしもなされておらず、検出遺構相互の関連も余り明確ではない。ここでは、良好な一括遺物が得られた遺構に絞って見ていく。

建物96003 (図面20)

S区で検出された東西棟掘立柱建物。梁間4間・桁行5間の二面庇付建物で、遺構主軸は8°程東に振れる。柱間寸法は、梁間、桁行ともに2.1m(7尺)等間となる。柱掘形は不整な方形を呈し、一辺長は身舎部で0.6~0.8m、底部ではやや小さく0.4~0.6m程度となる。一部の柱穴に柱痕跡が認められる。埋土土色は灰褐色を呈し、土器細片や基盤層土塊を多量含む。

建物96003出土遺物 (図面45)

出土遺物は、土師器杯(301~303)、小杯(304・305)、土師器杯蓋(306)、土師器碗(307・308)、土師器脚台付皿(309)、須恵器杯蓋(310)など。307の外面には墨書が認められる。

溝98005 (図面7)

F区北東側で検出された溝。東側は調査区外となり全容は不明であるが、東西方向に走る溝が直角に曲がり、その南側で不明瞭となる。溝98004や柵列98001の柱穴を切る。幅は0.5m、深さは約20cm。埋土は灰褐色を呈する。

溝98005出土遺物 (図面45)

土師器小杯(311)、小皿(312)、土師器碗(313)、須恵器杯蓋(314~317)などが出土している。

土壙96001 (図面22)

S区北東端近くで検出された土坑で、形状や遺物の出土状況から、墓壙と推測される。北東側は別の土坑に破壊されており、全容は明らかでないが、平面楕円形を呈すると見られる。短径は0.6m、検出面からの深さは約20cmを測る。床面近くに、副葬品と見られる土器が6個体認められた。

土坑96001出土遺物 (図面45)

土師器杯(318・319)、土師器小皿(320~323)が副葬されたと見られる土器で、一括埋納されたものであろう。全て底面はヘラ切り離し後未調整で、小皿などは段や凹凸が目立つ。

土坑98002 (図面11・46)

K区で検出された土坑。南側は調査区外となる。上面に小礫が多数見られた。またそれに混じって土器片も出土しているが、ほとんどが細片であった。

324が辛うじて図化可能な破片である。土師器碗か鉢の脚台部で、内面見込み部に細かな布目の圧痕が認められる。

土坑98003 (図面7・46)

F区にある土坑で、建物98002の柱穴を切る。長径3.0m、短径2.0mの楕円形を呈し、深さは最深部で約20cmと規模に比して浅い。このため、建物98002の柱穴プランがこの土坑の壁面・床面で確認できる。埋土は灰褐色を呈し、土器の細片を多く含む。

土師器杯(325)、土師器皿(326・327)、土師器碗(328・329)などが出土している。

池状凹部96008 (図面18・46)

床面が平らで、埋土中に礫を多数含む落ち込みが、R区の北西半で認められた。出土遺物から中世の遺構であることはほぼ確実であるが、性格は不明で「池状」という遺構種別も便宜的なものである。同様の遺構はS区でも確認されている(池状凹部96005)。

溝97004 (図面14・46)

N区で検出された南北溝。Ⅲ期築地塀内側溝97009・97010の東隣にある。上面幅は1.8m。検出面からの深さは約20cmと比較的浅く、底面は平らに近い。

土師器杯(332)、三脚の付く足釜(333)などの遺物が出土している。

柵列97001 (図面18)

R区南東半にある柱穴列で、計11基検出された。中世の柵列か塀と考えられる。遺構主軸は約10°西偏する。柱掘形は径0.4~0.5mの円形を呈し、埋土は灰褐色を呈する。底部に扁平礫の礎盤を敷いているものがいくつか認められた。

柱掘形埋土中より土師器杯や龍泉窯系青磁片などが出土している。

この遺構に付帯すると見られる底面の平らな土坑が検出されており、あるいは入り口の様な施設かもしれない。

柵列97001付帯土坑出土遺物 (図面47)

上述の土坑から、備前系の播鉢(335)と土師器杯(334)が重なって(335の中に334が入る形で)出土している。両遺物ともにほぼ完全な形で遺存していたが、335の底部は打ち欠かれた状態となっている。

土坑99003 (図面16・47)

P区にあり、Ⅲ期築地塀内側溝99010・99011を切る。ごく浅く、底面は平らに近い。土師器杯(336・337)や龍泉窯系青磁が出土している。336・337ともに底面に糸切り痕が残る。

なお、少量ながら、各遺構より銭貨、金属製品が出土している。ここでは土坑98004出土の銭貨(338・開元通宝か)と、柵列99001柱掘形埋土中出土の鉄釘(339)の2点のみ図示している。

12 竪穴・遺構外出土遺物

前項まで、古代から中世にかけての遺構と出土遺物について触れてきたが、その他、竪穴出土遺物や遺構外出土の遺物が多数あり、その中で重要と考えられるものの一部を図面48～56に掲載している。

竪穴96007 (図面17・48)

本遺跡で検出された竪穴は、そのほとんどが古墳時代後期に属すると見られるが、R区北西半の竪穴96006～96009、G区の竪穴99002、およびM区の竪穴99001は、埋土土色や出土遺物から、古代の遺構である可能性が高いと判断される。

竪穴96006～96009は、いずれも方形の竪穴で、一辺長は4.0～5.0mを測る。竪穴96007は、黄白色粘土を用いた竈が壁際に構築されている。埋土は黒褐色を呈し「アカホヤ」塊を多く含む。北の隅角部分は溝96009掘削の影響を受ける。

出土遺物の土師器甕(340)は、外・内面に接合痕が残る粗造の土器である。竈の左袖外側付近よりまとまって出土している。341は土製支脚で、竈の焚口部に遺存していた。

竪穴96008 (図面17・48)

竪穴96007の北隣にある。埋土の特徴が竪穴96007に似ており、また遺構主軸(北よりの偏角)もほぼ同一の値を示す。

土師器椀(342)、須恵器杯(343)などが出土している。

F区出土遺物 (図面49・50)

241～248および349・350は小穴出土遺物である。250は埴埜で、銅が付着している。

またI・II a層より、暗文を施す畿内系土師器が若干量(約10点)が出土している。

H区出土遺物 (図面51・52)

土器、古瓦が多量出土している。新旧の遺物が混在しているが、図の配置は必ずしも時代順とはなっていない。

遺構外出土の古瓦に関しては、凸面に粗い縄目痕を残す個体が多い点が注目される。これは新期築地塀雨落溝上面の状況と似ており、Ⅲ期遺構廃絶後、整地が行なわれた結果の現象と考えられる。

M区出土遺物 (図面53・54)

415～421は暗文を施す畿内系土師器杯、杯蓋。422は鉢で、これも内面に暗文が認められる。419は土師器皿で、底面に「□厨」の墨書が認められる。

古瓦の出土量は多く、おそらく出土数は全調査区の中で最多となるのではなかろうか。中でも平瓦の出土が最も多く、やはり凸面に粗い縄目痕を残す個体が目立つ。

R区出土遺物 (図面55)

441の土師器高杯は、溝97001の検出面近くで出土したもの。外・内面ともに磨き調整を施す。

S区出土遺物 (図面55)

442は横方向のヘラケズリを施す土師器杯。455は緑釉陶器椀。456は緑釉陶器椀か皿。457は灰釉陶器椀である。

以上その他、竪穴96001出土須恵器杯や竪穴97004出土土師器甕など、古墳時代以前の遺物も相当量出土している(図面56)。中でも463の土師器甕は、内面ヘラケズリを施す布留式系土器で、古墳時代の当遺跡の性格を考える上で重要な資料である。

第3節 遺物観察表

紙数の関係で、出土遺物の全てについて取り上げて、説明を加えることができなかつたため、個々に関する詳細は遺物観察表を参照していただきたい。

ただし、この遺物観察表においても、体裁上の問題から必ずしも十分な情報量が確保できていない。例えば、細かな出土位置や、製作技法上の特徴などに関して、記録や実物にあたらなければ解決できない疑問点が生じることも予想される。その点についてはご容赦いただきたい。

表の項目に関する凡例、あるいは記載内容に関する確認事項は以下の通りである。

(土器観察表)

- ・「器種」の弁別はさほど厳密に行っていない。ほとんどは慣例に従っている。土師器の供膳具の中で、高台の付くものは(体部が直線的であっても)椀としている。
 - ・「法量」の項の▲印は、反転復元した結果の数値である。
 - ・「残存率」は、反転復元して径を求めた部位(口縁部、底部、突帯など)における、残存部分の円弧の全体に占める比率を、おおよそ示した数値である。
 - ・「調整」の項は、残存している範囲内での観察結果に基づく。回転ナデ・回転ケズリは、ロクロ使用によると見られる調整痕。ナデ・ケズリは不整方向の工具(ナデの場合は指頭もあり)による調整痕である。
- なお、口縁部などに施されるヨコナデは記述を省いている。
- ・「色調」は、小山正忠・竹原秀雄編『新版 標準土色帖』1996年度版の色名による。
 - ・「胎土」の項には、胎土中に見られる主な混入物の色(一部径)を記している。記入のないものは、しばしば「精良」と表現される個体である。

(古瓦観察表)

- ・「残存部位・厚さ」の項には、その部位が残っている場合のみ、厚さを記入している。玉縁式丸瓦については、玉縁基部の厚さを示した。
- ただし、本文中にも記した通り、一方の側縁または端部のみ残る資料も多く、そういった場合、図の上下・傾きは必ずしも本来のものであるという確証はない。
- ・「調整」の項には、主に凸面の調整を記している。
 - ・「色調」および「胎土」の項は、土器観察表と同様の内容である。

表1 土器観察表(1)

番号	種別	器種	出土地点	法量 (cm)	残存率	調整	色調	胎土	備考
1	須恵器	杯	建97001北西側北第2	(口)▲8.8(高)▲3.3(底)▲6.2	1/2	回転ナデ・回転ケズリ	灰	黒	
2	土師器	皿	建98002	(底)▲12.0	1/6	回転ナデ	橙	褐	
3	須恵器	杯	建98002北側西第6	(口)12.9(高)2.9(底)8.0	1/1	回転ナデ・回転ケズリ	灰		
4	須恵器	杯	建98002北側西第6	(口)12.6(高)2.1(底)8.1	1/1	回転ナデ・回転ケズリ	灰		
5	須恵器	杯		(口)▲12.7(高)▲4.3(底)▲8.8	3/4	回転ナデ	灰	光沢・白	墨書・自然釉
6	土師器	杯	溝98003	(口)▲14.3(高)▲4.8(底)▲	1/3	ミガキ	にぶい褐		(内)暗文
7	須恵器	杯蓋	溝98003	(口)▲16.8	1/7	回転ナデ・回転ケズリ	灰白	灰黒・褐	
8	須恵器	杯	溝98003		-	回転ナデ	青灰	光沢・乳白	
9	土師器	杯	回廊状98001	(底)▲10.0	1/6	回転ナデ	浅黄橙	明赤	
10	土師器	杯	回廊状98001	(底)▲7.4	1/3	回転ナデ・ケズリ	浅黄橙	光沢・褐乳白	
11	土師器	杯	溝99004	(口)▲14.4	1/6	回転ナデ	浅黄橙	光沢	
12	土師器	杯	溝99004	(口)▲12.4	1/4	回転ナデ	橙	光沢	
13	土師器	杯	溝99004		-	ミガキ	橙		
14	須恵器	杯蓋	溝99004		-	ナデ	灰黄		自然釉
15	須恵器	壺	溝99004	(口)▲20.0	1/3	(外)タタキ(内)ナデ・当て具痕	灰	灰白・淡黄	自然釉
16	須恵器	壺	溝99004	(底)8.0	1/1	回転ナデ・ナデ	灰白	褐・灰	自然釉
17	須恵器	甕	溝99004	(底)▲15.5	1/4	ナデ	灰白・灰黄褐	褐	スス付着
18	須恵質	土馬	溝99009		-	ナデ	灰	乳白	中空
19	土師器	高杯	溝99009		1/1	脚部面取り	にぶい橙	褐	
20	須恵器	大皿	溝94004	(底)▲22.7	1/5	回転ナデ・ナデ	灰	褐・灰	(内)墨痕
21	土師器	皿	溝99012	(底)8.1	1/1	ナデ	橙	赤褐	
22	須恵器	杯蓋	溝99012	(口)▲16.5	1/9	回転ナデ	灰		
23	須恵器	杯蓋	溝99012	(口)▲16.2	1/9	回転ナデ	黄灰		自然釉
24	須恵器	杯蓋	F区IIb層	(口)▲14.3	1/8	回転ナデ	灰	灰白	
25	土師器	皿	H区IIb層		-	回転ナデ	橙	光沢	
26	須恵器	杯蓋	H区IIb層	(口)▲14.6	1/7	回転ナデ	灰	黒・灰白	
27	須恵器	杯蓋	H区IIb層	(口)▲14.8	1/9	回転ナデ	にぶい褐	光沢・褐・灰	
28	須恵器	杯	H区IIb層	(底)▲7.8	1/3	回転ナデ	灰	灰白・黒	
29	須恵器	杯蓋	H区IIb層	(口)▲13.8	1/9	回転ナデ	灰		
30	須恵器	杯蓋	H区IIb層		1/7	回転ナデ	灰		
31	須恵器	杯	H区IIb層	(底)▲10.0	1/2	回転ナデ	淡黄	黒	
32	須恵器	円面硯	H区IIb層		-	回転ナデ	灰		
33	土師器	杯	建98001北西		-	ミガキ	橙	光沢	
34	土師器	杯	建98001西妻北4	(口)▲13.3(高)▲3.8(底)▲8.7	1/5	回転ナデ	橙・黄橙	褐	
35	土師器	杯	建98001西妻北2	(底)▲6.9	1/5	回転ナデ	橙	光沢・褐	
36	土師器	杯	建98001南西	(底)▲7.4	1/3	回転ナデ	浅黄橙	褐	
37	土師器	杯	建98001西妻北4	(底)▲7.1	1/5	回転ナデ	橙	光沢・褐	
38	土師器	杯	建98001	(底)▲7.0	1/4	回転ナデ	橙	褐	
39	土師器	杯	建98001南西	(底)▲6.4	1/4	ナデ	にぶい黄橙	褐	
40	須恵器	杯蓋	建98001北側西2	(口)▲13.4(高)3.1	1/4	回転ナデ	灰黄		
41	須恵器	杯蓋	建98001北側西1	(口)▲14.0	1/8	回転ナデ	黄灰		
42	須恵器	杯蓋	建98001南西		-	回転ナデ	灰		(内)朱
43	須恵器	杯蓋	建98001		-	回転ナデ	灰白	黒	
44	須恵器	杯	建98001		-	回転ナデ	灰白		
45	須恵器	杯	建98001	(底)▲10.4	1/3	回転ナデ	灰白		
46	須恵器	皿?	建98001北底西2	(口)▲14.2(高)▲2.0(底)8.1	1/1	回転ナデ	灰		(内)墨痕・擦痕
47	須恵器	小型壺	建98001北西	(口)▲6.6	1/5	回転ナデ	浅黄・灰黄	白	自然釉?
56	土師器	杯	建98001	(底)▲6.1	1/2	回転ナデ	橙	黒色光沢褐	

表2 土器観察表 (2)

番号	種別	器種	出土地点	法量 (cm)	残存率	調整	色調	胎土	備考
57	土師器	杯	建98001南西	(底) 5.4	1/1	回転ナデ	橙	赤褐	
58	土師器	杯	建98001基壇	(底) ▲7.0	1/4	回転ナデ	にぶい橙	光沢・褐	
59	土師器	杯	建98001基壇	(底) ▲5.6	1/2	回転ナデ	橙	光沢・褐	
65	土師器	杯	建99001北7		-	回転ナデ	橙・にぶい 橙・淡赤橙	光沢・褐・ 灰黄	
66	土師器	杯	建99001北7		-	回転ナデ	浅黄橙	5mm 大の 赤褐礫 橙・灰・黒	
67	土師器	杯	建99001北7	(底) 6.5	1/1	回転ナデ	赤橙・橙	黒色光沢	
68	土師器	杯	建99001北7	(底) ▲6.0	1/3	回転ナデ	橙	赤褐	
69	土師器	杯	建99001	(底) ▲5.8	1/5	回転ナデ	にぶい橙	光沢・褐	
70	土師器	杯	建99001北5	(底) ▲6.5	1/5	回転ナデ	にぶい橙・ 橙	黒色光沢 褐	
71	土師器	杯	建99001北5	(底) ▲6.2	1/5	回転ナデ	灰黄・黄灰	黒・光沢・ 白・赤褐	
72	土師器	椀	建99001北6	(底) ▲8.9	1/8	回転ナデ	にぶい橙	褐・黒褐	
73	土師器	杯	建99001b北8 礎石掘形	(底) ▲5.4	1/4	回転ナデ	浅黄橙	褐	
74	土師器	椀	建99001b北6 礎石掘形		-	回転ナデ	にぶい黄橙	褐	
75	土師器	布痕土器	建99001b北8 礎石掘形		1/4	(外) ナデ・指頭痕 (内) ナデ	橙	褐	
92	土師器	杯	建99001b雨落溝 (溝99018)	(底) ▲7.0	3/4	回転ナデ	橙	光沢・明 赤褐	
93	須恵器	杯蓋	建99001b雨落溝 (溝99018)	(口) ▲11.8	1/5	回転ナデ	黄灰・灰黄	光沢・黒・ 白・褐	
94	土師器	杯	溝99019	(口) ▲13.9 (高) ▲3.9 (底) 8.7	1/1	回転ナデ	橙	5mm 大の 明赤褐礫	
95	土師器	椀	溝99019	(底) ▲7.4	1/3	回転ナデ	橙	明赤褐	
101	土師器	杯	柵99006東1	(底) ▲5.2	1/4	回転ナデ?	橙	褐	径やや疑問
102	須恵器	杯蓋	柵99006	(口) ▲16.6	1/16	回転ナデ	灰	光沢・褐・ 灰白	径やや疑問
103	須恵器	杯	柵99006	(口) ▲16.4	1/10	回転ナデ	黄灰・灰黄	光沢・灰 褐・白	
104	須恵器	杯蓋	溝99005		-	回転ナデ	黄灰・褐		
105	土師器	杯	溝99007	(口) ▲15.8 (高) 5.3 (底) 7.8	1/1	回転ナデ・ナデ	にぶい黄橙	褐・灰・橙	
106	土師器	杯	溝99007	(口) ▲13.0 (高) 3.5 (底) 7.5	1/1	回転ナデ	橙	光沢	
107	土師器	杯	溝99007	(口) ▲12.7 (高) ▲3.8 (底) ▲7.4	1/3	回転ナデ	橙	光沢・黒・ 白・褐	
109	土師器	杯	溝97009	(口) ▲14.8 (高) ▲5.2 (底) ▲7.5	1/2	回転ナデ	橙	白・赤褐	
110	土師器	杯	溝97009	(口) ▲13.5 (高) 4.4 (底) 6.4	1/1	回転ナデ	浅黄橙	赤褐・白	(内) 赤色顔料
111	土師器	杯	溝97009	(底) ▲6.3	1/2	回転ナデ	橙	灰黄・橙	
112	土師器	椀	溝97009	(底) 9.1	1/1	回転ナデ	にぶい黄褐 灰	灰褐・黒 色光沢	
113	須恵器	杯蓋	溝97009	(口) ▲15.2	1/6	回転ナデ	灰	灰白・黒	自然釉
114	須恵器	杯蓋	溝97009	(口) ▲15.6	1/14	回転ナデ・回転ケズリ	灰		
115	須恵器	杯蓋	溝97009	(口) ▲15.5	1/6	回転ナデ	黄灰		(内) 墨痕
116	須恵器	杯	溝97009	(底) ▲11.6	1/3	回転ナデ・回転ケズリ	灰		(内) 墨痕・擦痕 (底) ヘラ記号?
117	須恵器	杯	溝97009	(底) ▲7.5	1/2	回転ナデ	灰白	黒	
118	土師器	杯	溝97011	(底) 7.8	1/1	回転ナデ	橙	白	
119	須恵器	杯	溝97011	(底) ▲9.4	1/4	回転ナデ	灰		
120	須恵器	杯蓋	溝99010	(口) 12.8 (高) 3.1	1/1	回転ナデ・回転ケズリ	灰		(内) 墨痕・擦痕
121	土師器	杯	溝99006	(口) ▲12.6 (高) ▲5.1 (底) ▲7.0	1/2	回転ナデ	橙・黄橙	褐	
122	土師器	杯	溝99006	(底) ▲5.8	1/3	回転ナデ	にぶい黄橙	褐灰	
123	土師器	杯	溝99006	(底) ▲7.1	1/2	回転ナデ	橙	褐	
124	土師器	椀	溝99006	(底) ▲8.5	1/3	回転ナデ	明黄褐	褐	
125	土師器	杯	溝97012	(口) ▲13.4 (高) ▲3.9 (底) ▲7.4	1/2	回転ナデ	橙	褐	(外) 黒変
126	土師器	杯	溝97012	(底) ▲5.2	2/3	回転ナデ	浅黄橙	黒色光沢	
127	土師器	杯	溝97012	(底) ▲6.4	1/2	回転ナデ	橙	光沢・褐	(外) 黒変
128	土師器	杯	溝97012	(底) ▲6.4	1/2	回転ナデ	灰・明黄褐	褐・黒・灰 褐	
129	土師器	杯	溝97012	(底) 6.7	1/1	回転ナデ	にぶい黄橙	褐	

表3 土器観察表(3)

番号	種別	器種	出土地点	法量 (cm)	残存率	調整	色調	胎土	備考
130	土師器	皿	溝97012	(底) ▲8.2	1/2	回転ナデ	浅黄橙	褐・灰	
131	土師器	椀	溝97012	(口) ▲14.9	1/2	回転ナデ	浅黄橙	灰白・褐	
132	土師器	椀	溝97012	(口) ▲14.9 (高) ▲6.4 (底) 6.4	1/1	回転ナデ	橙	赤褐	(底)花弁状圧痕
133	土師器	椀	溝97012	(底) ▲6.8	1/2	回転ナデ	にふい黄橙	光沢・黒褐・白	(底)花弁状圧痕
140	土師器	杯	溝99011	(口) ▲15.4 (高) ▲5.4 (底) 7.2	1/1	回転ナデ	にふい黄橙	褐	
141	土師器	杯	溝99011	(口) ▲15.0 (高) ▲5.3 (底) 8.4	1/2	回転ナデ	橙	褐・乳白	
142	土師器	杯	溝99011	(口) ▲13.6 (高) ▲4.9 (底) ▲7.4	3/4	回転ナデ	橙	淡黄・褐	
143	土師器	杯	溝99011	(口) ▲13.3 (高) ▲4.6 (底) ▲7.0	1/1	回転ナデ	橙	光沢・橙・灰・白	(内)赤色顔料
144	土師器	杯	溝99011	(口) ▲13.3 (高) ▲4.2 (底) 6.4	1/1	回転ナデ	浅黄橙	5mm大の褐礫	
145	土師器	杯	溝99011	(口) ▲13.5 (高) ▲4.1 (底) ▲6.8	1/2	回転ナデ	浅黄橙	褐	
146	土師器	杯	溝99011	(口) ▲13.0 (高) ▲4.3 (底) 7.0	1/1	回転ナデ	浅黄橙・橙	光沢・橙・褐	
147	土師器	杯	溝99011	(口) ▲12.5 (高) ▲4.3 (底) ▲5.6	3/4	回転ナデ	浅黄橙・橙	光沢・黒・明赤褐	
148	土師器	杯	溝99011	(口) ▲12.6 (高) ▲4.3 (底) 7.1	1/1	回転ナデ・(底) ナデ	橙・黄橙	褐	
149	土師器	杯	溝99011	(口) 12.2 (高) 3.8 (底) 6.8	1/1	回転ナデ	浅黄橙・淡橙	5mm大の赤褐礫	
150	土師器	杯	溝99011	(口) ▲13.7	1/8	回転ナデ	浅黄橙	黒色光沢褐灰	(外)墨書
151	土師器	杯	溝99011	(口) ▲11.9 (高) ▲5.0 (底) ▲7.0	1/4	回転ナデ	橙	褐・灰	
152	土師器	杯	溝99011	(口) ▲11.5 (高) ▲4.9 (底) ▲5.2	1/3	回転ナデ	橙・浅黄橙	橙	
153	土師器	杯	溝99011	(底) 6.7	1/1	回転ナデ	橙	褐	
154	土師器	杯	溝99011	(底) 6.4	1/1	回転ナデ	にふい橙	光沢・黒・褐	
155	土師器	杯	溝99011	(底) ▲7.0	3/4	回転ナデ	にふい黄橙褐灰	光沢・淡黄・褐	(外)黒変
156	土師器	杯	溝99011	(底) 7.0	1/1	回転ナデ	浅黄橙	黒・橙・白	
157	土師器	杯	溝99011	(底) 7.2	1/1	回転ナデ・(底) ナデ	にふい黄橙	光沢・淡黄・白	(外)黒変(内)炭化物
158	土師器	杯	溝99011	(底) 6.8	1/1	回転ナデ	にふい橙	褐	
159	土師器	杯	溝99011	(底) ▲6.5	1/2	回転ナデ	橙	灰白・褐	
160	土師器	杯	溝99011	(底) ▲7.5	2/3	回転ナデ・ミガキ	橙	淡黄・褐	
161	土師器	杯	溝99011	(底) ▲6.6	1/3	回転ナデ	にふい黄橙	褐	
162	土師器	杯	溝99011	(底) 6.6	1/1	回転ナデ	浅黄橙	5mm大の赤褐礫	
163	土師器	杯	溝99011	(底) ▲6.0	1/2	回転ナデ	浅黄橙	光沢・灰白	
164	土師器	杯	溝99011	(底) ▲6.6	1/3	回転ナデ	にふい黄橙	褐	
165	土師器	杯	溝99011	(底) ▲6.1	1/3	回転ナデ	浅黄橙	褐	
166	土師器	杯	溝99011	(底) ▲7.1	1/2	回転ナデ	にふい黄橙	褐・黒	
167	土師器	杯	溝99011	(底) 7.5	1/1	回転ナデ	にふい黄橙	光沢・明黄褐	
168	土師器	杯	溝99011	(底) ▲6.7	1/2	回転ナデ	にふい黄橙	褐	
169	土師器	杯	溝99011	(底) ▲6.0	3/4	回転ナデ	橙	光沢・褐・橙	
170	土師器	杯	溝99011		2/3	回転ナデ	橙	褐	
171	土師器	杯	溝99011	(底) ▲7.1	1/2	回転ナデ	橙	淡黄・褐	
172	土師器	杯	溝99011	(底) ▲6.6	1/3	回転ナデ	橙	褐	
173	土師器	椀	溝99011	(口) ▲14.3	1/2	回転ナデ	橙	褐	(外)墨痕
174	土師器	椀	溝99011	(底) 8.2	1/1	回転ナデ	橙	褐	
175	土師器	椀	溝99011	(底) ▲10.3	1/4	回転ナデ・ミガキ	にふい黄橙橙	灰・赤褐・褐	(内)赤色顔料
176	土師器	椀	溝99011	(底) 7.8	1/1	回転ナデ	橙	黒・褐	(底)花弁状圧痕
177	土師器	椀	溝99011	(底) 7.9	1/1	回転ナデ	浅黄橙	赤褐	
178	土師器	椀	溝99011	(底) ▲9.1	1/2	回転ナデ	にふい橙	褐	
179	土師器	椀	溝99011	(底) 7.7	1/1	回転ナデ	にふい橙	光沢・褐	
180	土師器	椀	溝99011	(底) 8.0	1/1	回転ナデ	橙	褐灰	
181	土師器	椀	溝99011	(底) ▲7.6	1/4	回転ナデ	浅黄橙	褐・白	(内)墨痕
182	土師器	椀	溝99011	(底) 5.9	1/1	回転ナデ	橙	光沢・褐	(内)スス付着(底)花弁状圧痕

表4 土器観察表 (4)

番号	種別	器種	出土地点	法量 (cm)	残存率	調整	色調	胎土	備考
183	土師器	椀	溝99011	(底) ▲7.6	1/3	回転ナデ	橙	光沢・褐	
184	土師器	台付鉢	溝99011	(底) ▲11.0	1/8	回転ナデ	浅黄橙・橙・黄橙	光沢・明赤褐	
185	土師器	台付鉢	溝99011	(底) 8.5	1/1	回転ナデ	にぶい黄橙橙	光沢・褐	
186	土師器	台付皿	溝99011	(口) ▲14.6 (高) ▲3.6 (底) 8.9	1/1	回転ナデ	橙	褐	
187	須恵器	杯蓋	溝99011	(口) ▲12.8	1/4	回転ナデ・回転ケズリ	灰		
188	須恵器	杯蓋	溝99011	(口) ▲16.2	1/9	回転ナデ	灰白・黄灰	光沢・灰	
189	須恵器	杯蓋	溝99011	(口) ▲16.4	1/2	回転ナデ・回転ケズリ	暗灰黄		
190	須恵器	杯蓋	溝99011	(口) ▲16.8	1/4	回転ナデ	黄灰		
191	須恵器	杯蓋	溝99011		-	回転ナデ	灰白	褐	
192	須恵器	杯蓋	溝99011		-	回転ナデ (風化不明瞭)	黄灰・灰	灰白・褐	
193	須恵器	杯	溝99011	(底) 7.6	1/1	回転ナデ	灰		自然釉
194	須恵器	杯	溝99011	(底) ▲4.5	3/4	回転ナデ	灰		(内)朱(底)墨痕
195	須恵器	杯	溝99011	(底) ▲8.3	1/3	回転ナデ	灰		
196	須恵器	杯	溝99011	(底) ▲10.0	1/4	回転ナデ	暗灰黄	黒	自然釉
197	須恵器	杯	溝99011	(底) ▲10.4	1/4	回転ナデ	灰	淡黄・黒	自然釉
214	土師器	杯	溝99014	(口) ▲12.1 (高) ▲3.9 (底) ▲6.8	1/5	回転ナデ	橙	褐灰	
215	土師器	杯	溝99014	(口) ▲11.5 (高) ▲4.5 (底) 6.1	1/1	回転ナデ	橙	褐	
216	土師器	杯	溝99014	(口) ▲11.6 (高) ▲3.8 (底) 6.8	1/1	回転ナデ	橙	褐	
217	土師器	杯	溝99014	(口) ▲11.2 (高) ▲4.1 (底) 4.8	1/1	回転ナデ (風化不明瞭)	橙	褐・灰褐	
218	土師器	杯	溝99014	(底) ▲6.8	1/4	回転ナデ	にぶい橙	褐	
219	土師器	杯	溝99014	(底) ▲7.2	1/4	回転ナデ	にぶい橙	灰白・褐	
220	土師器	杯	溝99014	(底) ▲7.7	1/2	回転ナデ	明赤褐	光沢・褐	
221	土師器	杯	溝99014	(底) ▲6.0	1/3	回転ナデ	にぶい橙	光沢・褐	
222	土師器	杯	溝99014	(底) ▲6.4	1/2	回転ナデ・(底) ナデ	橙	灰白・褐	
223	土師器	杯	溝99014	(底) ▲6.6	1/2	回転ナデ	橙・浅黄橙	褐	
224	土師器	杯	溝99014	(底) ▲6.6	1/2	回転ナデ	にぶい橙	褐	
225	土師器	杯	溝99014	(底) ▲6.6	1/3	回転ナデ	浅黄橙	明赤褐	
226	土師器	杯	溝99014	(底) 6.2	1/1	回転ナデ	にぶい橙	灰褐	
227	土師器	杯	溝99014	(底) ▲5.5	1/2	回転ナデ	橙・黄橙	淡黄・褐	
228	土師器	杯	溝99014	(底) ▲6.7	1/3	回転ナデ	にぶい黄橙	褐・赤褐	
229	土師器	杯	溝99014	(底) ▲6.4	1/4	回転ナデ・(底) ナデ	にぶい黄橙	褐	
230	土師器	杯	溝99014	(底) ▲5.0	1/2	回転ナデ	にぶい橙	光沢・褐・灰	
231	須恵器	杯	溝99014	(口) ▲12.6 (高) ▲4.3 (底) ▲7.0	1/2	回転ナデ・ケズリ	暗灰黄・灰白		(内)朱(底)墨痕
232	須恵器	杯	溝99014	(底) ▲6.8	1/3	回転ナデ	灰		(内)朱(底)墨痕
233	土師器	椀	溝99014	(底) 8.2	1/1	回転ナデ	にぶい黄橙	褐・黒	
234	土師器	椀	溝99014	(底) ▲7.4	3/4	回転ナデ	橙・黄橙	褐・黒・橙	
235	土師器	鉢	溝99014		-	回転ナデ	橙	光沢・褐	
236	土師器	椀	溝99014	(底) 6.5	1/1	回転ナデ	にぶい橙	光沢・褐	
237	土師器	椀	溝99014	(底) ▲7.4	1/2	回転ナデ	橙	褐・乳白	
238	土師器	椀	溝99014	(底) ▲7.9	1/2	回転ナデ	明黄褐	褐	
239	土師器	椀	溝99014	(底) ▲6.6	1/5	回転ナデ	橙	灰・褐・橙	(内)赤色顔料
240	土師器	三脚皿	溝99014		-	回転ナデ・ナデ	にぶい黄褐	赤褐	
249	土師器	杯	土坑99004	(口) ▲13.7 (高) 5.2 (底) 7.1	1/1	回転ナデ	にぶい橙・橙	光沢・灰白・褐灰	
250	土師器	杯	土坑99004	(口) ▲13.6 (高) ▲4.5 (底) ▲6.9	1/2	回転ナデ	橙・浅黄橙 灰黄褐	褐・灰白・痕	(外)墨書(内)墨
251	土師器	杯	土坑99004	(口) ▲13.3 (高) ▲4.2 (底) 6.9	1/1	回転ナデ・ナデ	にぶい橙	褐	
252	土師器	杯	土坑99004	(口) ▲12.1 (高) ▲4.7 (底) 7.1	1/1	回転ナデ	にぶい橙	灰褐・褐	
253	土師器	杯	土坑99004	(底) ▲6.1	1/4	回転ナデ	橙	光沢	(内)赤色顔料
254	土師器	杯	土坑99004	(底) ▲7.0	2/3	回転ナデ	橙・浅黄橙	褐・乳白	
255	土師器	杯	土坑99004	(底) 6.4	1/1	回転ナデ (底) ナデ	にぶい黄橙	光沢・淡黄・黒・褐	(内)黒斑
256	土師器	杯	土坑99004	(底) 6.3	1/1	回転ナデ・ナデ	にぶい橙	明褐・灰	
257	須恵器	杯	土坑99004	(底) 8.4	1/4	回転ナデ・ナデ	にぶい黄橙	光沢・白	
258	土師器	皿	土坑99004	(口) ▲14.9 (高) ▲3.8 (底) 8.3	1/1	回転ナデ	浅黄橙	暗赤褐・橙・灰白・	
259	土師器	皿	土坑99004	(口) ▲13.7 (高) ▲3.2 (底) 6.6	1/1	回転ナデ・(底) 面取りナデ	にぶい橙・浅黄橙	赤褐・赤・灰・灰白	

表5 土器観察表 (5)

番号	種別	器種	出土地点	法量 (cm)	残存率	調整	色調	胎土	備考
260	土師器	台付皿	土坑99004	(口) ▲14.0 (高) ▲3.0 (底) ▲7.0	1/2	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	光沢・赤・黒	
261	土師器	椀	土坑99004	(口) ▲16.2 (高) ▲8.3 (底) 7.9	1/1	回転ナデ	にふい橙	赤褐・光沢	
262	土師器	椀	土坑99004	(底) 7.4	1/1	回転ナデ・ナデ	橙	褐	
263	土師器	椀	土坑99004	(底) ▲7.5	3/4	回転ナデ	浅黄橙	光沢・褐	
264	土師器	椀	土坑99004	(底) ▲7.3	1/8	回転ナデ	黄橙・橙	褐	
265	土師器	椀	土坑99004	(底) 7.9	1/1	回転ナデ・ナデ	橙	褐・灰褐	
266	土師器	椀	土坑99004	(底) 8.1	1/1	回転ナデ	橙	褐・黒褐	
267	土師器	椀	土坑99004	(底) 6.5	1/1	回転ナデ	浅黄橙・橙	褐	(底) 花卉状圧痕
268	土師器	杯	土坑99005	(底) ▲8.1	1/3	回転ナデ	浅黄橙・橙	5mm 大の赤褐礫褐	(底) 突起部
269	土師器	杯	土坑99005		-	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	光沢・橙	
270	土師器	杯	土坑99005	(底) ▲8.7	5/8	回転ナデ	にふい橙	赤褐	
272	土師器	杯	建99002北側西1	(口) ▲13.0 (高) ▲3.1 (底) ▲6.0	1/5	回転ナデ	黄橙	灰白	
273	土師器	杯	建99002	(底) ▲7.4	1/7	回転ナデ	にふい橙	光沢・黒・灰褐	径やや疑問
274	土師器	杯	建99002北底西3	(底) ▲7.6	1/5	回転ナデ	橙	光沢・明赤褐	
275	土師器	杯	建99002北底西3	(底) ▲5.6	1/5	回転ナデ	にふい橙	橙・灰褐	
276	土師器	杯	建99002北側西1	(底) 6.7	1/1	回転ナデ	にふい黄橙	光沢・褐・灰	
277	土師器	杯	建99002北底西3	(底) ▲5.4	3/4	回転ナデ・ナデ (不明瞭)	にふい黄橙	褐・黒褐	
278	土師器	皿	建99002北側西1	(底) ▲8.4	1/5	回転ナデ・ナデ	橙	灰褐・白	
279	土師器	皿	建99002北側西1	(底) ▲6.6	1/6	回転ナデ	浅黄橙	にふい橙・灰	
280	土師器	杯蓋	建99002北側西2			回転ナデ・ナデ	にふい黄橙・黄橙	褐・灰	黒斑
281	土師器	台付皿	建99002北底西3	(口) ▲12.8	1/2	回転ナデ	にふい橙	褐・灰褐	
282	土師器	台付鉢	建99002北側西1	(底) ▲13.5	1/7	回転ナデ	浅黄橙・橙	褐・橙・灰・淡黄	
283	須恵器	杯蓋	建99002北側西2	(口) ▲13.8	1/19	回転ナデ	灰白・灰	灰	
284	須恵器	杯蓋	建99002 西妻		-	ナデ	灰		
285	須恵器	杯蓋	建99002北底西2			回転ナデ	灰		
286	緑釉陶器	椀?	建99002南側西2			回転ナデ?	(釉)オリブ	灰(胎)黄灰	
292	土師器	杯	柵97003西2	(口) ▲12.2 (高) ▲4.5 (底) ▲5.6	3/4	回転ナデ・ナデ	浅黄橙・にふい橙	黒	鉄分付着?
293	土師器	杯	柵97003西2	(口) ▲13.0 (高) ▲4.2 (底) 6.9	1/1	回転ナデ	にふい橙・橙	褐	(外) 墨書
294	土師器	椀	柵97003西2	(口) ▲14.3 (高) ▲6.5 (底) ▲7.5	1/2	回転ナデ	浅黄橙	褐	焼成堅緻
295	土師器	椀	柵97003西2	(口) ▲15.3	1/3	回転ナデ	浅黄橙・にふい黄橙	黒色光沢・灰黄・灰白・橙	(外) 墨書 鉄分付着?
296	土師器	椀	柵97003西2	(底) 7.4	1/1	回転ナデ	橙・黄灰	光沢・黒色光沢・灰白・橙	
297	土師器	椀	柵97003西1	(底) 7.6	1/1	回転ナデ	橙	褐	
298	土師器	椀	溝97003	(底) ▲8.0	1/4	回転ナデ・ナデ	にふい橙	灰褐・白	
299	土師器	椀	溝96006	(底) 7.9	1/1	回転ナデ・ナデ	浅黄橙・橙	5mm 大の明赤褐礫・赤褐・灰褐・黒	(底) 花卉状圧痕 (内) 赤色顔料?
300	須恵器	杯	溝96006	(底) 10.7	1/1	回転ナデ・(底) ナデ	灰黄・灰	灰白・淡黄	(内) 墨痕

表6 土器観察表(6)

番号	種別	器種	出土地点	法量(cm)	残存率	調整	色調	胎土	備考
301	土師器	杯	建96003	(底)▲8.6	1/5	回転ナデ	浅黄橙	褐	
302	土師器	杯	建96003南側西6	(底)▲5.9	1/4	回転ナデ	にふい橙	褐	
303	土師器	杯	建96003西妻	(底)6.6	1/1	回転ナデ・ナデ	橙	光沢・灰白・赤褐	
304	土師器	小杯	建96003南側西2	(口)▲9.4(高)▲1.6(底)▲6.6	1/4	回転ナデ	橙	白・橙・黒	
305	土師器	小杯	建96003南側西1柱痕跡内	(口)▲8.9(高)▲1.9(底)▲6.7	1/2	回転ナデ・ナデ	黄橙・灰白	褐・灰	
306	土師器	杯蓋	建96003南側西2		-	ナデ?(風化不明瞭)	橙	光沢・褐・黒・灰・乳白	
307	土師器	椀	建96003南側西2	(口)▲10.0	1/6	回転ナデ	浅黄橙	灰白・にふい橙	(外)墨書
308	土師器	椀	建96003南側西1柱痕跡内	(底)▲7.5	1/2	回転ナデ	橙	灰白	
309	土師器	台付皿	建96003南側西2柱痕跡内	(口)▲14.1(高)▲2.9(底)6.3	1/1	回転ナデ・ナデ	橙・褐灰・浅黄橙	黒・灰	
310	須恵器	杯蓋	建96003東妻		-	回転ナデ	暗灰黄	黒・灰褐	
311	土師器	小皿	溝98005	(口)▲8.4(高)▲1.8(底)▲5.8	1/4	回転ナデ	にふい黄橙 にふい橙	光沢・褐	
312	土師器	小皿	溝98005	(口)▲7.5(高)▲1.2(底)▲5.9	1/6	回転ナデ	浅黄橙・橙	褐	
313	土師器	椀	溝98005		-	回転ナデ	橙・明黄橙	光沢・褐・乳白	
314	須恵器	杯蓋	溝98005	(口)▲20.0(高)▲3.1	1/9	回転ナデ・回転ケズリ	灰	灰褐・灰白・淡橙	
315	須恵器	杯蓋	溝98005	(口)▲15.5	1/10	回転ナデ	灰黄		
316	須恵器	杯蓋	溝98005	(口)▲13.7	1/5	回転ナデ	灰		焼き歪み・自然釉
317	須恵器	杯蓋	溝98005	(口)▲13.2	1/5	回転ナデ・回転ケズリ	灰		自然釉
318	土師器	杯	土壇96001	(口)▲13.8(高)▲3.2(底)8.2	1/1	回転ナデ・ナデ	灰白	褐	赤色顔料?
319	土師器	杯	土壇96001	(口)12.4(高)3.1(底)8.0	1/1	回転ナデ・ナデ	浅黄橙・橙	褐	赤色顔料
320	土師器	小皿	土壇96001	(口)▲8.6(高)▲1.6(底)6.4	1/1	回転ナデ・ナデ	にふい橙	光沢・褐・灰褐・橙	赤色顔料?
321	土師器	小皿	土壇96001	(口)9.0(高)1.7(底)6.9	1/1	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	黒褐・橙	
322	土師器	小皿	土壇96001	(口)9.1(高)1.4(底)6.8	1/1	回転ナデ・ナデ	にふい橙	赤褐	赤色顔料?
323	土師器	小皿	土壇96001	(口)8.8(高)1.7(底)7.3	1/1	回転ナデ・ナデ	浅黄橙・にふい橙	5mm大の赤褐礫	(底)黒変
324	土師器	椀か鉢	土坑98002	(底)▲11.1	1/2	回転ナデ・ナデ	浅黄橙・橙	赤褐・褐	(内)布目痕
325	土師器	杯	土坑98003	(口)▲12.8(高)▲3.1(底)▲8.3	1/3	回転ナデ・ナデ	にふい黄橙	褐・灰白	
326	土師器	小皿	土坑98003	(口)▲9.2(高)▲1.0(底)▲6.7	1/4	回転ナデ・ナデ	橙	褐	
327	土師器	小皿?	土坑98003	(底)▲6.2	1/4	回転ナデ・ナデ	橙	褐・灰褐	
328	土師器	椀	土坑98003		-	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	黄褐・褐	
329	土師器	椀	土坑98003	(底)5.3	1/1	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	灰褐・黒褐・白	
330	土師器	杯	池状凹96008	(口)▲13.0(高)▲2.8(底)▲7.8	1/2	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	黒・褐	
331	土師器	椀	池状凹96008		-	回転ナデ	にふい橙・にふい黄橙	光沢・黒・灰白	
332	土師器	杯	溝97006	(口)▲15.1(高)▲3.0(底)▲10.0	1/2	回転ナデ・ナデ	にふい黄橙	灰白	
333	土師器	足釜	溝97006	(口)▲23.9(高)▲24.1	3/4	ハケ・(脚下部)ナデ	橙・にふい赤褐・にふい褐	光沢・赤褐・褐灰	(外)スス(内)炭化物
334	土師器	杯	柵97001関連土坑	(口)12.9(高)3.3(底)8.8	1/1	回転ナデ・ナデ	橙	褐	
335	陶器	擂鉢	柵97001関連土坑	(口)27.6(高)▲11.0(底)14.5	1/1	回転ナデ・ケズリ・櫛描条線	橙・にふい赤褐	5mm大の灰礫・灰	(底)木葉圧痕?
336	土師器	杯	土坑99003	(口)▲12.1(高)▲3.8(底)▲7.6	1/2	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	黒・赤褐	糸切り底
337	土師器	杯	土坑99003	(底)▲7.2	1/2	回転ナデ・ナデ	にふい黄橙	赤褐	糸切り底
340	土師器	甕	竪穴96007	(口)▲24.0	1/6	ナデ・ケズリ状ナデ	浅黄橙・橙	灰・赤褐	(外)スス付着
341	土師器	支脚	竪穴96007	(全長)16.0(径)3.7	-	ナデ・ハケ	にふい黄橙	赤褐・灰	スス付着・黒変
342	土師器	椀	竪穴96008	(底)▲10.8	1/3	回転ナデ・ナデ	橙	光沢・赤褐・白・黒	
343	須恵器	杯	竪穴96008	(口)▲13.0(高)▲4.7(底)▲9.5	1/2	回転ナデ	黄灰	灰黄・白	(外)自然釉

表7 土器観察表(7)

番号	種別	器種	出土地点	法量 (cm)	残存率	調整	色調	胎土	備考
344	土師器	杯	小穴98003	(口)▲9.8(高)▲2.8(底)5.5	1/1	回転ナテ・ナテ	橙	明赤褐・乳白	
345	土師器	椀	小穴98003	(底)▲8.2	1/2	回転ナテ	黄橙・橙	光沢・褐	
346	土師器	皿	小穴98003	(口)▲14.0(高)▲2.0(底)▲9.0	1/4	回転ナテ・ナテ	橙	褐灰・白	
347	土師器	台付鉢	小穴98003	(底)▲12.4	1/2	回転ナテ	橙	5mm大の褐礫・黒褐・褐	
348	須恵器	杯蓋	小穴98003		-	回転ナテ	灰・灰白	黒	自然釉
349	土師器	杯	小穴98001	(底)▲9.6	1/4	回転ナテ	にふい黄橙	光沢・橙・褐・黒	
350	須恵質	埴塼	小穴98001	(底)▲5.8	3/4	ナテ	灰・黒褐	灰褐・白	鈳滓付着(底)木葉圧痕
351	土師器	杯	F区IIa層		-	ミガキ	橙		(内)暗文
352	土師器	杯	F区IIa層		-	ミガキ	橙		(内)暗文
353	土師器	杯	F区IIa層		-	ミガキ	橙		(内)暗文
354	土師器	杯	F区IIa層	(口)▲14.4(高)▲5.0(底)▲7.0	1/2	回転ナテ	橙	赤褐・白	
355	土師器	杯	F区IIa層	(口)12.8(高)4.1(底)8.4	1/1	回転ナテ・ナテ	浅黄橙	(底)擦痕	
356	土師器	杯	F区IIa層	(口)▲13.2(高)4.2(底)8.7	1/1	回転ナテ・ナテ	にふい黄橙	(底)擦痕	
357	土師器	小杯	F区IIa層	(口)▲9.1(高)▲1.9(底)▲7.2	1/2	回転ナテ・ナテ	橙	(底)擦痕	
358	土師器	椀	F区IIa層	(底)▲7.0	3/4	回転ナテ	浅黄橙	黒	
359	土師器	椀	F区IIa層	(底)7.2	1/1	回転ナテ	橙	赤褐・白	(内)赤色顔料? (底)花卉状圧痕
360	須恵器	杯	F区IIa層 (建98003付近)	(口)▲10.0(高)▲3.6	1/2	回転ナテ・回転ケズリ	灰	灰	
361	須恵器	杯	F区IIa層	(口)▲12.9(高)▲5.3(底)▲8.8	1/4	回転ナテ	灰	乳白	
362	須恵器	杯蓋	F区IIa層	(口)▲14.6	1/2	回転ナテ・回転ケズリ	灰	灰	自然釉
363	須恵器	杯蓋	F区IIa層	(口)▲13.8	1/2	回転ナテ・回転ケズリ	灰黄	灰・黒	
364	須恵器	杯	F区IIa層	(底)▲8.8	1/6	回転ナテ・ナテ	灰		(内)朱
365	須恵器	壺蓋	F区IIa層	(口)▲10.2(高)▲2.7	3/4	回転ナテ・ナテ	灰白・灰	灰	自然釉
375	土師器	杯	H区IIa層	(底)▲7.9	1/2	回転ナテ	黄橙・橙	黒色光沢・赤褐	(内)赤色顔料?
376	土師器	杯	H区IIa層	(底)▲7.1	1/2	回転ナテ(風化不明瞭)	橙	黄褐・褐	
377	土師器	杯	H区IIa層	(底)▲7.5	1/3	回転ナテ・ナテ	にふい橙・にふい黄橙	褐	
378	土師器	杯	H区IIa層	(底)▲6.9	1/2	回転ナテ・ナテ	浅黄橙・橙	光沢・褐・灰	
379	土師器	杯	H区IIa層	(底)▲6.3	1/2	回転ナテ	にふい橙	灰褐・褐	
380	土師器	杯	H区IIa層	(口)▲14.0(高)▲3.1(底)▲10.0	1/4	回転ナテ	浅黄橙	(底)擦痕	
381	土師器	杯	H区IIa層	(口)▲12.0(高)▲3.3(底)▲8.6	1/4	回転ナテ・ナテ	浅黄橙	橙・灰白	黒変?
382	土師器	杯	H区IIa層	(底)▲8.8	1/4	回転ナテ・ナテ	にふい黄橙	(底)擦痕	
383	土師器	杯	H区IIa層	(底)▲9.0	1/2	回転ナテ・ナテ	浅黄橙	赤褐・灰	(底)擦痕
384	土師器	椀	H区IIa層	(底)8.7	1/1	ナテ(風化不明瞭)	橙	光沢・褐・灰	
385	土師器	椀	H区IIa層	(底)▲9.2	1/3	回転ナテ・ナテ	浅黄橙	赤褐	
386	土師器	椀	H区IIa層	(底)▲8.0	1/4	回転ナテ(風化不明瞭)	浅黄橙	光沢・黒褐・褐	
387	土師器	椀	H区IIa層	(底)▲8.2	1/2	回転ナテ・ナテ	橙	灰褐・褐	
388	土師器	椀	H区IIa層	(底)▲7.6	1/2	回転ナテ	にふい橙	赤褐・灰	
389	土師器	椀	H区IIa層	(底)▲7.4	1/6	回転ナテ	にふい黄橙	橙・褐	
390	土師器	椀	H区IIa層	(底)▲7.5	3/4	回転ナテ	にふい橙・灰褐	光沢・赤褐	
391	須恵器	杯蓋	H区IIa層	(口)▲11.7	1/4	回転ナテ・回転ケズリ	黄灰		
392	須恵器	杯蓋	H区IIa層	(口)▲12.4(高)▲2.4	1/2	回転ナテ・回転ケズリ	灰	乳白	
393	須恵器	杯蓋	H区IIa層	(口)▲15.7	1/6	回転ナテ・回転ケズリ	灰		
394	須恵器	杯蓋	H区IIa層	(口)▲14.3	1/5	回転ナテ	灰黄褐		
395	須恵器	杯蓋	H区IIa層	(口)▲15.3	1/6	回転ナテ・回転ケズリ	黄灰・灰白		
396	須恵器	杯蓋	H区IIa層	(口)▲18.5	1/11	回転ナテ	黒褐・黄灰		自然釉
397	須恵器	杯蓋	H区IIa層	(口)▲13.8	1/6	回転ナテ	灰	5mm大の灰礫・白	
398	須恵器	杯蓋	H区IIa層	(口)▲10.9(高)▲1.9	1/4	回転ナテ・ナテ	浅黄・灰		自然釉
399	須恵器	杯蓋	H区IIa層		-	回転ナテ・回転ケズリ	灰白		
400	須恵器	杯蓋	H区IIa層		-	回転ナテ	灰白	光沢・黒	
401	須恵器	杯	H区IIa層	(口)▲15.1(高)▲5.2(底)▲11.4	1/6	回転ナテ	灰オリーブ	白・褐灰	

表8 土器観察表(8)

番号	種別	器種	出土地点	法量 (cm)	残存率	調整	色調	胎土	備考
402	須恵器	杯	H区II a層	(底)▲9.8	1/3	回転ナデ・ナデ	灰		
403	須恵器	杯	H区II a層	(底) 9.6	1/1	回転ナデ・ナデ	灰	5mm 大の白礫	(底)墨痕・線刻
414	須恵器	円面碓	L区I層	(口)▲16.9	1/2	ミガキ・ナデ	灰	白	自然釉・透孔
415	土師器	杯蓋	M区II a層	(口)▲19.2 (高)▲4.0	3/4	ミガキ・ナデ	橙	灰・褐	暗文
416	土師器	杯	M区II a層	(口)▲17.0	1/6	ミガキ・ナデ	橙	灰	(内)暗文
417	土師器	杯	M区II a層		-	ミガキ	浅黄橙	赤褐・黒	(内)暗文
418	土師器	杯	M区II a層		-	ミガキ	橙	灰白	(内)暗文
419	土師器	杯蓋	M区II a層		-	ミガキ	刈-フ 黒・橙		(内)暗文
420	土師器	杯	M区II a層		-	ミガキ状ナデ?	橙		(内)暗文
421	土師器	杯	M区II a層		-	ミガキ	浅黄橙	赤褐・黒	(内)暗文
422	土師器	鉢	M区II a層	(口)▲30.6	1/10	ミガキ	にふい黄橙		(内)暗文
423	土師器	杯	M区II a層	(口)▲13.7 (高)▲4.0 (底)▲7.1	1/3	回転ナデ・ナデ	にふい黄橙・灰黄	褐	(内)黒斑
424	土師器	杯	M区II a層	(口)▲13.4 (高)▲3.8 (底)▲8.7	1/2	回転ナデ・ナデ	にふい黄橙	黒・褐	(底)擦痕
425	土師器	杯	M区II a層	(口)▲11.8 (高)▲4.1 (底)▲8.0	1/6	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	褐	
426	土師器	杯	M区II a層	(底)▲9.0	1/2	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	褐	
427	土師器	杯	M区II a層	(底)▲7.0	1/2	回転ナデ・ナデ	橙	褐・白	
428	土師器	杯	M区II a層	(底)▲6.5	1/4	回転ナデ(底)ナデ	にふい黄橙	褐	(内)スス
429	土師器	皿	M区II a層	(口)▲14.1 (高)▲2.5 (底)▲8.0	1/2	回転ナデ・ナデ	橙	橙・灰白	(底)墨書
430	土師器	椀	M区II a層	(口)▲14.1	1/3	回転ナデ・ナデ	橙	光沢・赤褐・灰褐	
431	土師器	椀	M区II a層	(底)▲7.7	1/3	回転ナデ?(風化不明瞭)	橙	光沢・褐・灰・淡黄	
432	土師器	台付鉢		(底)▲9.7	3/4	回転ナデ・ナデ	にふい橙	褐・灰白	
441	土師器	椀	R区(溝97001 検出面近く)	(口)▲19.2 (高)▲9.1 (底)▲9.3	1/2	ミガキ(脚内)ケズリ状ナデ	黄褐・刈-フ 黒・明黄褐	光沢・灰・明赤褐	(内)炭化物?
442	土師器	杯	S区II a層	(口)▲16.1 (高)▲5.4 (底)▲11.4	3/4	横方向のケズリ状ナデ	橙・黄橙	白・褐灰・光沢・橙	
443	土師器	杯	小穴96155	(口) 14.4 (高) 4.3 (底) 8.2	1/1	回転ナデ	橙		
444	土師器	杯	小穴96053	(口)▲12.7 (高)▲3.8 (底)▲8.1	3/4	回転ナデ・ナデ	橙・にふい黄橙		
445	土師器	杯	小穴96101	(口) 12.5 (高) 4.5 (底) 8.5	1/1	回転ナデ・ナデ	浅黄橙	明褐	(底)擦痕
446	土師器	杯	S区II a層	(口)▲12.5 (高)▲3.3 (底) 5.7	1/2	ミガキ	橙	赤褐・白・灰褐	
447	土師器	台付皿	S区II a層	(口) 8.2 (高) 2.4 (底) 4.8	1/1	回転ナデ・ナデ	橙	灰白	
448	土師器	甕	S区II a層	(口)▲23.4	1/4	ナデ・(内)ケズリ状ナデ	橙・褐灰	橙・灰白	(内)黒斑
449	須恵器	杯蓋	S区II a層	(口)▲10.7 (高)▲2.7	1/2	回転ナデ・ケズリ・ナデ	灰	灰白・黒	
450	須恵器	杯	S区II a層	(口)▲10.9 (高)▲3.8 (底)▲6.0	1/2	回転ナデ・ケズリ・ナデ	灰	灰白	
451	須恵器	杯蓋	S区II a層	(口)▲14.3 (高)▲3.2	1/2	回転ナデ・回転ケズリ	浅黄・灰黄	黒	
452	須恵器	杯蓋	S区II a層	(口) 13.1 (高) 3.7	1/1	回転ナデ・回転ケズリ	灰オリブ・にふい黄	黒	
453	須恵器	杯	S区II a層	(口)▲12.8 (高)▲5.0 (底)▲11.0	2/3	回転ナデ・回転ケズリ? ナデ	灰オリブ・灰黄	乳白・褐・黒褐	
454	緑釉陶器	椀	小穴96079	(口)▲11.8	1/5	回転ナデ	(釉)オリブ	黄(胎)灰白	
455	緑釉陶器	椀	S区II a層		-	回転ナデ	(釉)緑(胎)褐灰		
456	緑釉陶器	椀	S区I a層	(底)▲6.6	1/1	回転ナデ	(釉)緑(胎)浅黄橙		軟質(底)糸切り底
457	緑釉陶器	椀	S区II a層		-	回転ナデ	(釉・胎)灰		
458	須恵器	杯	竪穴96001	(口)▲10.2	1/4	回転ナデ・回転ケズリ	灰		
459	土師器	椀	竪穴96002	(口)▲13.8 (高)▲6.1	1/2	ミガキ状ナデ	橙・浅黄橙	5mm 大の褐礫・白	
460	土師器	椀	竪穴96002	(口) 12.9 (高) 5.8	1/1	ミガキ・ナデ	明褐・橙・灰褐	5mm 大の褐礫・赤	黒変
461	土師器	甕	竪穴96002	(底) 8.8 ?	1/1	ナデ	にふい黄橙	5mm 大の褐礫	「埋壘炉」の本体
462	須恵器	杯	竪穴97001	(口)▲12.3 (高) 4.4	1/4	回転ナデ・回転ケズリ	灰	5mm 大の灰白礫	
463	土師器	甕	竪穴97004	(口)▲21.7	1/6	ナデ・ハケ・(内)ケズリ	橙	光沢・明赤褐・白	
464	土師器	浅鉢	建98001		-	ミガキ	褐灰	褐	沈線

古瓦観察表(1)

番号	種別	出土地点	残存部位・厚さ (cm)				調整	色調	胎土	備考
			狭端(上)	広端(下)	右側	左側				
48	丸瓦	建98001	-	-	-	-	縄目叩き	灰白	黒	
49	丸瓦	建98001南西隅基壇	-	-	2.0	-	ナデ	灰・灰黄	黒褐・灰黄褐	鉄分
50	丸瓦	建98001	1.5	-	-	1.5	ナデ	灰	灰白・赤褐	
51	平瓦	建98001北側西1	-	-	-	-	縄目叩き	灰白・灰	灰白・褐灰・灰黄褐	砂付着
52	平瓦	建98001北側西1	-	-	-	2.0	縄目叩き	灰・灰白	褐灰	模骨痕
53	平瓦	建98001南西隅	-	-	-	-	縄目叩き	浅黄・灰黄・暗灰黄	灰白	
54	平瓦	建98001北側西1	-	2.0	2.3	-	縄目・ナデ	灰	黒褐	
55	平瓦	建98001北側西1	-	-	1.7	-	縄目叩き	灰白・黄褐にふい黄	褐灰・赤褐	
60	丸瓦	建98001基壇	-	1.2	-	1.7	ナデ	灰・暗灰	褐灰	(凹) 縄目
61	平瓦	建98001基壇	1.4	-	1.6	-	縄目叩き	灰白・にふい黄橙灰黄	褐灰・赤褐・光沢	(凹) 縄目
62	平瓦	建98001基壇	1.9	-	1.7	-	縄目叩き	灰白・灰	灰白・褐灰・黒褐	
63	平瓦	建98001基壇	1.4	-	-	-	縄目叩き	灰白・灰	褐灰・灰白 黒色光沢	砂付着
64	熨示瓦	建98001基壇	-	-	1.3	-	縄目叩き	灰白・灰	褐灰・光沢	(凹) 縄目
76	丸瓦	建99001b	-	-	1.8	-	縄目・ナデ	灰黄	灰白・黒褐	
77	丸瓦	建99001b北6礎石掘形	-	-	2.1	-	刷毛状ナデ	赤褐・黒褐	面取り	
78	丸瓦	建99001b北3礎石掘形	-	-	1.3	-	ナデ	灰	褐灰	
79	平瓦	建99001b	2.3	-	2.2	-	刷毛状ナデ	灰白・灰・灰黄	灰白・褐灰	
80	平瓦	建99001b北2礎石掘形	-	2.3	-	2.1	ナデ	淡黄・灰黄	褐灰	
81	平瓦	建99001b北3礎石掘形	-	1.5	-	2.2	ナデ	灰白・灰	灰白・黒褐	段有
82	平瓦	建99001b北3礎石掘形	2.4	-	2.1	-	ナデ	灰白・灰	灰白・褐灰	
83	平瓦	建99001b北3礎石掘形	-	-	-	2.1	ナデ	灰	灰褐・黒褐	
84	平瓦	建99001b北4礎石掘形	1.5	-	2.0	-	ナデ	灰白・灰	灰白・褐灰	
85	平瓦	建99001b北4礎石掘形	-	-	-	2.2	縄目・ナデ	浅黄・にふい黄	褐灰	
86	平瓦	建99001b北6礎石掘形	-	▲1.9	1.5	-	縄目・ナデ	灰	褐灰・光沢	
87	平瓦	建99001b北2礎石掘形	-	-	1.7	-	ナデ	灰白・灰	黒褐	
88	平瓦	建99001b北3礎石掘形	-	1.9	1.8	-	縄目叩き	灰	黒褐	
89	平瓦	建99001b北3礎石掘形	-	1.8	2.2	-	縄目叩き	灰黄・暗灰黄	灰白・褐灰・黒褐 1.3cm大の灰礫	砂付着
90	平瓦	建99001b北4礎石掘形	-	-	-	-	縄目叩き	灰白・灰	褐灰	模骨痕
91	熨示瓦	建99001b北6礎石掘形	2.4	-	3.0	2.2	縄目叩き	灰白・浅黄	灰褐	
96	丸瓦	建99001b雨落溝(溝99018)	1.3	-	1.7	-	ナデ	灰白・浅黄	灰白・灰褐	
97	平瓦	建99001b雨落溝(溝99018)	1.8	-	1.7	-	縄目叩き	浅黄	褐灰・赤褐	(凹) 紐圧痕
98	丸瓦	溝99019	-	1.5	1.5	1.4	ナデ	にふい黄	赤褐	
99	平瓦	溝99019	1.6	-	-	2.0	縄目叩き	灰白・灰	褐灰	
100	丸瓦	溝99019	-	2.5	-	-	縄目叩き	にふい黄橙	赤褐	
108	丸瓦	溝99007	-	-	-	-	ナデ	灰白・灰黄	褐灰・赤褐・黒褐	
134	丸瓦	溝97009	-	-	2.1	2.2	ナデ	にふい黄橙	灰白・褐灰・赤褐	鉄分
135	丸瓦	溝97010	2.1	-	-	2.0	刷毛目状ナデ	灰白・灰	褐灰・黒褐 8mm大の褐灰礫	
136	丸瓦	溝97010	-	1.8	1.4	-	ナデ	灰白	赤褐・灰黄褐	
137	平瓦	溝97010	-	-	-	2.0	縄目?	灰白・灰黄	灰褐・褐灰	鉄分
138	平瓦	溝97010	2.7	1.6	2.7	2.7	ナデ	黄灰・浅黄	灰白・褐灰・黒褐 2.2cm大の褐礫	段有
139	平瓦	溝97010	2.4	2.0	2.2	2.0	ナデ	灰白・灰黄	灰白・褐灰・黒褐	砂付着
198	丸瓦	溝99011	-	1.5	▲1.5	-	ナデ	灰白	褐灰・褐	鉄分
199	丸瓦	溝99011	-	-	1.4	-	刷毛目状	灰	灰白・褐灰	
200	丸瓦	溝99011	1.3	-	-	2.0	縄目・ナデ	灰黄	褐灰・黒褐	面取り
201	平瓦	溝99011	2.3	-	-	2.4	刷毛目状	灰白・灰	褐灰・褐	
202	平瓦	溝99011	2.2	-	2.2	-	ナデ	灰・暗灰	灰白・褐灰・黒褐 5mm大の黒褐礫	糸切痕 砂付着
203	平瓦	溝99011	1.4	-	-	-	縄目叩き	灰白・灰	褐灰・黒褐	(凹) 縄目
204	平瓦	溝99011	-	-	-	1.3	縄目叩き	灰白・灰黄	灰白・褐灰	
205	平瓦	溝99011	1.3	-	-	1.1	縄目叩き	灰白・浅黄		
206	平瓦	溝99011	-	-	2.2	-	縄目叩き	灰白・灰	灰褐	
207	平瓦	溝99011	1.2	-	-	1.1	縄目叩き	灰白・灰	褐灰・黒褐	
208	丸瓦	溝99011	-	-	1.5	-	縄目叩き	灰黄・浅黄	灰褐・褐灰	(凹) 縄目

古瓦観察表(2)

番号	種別	出土地点	残存部位・厚さ (cm)				調整	色調	胎土	備考
			狭端(上)	広端(下)	右側	左側				
209	平瓦	溝99011	-	-	-	2.0	縄目叩き	灰白・灰・暗灰	灰白・褐灰・黒褐 光沢	
210	平瓦	溝99011	-	-	2.2	-	縄目叩き	灰白・灰・灰黄 にふい黄橙	褐灰・褐	
211	平瓦	溝99011	-	-	1.6	-	縄目叩き	灰白・灰・浅黄	灰褐	
212	平瓦	溝99011	-	2.1	-	2.2	縄目叩き	灰白・灰	灰白・褐灰・光沢	
213	平瓦	溝99011	-	-	-	-	縄目叩き	灰・浅黄・黒褐	灰褐	
241	丸瓦	溝99014	1.1	-	1.4	-	縄目叩き	灰白・灰	褐	(凹) 縄目
242	平瓦	溝99014	1.0	-	1.1	-	縄目叩き	灰白・灰	褐灰	
243	平瓦	溝99014	-	-	-	1.2	縄目叩き	灰白	灰白・褐灰	(凹) 縄目
244	平瓦	溝99014	2.3	-	-	-	縄目叩き	浅黄	灰白・灰褐	
245	平瓦	溝99014	2.0	-	2.1	-	縄目叩き	灰白・灰	褐灰	(凹) 縄目
246	平瓦	溝99014	2.3	-	2.3	-	縄目叩き	灰・黄灰	灰白・黒褐	(凹) 粘土瘤
247	平瓦	溝99014	-	-	2.0	-	縄目叩き	灰白	赤褐	(側) 糸切痕
248	平瓦	溝99014	1.7	-	-	-	縄目叩き	灰・灰黄・暗黄灰	灰白・黒褐	
271	平瓦	土坑99005	-	1.8	-	-	格子目叩き	灰・灰黄	灰白・褐灰・光沢	
287	丸瓦	建98004	-	-	-	2.0	刷毛目状	灰	灰白・黒褐	
288	平瓦	建98004	-	2.4	-	2.5	ナデ	灰黄・暗灰黄	灰白・黒褐 褐灰礫	(凹) 糸切痕
289	平瓦	建98004	-	-	2.0	-	縄目叩き	灰白・にふい黄	褐灰・黒褐	面取り
290	平瓦	建98004	2.2	-	1.8	-	縄目叩き	灰白	灰白・褐灰・黒褐	面取り
291	平瓦	建98004	-	2.6	2.2	1.7	ナデ	灰・灰黄	灰白・褐灰・黒褐 6mm大の灰礫	砂付着
366	平瓦	小穴98001	-	-	1.8	-	縄目叩き	灰白・灰・灰黄	灰白・黒褐	接合痕有
367	平瓦	小穴98001	-	2.6	2.1	-	縄目叩き	灰	黒褐	糸切痕
368	平瓦	小穴98001	-	1.8	-	1.9	縄目叩き	灰白・灰	灰白・褐灰	自然釉 面取り
369	熨斗瓦	小穴98001	1.5	-	2.9	1.8	縄目叩き	灰	灰褐	
370	平瓦	小穴98001	-	-	-	2.1	縄目叩き	黄灰・灰黄褐	黒褐	
371	平瓦	小穴98002	-	-	-	2.4	縄目叩き	灰	褐灰・黒褐	段有
372	平瓦	小穴98002	-	-	2.3	-	縄目叩き	灰白・灰・灰黄	褐灰・黒褐	
373	熨斗瓦	小穴98010	-	-	2.2	2.5	縄目叩き	灰	褐灰	
374	丸瓦	小穴98001	-	-	1.5	-	縄目叩き	灰白・灰黄	5mm大の灰黄褐礫	(凹) 縄目
404	丸瓦	H区 IIa層	(玉) 1.1	-	1.8	1.4	ナデ	灰	灰褐・黒褐	
405	平瓦	H区 IIa層	-	-	-	-	格子目叩き	灰	灰白・灰褐	
406	平瓦	H区 IIa層	1.2	-	-	0.9	縄目叩き	灰・淡黄	褐・黒褐	
407	平瓦	H区 IIa層	-	2.2	1.6	-	縄目叩き ナデ	灰・灰黄	褐灰	
408	平瓦	H区 IIa層	1.9	-	-	2.0	ナデ	灰白・灰・灰黄	褐灰	糸切痕 段有
409	平瓦	H区 IIa層	-	-	2.0	-	ナデ	灰白・灰	灰白・褐灰	糸切痕 段有
410	平瓦	H区 IIa層	2.5	-	2.6	-	縄目叩き	灰白・灰	灰白・黒褐	面取り
411	平瓦	H区 IIa層	-	-	-	1.5	縄目叩き	灰・灰黄	褐灰	段有
412	平瓦	H区 IIa層	1.8	-	2.2	-	縄目叩き	灰・暗灰	灰白	糸切痕
413	熨斗瓦	H区 IIa層	-	▲2.8	2.2	2.8	縄目叩き	灰白・灰黄	褐灰・赤褐	
433	平瓦	M区 IIa層	-	-	1.9	-	格子目叩き	にふい黄橙	褐灰・灰褐・黒褐	
434	平瓦	M区 IIa層	-	-	1.8	-	縄目叩き	灰黄	褐灰・黒褐 5mm大の灰礫	段有 面取り
435	平瓦	M区 IIa層	2.2	-	-	2.2	ナデ	灰白・灰	灰白・黒褐	糸切痕
436	平瓦	M区 IIa層	3.2	-	2.6	-	ナデ	灰白・灰・灰黄	灰黄・黄灰	糸切痕
437	平瓦	M区 IIa層	-	2.1	1.8	-	縄目叩き	灰	灰白・赤褐・黒褐 7mm大の灰礫	砂付着 面取り
438	平瓦	M区 IIa層	1.4	-	-	▲1.8	縄目叩き	灰	黄褐・黒褐	
439	平瓦	M区 IIa層	2.6	-	-	1.9	縄目叩き	灰白・灰	褐・黒褐	
440	熨斗瓦	M区 IIa層	1.8	-	1.8	1.8	縄目叩き	灰白・黄灰・灰黄	褐灰・赤褐・黒褐	(凹) 縄目

第4節 まとめ

1 出土土器の編年観と各期の年代比定

一連の発掘調査により得られた多くの遺物の中でも、特に遺構内出土土器は、今回想定した前Ⅰ～Ⅳ期の年代比定の根拠となる重要な資料と位置付けられるが、それに止まらず、古代の一括遺物が希少であった当地域の基準資料たり得ると考えられる。今後、他地域との比較検討を行うことで、より詳細で確実な年代が得られるであろう。そして、それが本遺跡の遺構群の年代観にフィードバックされ、再検証作業が可能となってくる。

そのような理想的な展開の第一歩となるか甚だ不安であるが、ここではいくつかの基準資料について概観し、先に設定した各期の年代について考えてみたい。

まず、前Ⅰ期の年代に関しては、1の須恵器杯が唯一の根拠となる。陶邑編年のTK46に相当する時期(7世紀中葉)の所産であろう¹⁾。この前Ⅰ期に属する遺構の埋土は、古墳時代の遺構のそれと似ていることから、1の須恵器杯の示す年代が、前Ⅰ期の遺構の上限に近いと見て大過ないと考えられる。

Ⅰ期遺構群の成立年代は、溝98003出土の畿内系土師器杯(6)の年代観に基づいている。器形の特徴が飛鳥Ⅳの杯Cに類似する²⁾。

一方、廃絶の年代は、建物98002の柱穴検出面近くのレベルで出土した須恵器(3～5)の形態を根拠に、8世紀後半と考えたい³⁾。5は「主帳」墨書土器で、年代比定のみならず本遺跡の性格を知る上で重要な意味を有する資料である。

Ⅱ期は、遺構配置の在り方も含め、設定そのものに問題の多い「期」である。遺物は、溝99009の須恵器大皿(20)などごく少量で、Ⅰ期の終期、およびⅢ期の始期の年代から「引き算」して得られた時間幅をそれに充てている。

Ⅲa期遺構群の成立年代は、建物98001の柱掘形出土遺物(40・46など)や、古期築地塀雨落溝99010出土須恵器(120)を基に、西暦800年頃と推定している。H区Ⅱb層(整地土層)出土の須恵器杯(31)なども決め手となろう⁴⁾。

Ⅲb期の始期に関しては、底部に円盤状、ないしは円柱状の粘土を貼り付ける杯(円盤状貼付高台杯と呼称する)が、建物98001aの柱抜き取り=建物98001bの礎石据え付け掘形内より出土する点に注目したい。そのような杯は、大宰府との並行関係より、9世紀後半頃の年代が想定されている⁵⁾。

またⅢb期の存続幅は、新期築地塀雨落溝99011や99014の埋土中出土遺物が、それを示すものと考えている。さらに、土坑99004や99005はⅢb期遺構の廃絶時に掘削された廃棄土坑と考えられ、そうであるならば、その中に含まれる最も新しい遺物の年代が、Ⅲ期の終期を示すことになる。そこで溝99011・99014、土坑99004出土遺物、中でも多量に上る土師器について概観してみる。

杯は、ほとんどが口径13.0～15.0cm、器高4.0～5.0cm、底径6.0～7.0cmの幅の中に収まる。ただし、溝99014出土の杯は、口径13cm前後の個体のみであり、微妙な時間差が存した可能性がある。また、円盤状貼付高台杯も見られるが、量的にはごく少ない。

高台付の椀は、体部が直線的にのびる一群と、丸みを帯びる一群とに大別できる。底面高台内に花卉状の圧痕が付される個体がある。

その他、高台付皿や脚台付鉢、三脚付皿などの器種が認められる。

これらと特徴、組成が類似する資料として、宮崎学園都市遺跡群・清武町小山尻東遺跡1号竪穴出土遺物⁶⁾や、高岡町蕨野遺跡土器焼成土坑出土遺物⁷⁾が挙げられる(挿図4・5)。

小山尻東遺跡の1号竪穴出土土器群は、土師器杯、椀、甕のほか、篠窯系須恵器や「布痕土器」、緑釉陶器皿や越州窯系青磁椀などから構成されており、篠窯系須恵器の年代観より、10世紀前半(の中でもより古い段階)の基準資料とされる⁸⁾。ただし、この竪穴出土土器群は、継続的な廃棄の結果の集積体であり、ある程度の時間幅が存すると考えられる。

その点で、蕨野遺跡の土器焼成土坑出土土器群は、遺構の性格上、ごく限られた時間幅の中に収まる資料と見ることができる。その特徴を一瞥してみよう。

杯は口径13.0~15.0cm、器高4.2~5.0cm、底径5.5~7.0cmの値を示しており、全体的な印象を含め、溝99011などの資料に近い。一方で、小山尻東遺跡1号竪穴出土土器群の中に見られるような、円盤状貼付高台を有する杯は皆無である。また椀についても体部が直線状のものと一部わずかに丸みを持つものが混在すること、あるいは底面高台内に花卉状圧痕を有することなど、近似する特徴が見て取れる。

この蕨野遺跡の土器群は、9世紀後半の資料とされたが、円盤状貼付高台杯が皆無であることから、小山尻東遺跡と同じく10世紀前半に位置付けられるのではなかろうか。底面の花卉状圧痕は、高台貼り付けの過程で生じる成形痕と見られ、限られた時期に採用された技法であった可能性も指摘できよう。

このように、Ⅲb期の終期は、若干地理的距離はあるものの同じ宮崎平野内にある遺跡との比較より、10世紀前半頃と考えたい。

そのような年代観は、大宰府の資料の検討から導き出された椀の形態変化に符合すると見られる⁹⁾。また溝99014出土の三脚付皿に類するものは、10世紀前半頃に認められるという¹⁰⁾。これも補強材料の一つとなろう。

Ⅳ期遺構群の廃絶の年代は、現段階では明らかにできない。これは、切り合い関係で直接的にそれを示す資料が得られなかったことと、廃棄土坑や墓壙など、Ⅳ期(≡官衙的性格)の終焉を間接的に示す遺構より出土した土器群の年代が定まらないことによる。ここでは該期の土器編年を行った岡本武憲の一連の業績¹¹⁾などを指針にしながらか古代末~中世の資料の一部について年代を推定するにとどめたい。

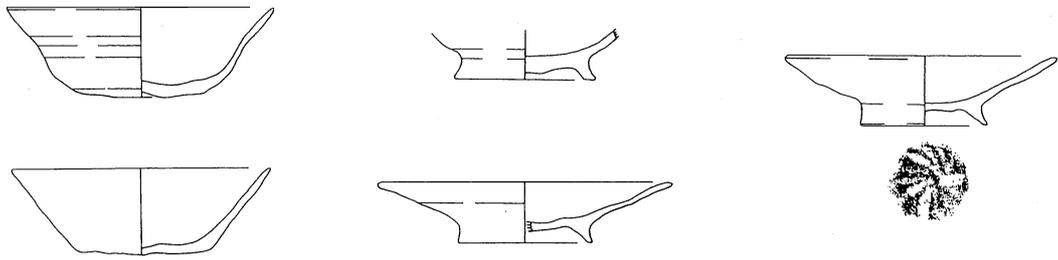
建物96003出土土器群は、一部古相を示すものもあるが、杯より小皿が器種分化する10世紀末葉から11世紀初頭の所産と位置付けておきたい。

土壙96001出土土器群は、墓壙内の副葬品として一括埋納されたものであろう。杯と小皿(全てへら切り底)がセットになっており、近似する特徴を有する資料として、児湯郡高鍋町大戸ノ口第2遺跡1号土壙墓出土遺物¹²⁾を挙げることができよう。上限は10世紀後半、下限は12世紀前半とされる資料である¹³⁾。

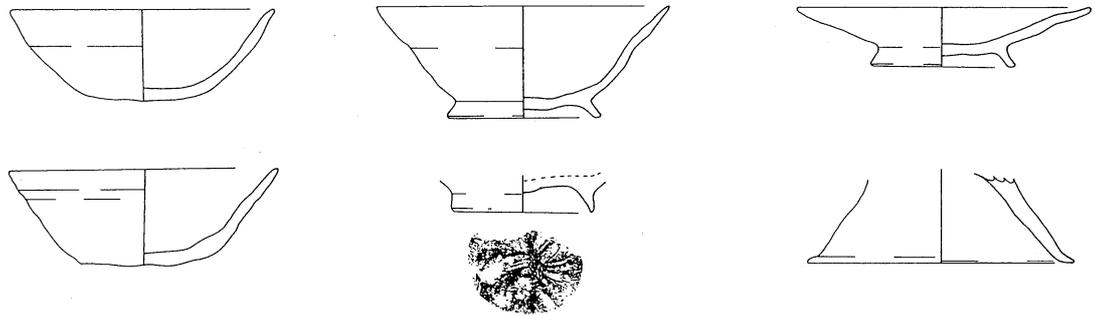
土坑98003出土土器群は、杯と小皿のセットが確立した中世的な在り方を示している。器形の特徴から、幅広く13世紀代に位置付けておく。

柵列97001付帯土坑出土の土師器杯334と、備前系播鉢335は、重なって出土した一括埋納資料である。播鉢は15世紀後半頃の年代が与えられる。土師器の杯はやや古相を示しているようにも見受けられるが、16世紀代に属する高鍋城跡下層土器群など、児湯郡域ではへら切り底の杯が根強く残ることが判明している¹⁴⁾。

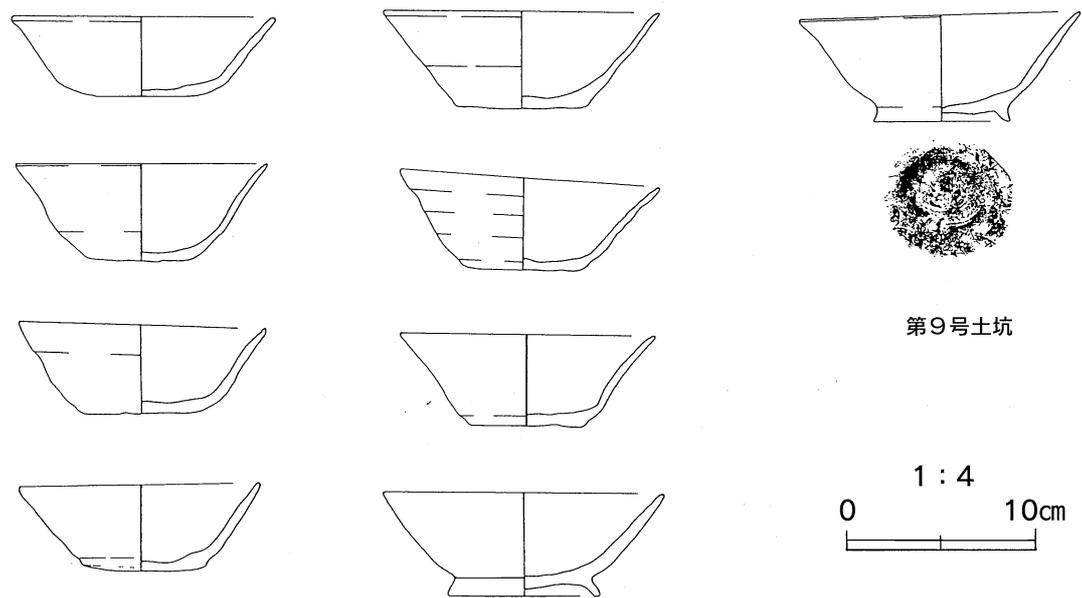
以上、述べてきた内容を概念化したものが表12である。



第5号窯



第6号窯



第9号土坑

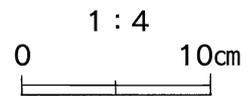


插图5 蕨野遺跡出土遺物

なお、138など、断面の円弧がややいびつとなる資料がある。また、側縁近くに段が形成された資料があることを併せ見たとき、一枚作りの平瓦があった可能性も指摘できる。

以上述べた事象から、古瓦の生産、あるいは瓦葺建物に関して、次のような在り方、変遷が復原できよう。

まず、Ⅱ期か、遅くともⅢ a期建物構築時には、瓦の供給が行われていた。そしてⅢ b期には、中枢建物や築地塀などで多量の瓦が必要とされ、量産されていたことが窺える。

しかし、瓦葺建物は総瓦葺きではなく、おそらくは棟上のみを瓦を葺く熨斗棟であったと見られる。そしてⅢ期遺構が廃絶し、Ⅳ期における整地が行われた結果、多くの古瓦が文字通り瓦礫となって整地土層中に混入したものと見られる。

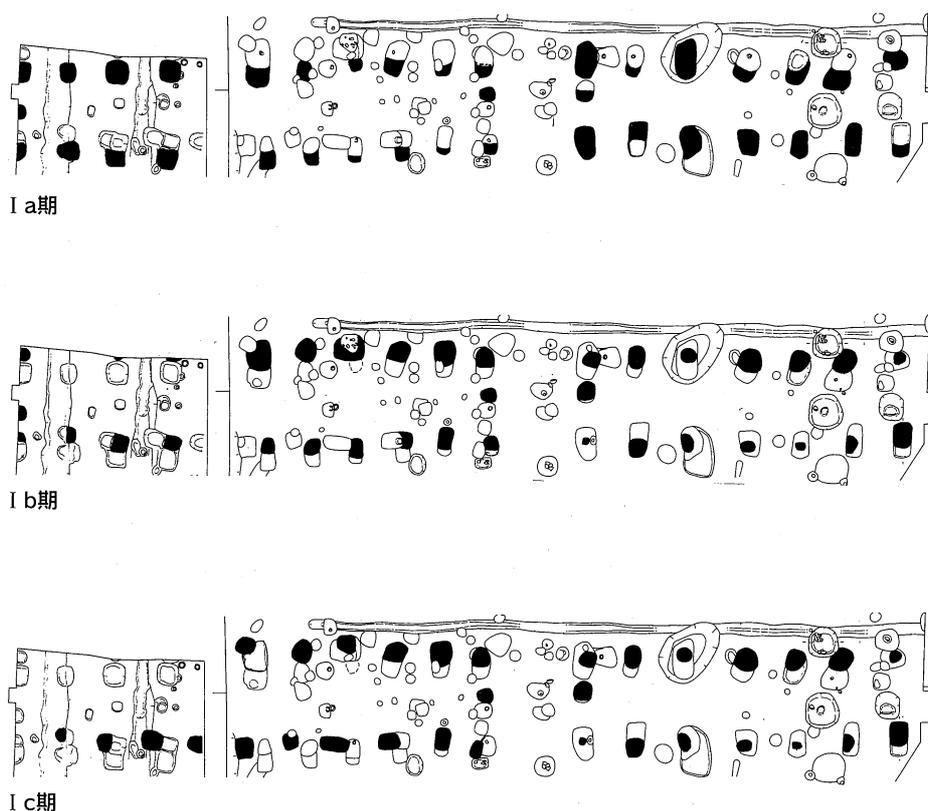
3 建物の寸法 -特に建物98002・98003に関して

本遺跡で検出された掘立柱建物跡の中で、柱の位置が定まり、柱間寸法が確定するものは、建物98001 aの梁間(身舎部)、および桁行のみであり、2.85m(9.5尺)という値が得られている。そこから、なぜ10尺といった整数でない半端な数値になったのかという疑問が残る。

建物98002と98003は、桁行の長い、特徴的な構造の建物で、1回ないしは2回の建て替え痕跡があることが判明した。その変遷については挿図6に示している。

それによれば、b・c期に至って遺構主軸がわずかに東に振れることや、c期の改築は西半を中心とする部分的なもので、この段階で桁行の柱間寸法を広げて2.1m(7尺)等間に行っている可能性があることなどが窺える。

ただし、この建物は各段階とも柱筋は一応通るものの、柱掘形の形状は不整で、さほど格式が高いとは言えない。



挿図6 建物98002・98003の変遷

4 建物配置の企画

ここで、Ⅰ～Ⅳの各期に属する遺構について再度整理し、その企画や変遷について可能な限り言及したい。

Ⅰ期は、建物98002・98003や並行する溝98003より構成される。それらが形作るところの全体平面形は明らかでないが、郡庁などに多く見られる「口」字形の一院であった可能性も指摘できよう(挿図7)。

Ⅱ期の状況は判然としない。これは建物配置の全容が見えないことに起因する。そのため、後のⅢ期の築地塀とほぼ同じ位置にある素掘りの区画溝(溝99004-97008-99009-99012)が、実際はⅢ期に属する遺構である可能性や、回廊状遺構98001は、Ⅰ期の(2小期にわたる)掘立柱塀であったという可能性(換言すればⅡ期は実存しないということ)も考慮する必要があるだろう。ただし、回廊状遺構98001は西へは続かず(回廊状遺構98002はⅣ期～古代末の遺構である)、Ⅰ期の圍繞施設としては半端であること、またⅠ期の埋土とは明らかに異なり、Ⅲ期のそれに近いことなどの調査時の所見や、Ⅰ期の終期とⅢ期の始期の間に最大で50年近くの間隙が生じるという理由から、現段階ではⅢ期「成立前夜」とも言えるⅡ期の存在を想定しておきたい。

Ⅲ期については、正殿建物98001、東脇殿建物99001、それに未検出であるが西脇殿建物で構成される平面「品」字形の遺構配列をとるものと考えられ、さらにそれらが築地塀で囲われていることが判明した(挿図8)。

正殿建物98001は、類例より桁行5間ないしは7間となると見られるが、現段階では確認できない。M区内でⅡ期溝99004が途切れているが、そこがⅢ期においても当該官衙ブロックの中軸線上にあると仮定するならば、桁行は7間であったことが間接的に導き出せる。その場合、掘立柱建物98001aについては7間二面であることが確定するが、前述の通り礎石建物98001bは四面底付建物となっていた可能性も残る。

築地塀と中枢建物との空間は広く、そこに建物等の施設が在った可能性も指摘できるが、正殿建物98001背後の掘立柱塀(柵列99006)以外は、明らかとなっていない。

築地塀については東面築地塀を除いて位置が確認できた。遺跡地の東側は、比高差はさほどないとはいえ段丘崖となる。東面築地塀は実在しなかった可能性もあろう。

ここで、唯一判明する南北の築地塀を基に、造営計画を推定してみたい。

北面築地塀の南側溝99006と、南面築地塀の北側溝99014にはさまれた敷地の南北長は89.4mを測る。これはおそらく300尺を示す値と考えられる。そこから造営尺を割り出すならば、1尺=29.8cmとなる。また、正殿建物98001の南底柱筋から、築地塀北側溝の北肩部分までは43.2mで、145尺であったと考えられる。

さらに、Ⅲ期に関連する遺物として、「厨」墨書土器(419)に注目したい。これはM区のⅡa層中より出土した皿形の土師器で、形態から9世紀後半頃の所産と考えている。遺構からの出土でないため、直接的な結び付けは禁物であろうが、正殿建物の背後に食膳供給施設が在った傍証と見ることができるとも知れない。

Ⅳ期の状況は判然としない。Ⅲ期同様の遺構配置を踏襲しているのであれば、建物99002は北辺の建物となろうが、正殿にあたる建物が確認できない。10世紀代は全国的に国庁が廃絶したり配置が大きく変わる時期にあたる¹⁵⁾。この段階で配置が一変していた可能性も指摘できよう。

5 遺跡の性格について

古代における本遺跡が官衙跡であることは、東西南北に方位を揃える遺構群や出土遺物などから見て疑う余地はないが、問題は前Ⅰ期も含めてどういった性格のもので、どう変遷したのか、という点にある。その点について若干考えてみたい。

前Ⅰ期の主軸が45°西偏する遺構群は、前述の通り7世紀中葉頃を上限とするものと考えられ、その想定が正しければ、初期評衙といった問題が取り沙汰されることになる¹⁶⁾。

Ⅰ期遺構群の在り方に関しては、郡(ないしは軍団)の官職名である「主帳」と墨書された土器の解釈が重要となる。

近年の研究によれば、8世紀初頭頃は、初期の国府が独立した庁舎を持たず、ある意味で郡(在地勢力)に依存していたという在り方が推定されている¹⁷⁾。本遺跡のⅠ期もそのような事例の一つで、本来は児湯郡衙であり、国庁が併存していたという可能性もあるのではなかろうか。本遺跡では6や351など、少量ながら日向では稀少とも言える7世紀代の畿内系土器が出土している。そのことも、国庁併存の裏付けの一つとなろう。

無論、国庁で郡関係の文物が出土することはありうる現象と言えし、あるいはⅠ期施設は単独の児湯郡衙であった(ないしは軍団が置かれていた)可能性も皆無ではない。今後、上記の「仮説」の検証を進めていかなければならない。

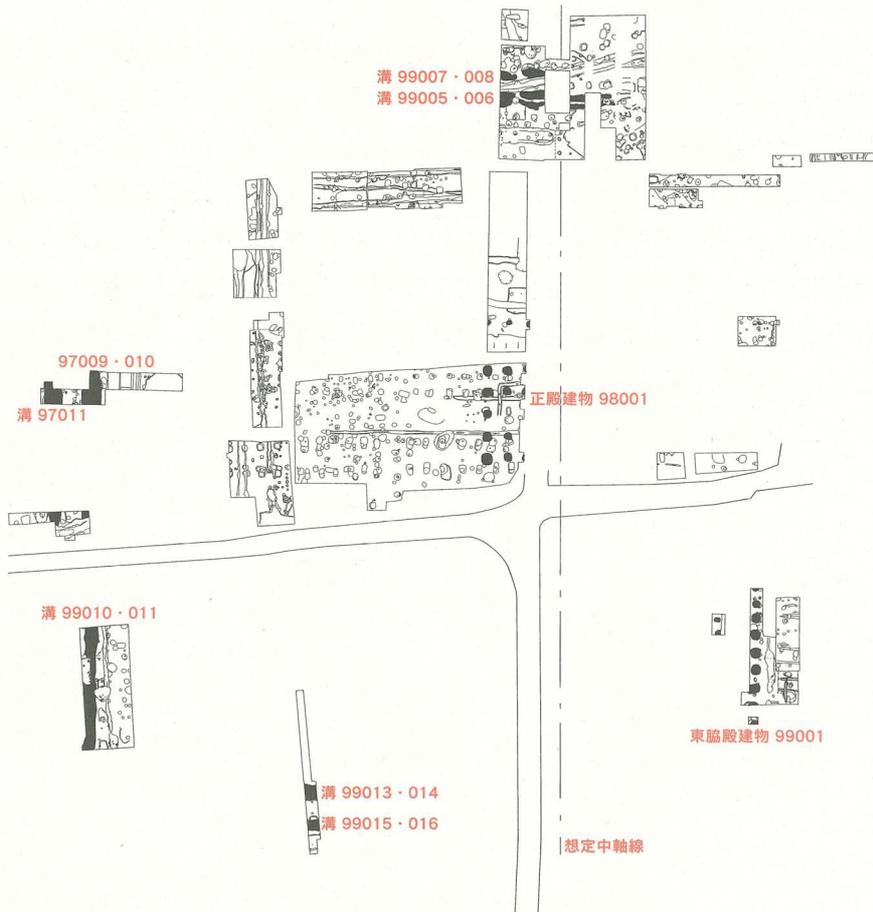
Ⅲ期については、平面「品」字形の建物配列をとると見られることや、中枢建物は瓦葺きの礎石建物であること、築地塀で囲われていることといった検出遺構から窺える格式の高さ、さらには同時期の他遺跡と比較した場合の規模の大きさなどから、その時期の日向国庁と見て差し支えないであろう。

Ⅳ期や古代末～中世の時期については、遺構の配置等判然としないが、特にⅣ期から遺物(ほとんど供膳用土器)の量が増加し、むしろ、国衙跡としての機能が充実したとも考えられる。また、S区では緑釉陶器や灰釉陶器が一定量出土しており、二面庇付建物(10世紀末葉～11世紀初頭か)も検出されている。それらは「館」の問題に繋がる資料と考えられる。

国衙跡に関しては、中世末期頃までを対象にした時間的変遷や、法元遺跡、上妻遺跡といった近隣の遺跡のみならず、三宅地区付近まで視野に入れた空間的展開の検討を行っていく必要があるだろう。そのような問題意識とたゆまぬ研究の中から、国衙跡の全体像が浮かび上がってくるものと考えられる。



挿図7 I期の施設配置



挿図8 III期の施設配置

(註)

- 1) 田辺 昭三 『須恵器大成』 1981 角川書店
- 2) 山本 信夫 「北部九州の7～9世紀中頃の土器」『古代の土器研究 一律令的土器様式の西・東』 1992 古代の土器研究会
- 3) 西 弘海 「7世紀の土器の時期区分と型式変化」『土器様式の成立とその背景』 1986 真陽社
- 4) 註2)に同じ
- 5) 中島恒次郎・城戸康利 「薩摩国から来た食器」『中近世土器の基礎研究』 X 1994 日本中世土器研究会
- 6) 宮崎県教育委員会 『宮崎学園都市遺跡発掘調査報告書第3集』 1885
- 7) 高岡町教育委員会 『蕨野遺跡 高岡町埋蔵文化財調査報告書第6集』 1994
- 8) 岡本 武憲 「日向における古代末の土器」『中近世土器の基礎研究』 VII 1991
- 9) 中島恒次郎 「太宰府における椀形態の変遷」『中近世土器の基礎研究』 VIII 1992
- 10) 山本信夫・山村信榮 「九州・南西諸島」『国立歴史民俗博物館研究報告』 71 国立歴史民俗博物館 1997
- 11) 註8)の他、
岡本 武憲 「南九州」『概説 中世の土器・陶磁器』 中世土器研究会編 1995
- 12) 高鍋町教育委員会 『大戸ノ口第2遺跡 高鍋町文化財調査報告書第5集』 1991
- 13) 註10)に同じ
- 14) 宮崎県教育委員会 『高鍋城跡(嶋田地区) 宮崎県埋文センター報告書第5集』 1997
- 15) 山中 敏史 「古代地方官衙の成立と展開」『古代地方官衙遺跡の研究』 1994 塙書房
- 16) 註15)に同じ
- 17) 註15)に同じ

第Ⅲ章 おわりに

前章において、西都市寺崎遺跡における発掘調査の報告を行い、若干の検討を行ってきた。さらにそれに加えて、付論で述べられている論考を併せ見ることによって、日向国府・国庁の在り方について総合的に捉え、イメージされることを希望する。

ただし、今回の調査・報告の後も積み残された課題は、当然のことながら数多く存在する。以下、それらについて、挙げてみたい。

まず、実際に掘り下げた面積が限られているという本源的な限界が存在するため、今回の検討結果は、一つの仮説に過ぎないという点がある。

また本報告では、なるべく多くの遺物を資料化することを目指し、土器については一括遺物を判りやすい形で提示することを心掛けた。年代観等、位置付けの不明瞭なものも多く、検討(他地域との比較も含めて)はなお不十分であるが、図面が多くの情報を語ってくれることを確信している。

一方、古瓦は全ての資料化は無理としても、最低限、類型化の作業を行い、数量を示すといった方法での資料化を模索したが、時間的制約の中、成し得なかった。今後、日向国分寺の資料との比較検討も併せて行なわねばならない。

また、整理期間や紙幅の関係もあり、遺物の写真が十分でない点は、ご容赦いただきたい。

以上の点はあるにせよ、日向の古代の解明に向けて一步踏み出したことは疑い得ないであろう。本報告の刊行を機に、該期の研究が進展することを期待したい。

報告書抄録

書名	国衙跡保存整備基礎調査報告書 寺崎遺跡		
編集者	吉本正典		
編集機関	宮崎県教育委員会		
所在地	〒880-8202 宮崎市橘通東1丁目9番10号		
所収遺跡名	所在地	緯度	経度
寺崎遺跡	宮崎県西都市大字右松字勿田	北32° 6' 40"	東131° 24' 10"
調査原因	調査面積	遺跡種別	主な時代
史跡整備	2000㎡	官衙・集落跡	古墳・古代・中世・近世
主な検出遺構		主な出土遺物	
掘立柱建物・築地塀雨落溝・柵列・竪穴		土師器・須恵器・緑釉陶器・古瓦	
特記事項	8世紀末～9世紀初頭に、平面「品」字形遺構配置をとる官衙が成立。日向国庁と推定される。また「主帳」墨書土器があることから、児湯郡衙が所在した可能性も有り。		

付 論 編

日向国府の成立と展開

永山修一

はじめに

本稿では、文献から見た日向国府について概観していく。まず、日向国府成立の前提となる日向国の成立について取り上げる。ついで、7世紀末にその存在が知られる三野城と稲積城に関して、日向国府との関係などについて見てみる。そのつぎに、律令体制のもとでの日向国の位置づけについて概観していく。そして最後に、平安時代の日向国司の記事について簡単に見ていく。なお、本稿の内容については、先年刊行された『宮崎県史 通史編 原始・古代2』と重なる部分が多い。紙幅の関係で結論的な表現になっている部分もあるので、それらについては『宮崎県史 通史編 原始・古代2』を参照いただきたい。

一 日向国の成立

『古事記』大八島国生成条は、律令制以前の筑紫島すなわち九州島の地域区分を反映していると考えられる。それによれば、九州島は筑紫国・豊国・肥国・熊曾国からなっていた。筑紫国・豊国・肥国は、8世紀にはそれぞれ筑前・筑後、豊前・豊後、肥前・肥後の6国となるから、のちの日向・大隅・薩摩の3カ国の地域がひとまとまりのものとして認識されていたと考えられる。

『日本書紀』推古二十年(612)正月丁亥条に見える「馬ならば日向の駒」の日向や、白雉五年(654)四月条に見える吐火羅国人・舍衛人が漂着した日向は、いずれもこのような広い領域をさす呼称であった。

7世紀後期にはいと、政府は唐の律令を手本とする政治体制の建設に本腰を入れるようになった。これによって、多禰島・阿麻彌島をはじめとする南の島々に居住していた人々や、南部九州に居住していた人々(彼らは隼人と呼ばれることになる)に対して、朝貢を行わせるとともに、その地域へ版図を拡大していこうとした。

全国的には、天武十二～十四年(683～685)にかけて、伊勢王らを派遣して、山や川などの自然地形をもとにして国境を確定する作業が行われ¹⁾、律令制の基礎となる地方行政単位としての「国」が成立することになった。これを令制国と呼んでいる。令制国としての日向国の初見は、『続日本紀』文武二年(698)九月乙酉条に見える朱沙献上記事であるが、同じく令制国の筑後国は持統四年(690)には成立していた²⁾から、令制の日向国も遅くとも持統四年ころまでには成立していたと考えられる³⁾。令制国には、政府から国司が派遣されることになっており、国政をつかさどるための施設として官衙が設けられた。このころ、のちの薩摩・大隅両国にあたる地域に居住していた人々は、隼人と呼称され、大きく大隅隼人と阿多隼人に分けて把握されており、筑紫惣領(筑紫大宰)が直接に統括していた。

蝦夷が住む東北地方に目を転じると、日本海側では新潟平野北半部に、大化三年(647)淳足柵が、その翌年には磐舟柵(新潟県村上市)が設置されて、柵戸の移民が実施された。太平洋側では、柵の名称は明らかでないものの、7世紀半ばから後半に仙台平野から大崎平野にかけての地域に郡山遺跡(仙台市太白区)と名生館遺跡(宮城県古川市)の官衙が築かれ、柵戸の移民が実施された。このふたつの官衙遺跡は、初期の段階では城柵として機

能していたと考えられている。

郡山遺跡は、7世紀半ばから同末のⅠ期官衙と7世紀末から8世紀はじめのⅡ期官衙からなる。Ⅰ期官衙は、材木列塀で囲まれた約300m×560m以上の長方形からなり、建物群の方位は真北に対して西に50～60度振れている。蝦夷の地への進出の最初の拠点として設けられた城柵とされている。Ⅰ期を取り壊して建設されたⅡ期官衙の中心部は、材木列塀と大溝で囲まれた南北422m×東西428mの正方形で、正殿とされる大規模な東西棟建物(東西に長い建物)と、東西対称に各6棟の脇殿が想定されている。Ⅱ期官衙の南の外に附属寺院と官衙の建物群がある。

国衙の成立に関しては、7世紀第Ⅲ四半世紀以前の端緒的国宰所、7世紀第Ⅳ四半世紀から8世紀第Ⅰ四半世紀にかけての初期国衙、それ以降の政庁を持ち長期間存続することになる国衙、の3段階に分けて考える見解が示されており⁴⁾、郡山遺跡のⅡ期官衙は、陸奥国府の置かれた城柵であり⁵⁾、初期国衙と位置付けることができる。

さて、九州地方の官衙と城の成立については、単純化していえば、(ア)大宰府の前身官衙および大野城などの外交や対外関係に関連する施設ついでの問題と、(イ)各国の支配のために設けられた国衙および対隼人政策の一環として設けられた城柵の問題がある。本稿では(イ)について見ていくことにする。

7世紀代にさかのぼる国衙関連遺跡としては、筑後国(福岡県久留米市)に関して、7世紀中頃から7世紀末頃の国府前身官衙(プレⅠ期)と7世紀末頃から8世紀中頃の古宮国府(Ⅰ期)をあげることができるくらいである⁶⁾。

一方、城柵に関しては鞠智城・三野城・稲積城などの名をあげることができるが、これについては節を改めて述べることにする。

二 三野城と稲積城

南部九州に関わる可能性のある城柵としては、鞠智城・三野城・稲積城の3つをあげることができる。まず、鞠智城に関しては、『続日本紀』文武二年(698)五月甲申条に「大宰府をして、大野・基肄・鞠智城を繕ひ治めしむ」とあるのが初見であるが、その創建時期は大野・基肄の両城と同じく7世紀後半の天智朝とされている。ただし、その建設の目的に関しては、緊急時の防御を想定して食糧の備蓄を行った「兵站基地」であり、大野・基肄などの北九州の山城を補完するとする説⁷⁾や、対外的原因よりは、交通路の問題や薩摩・大隅・日向との関連など、国内的原因を重視すべきとの見解が示されている⁸⁾。鞠智城は、朝鮮式山城として創建されたことから、最初対外的な面での役割を期待されていたが、南九州への支配の進展にともなって、国内的な役割も期待されるようになったと考えられる。ただし、鞠智城の初見記事に、大野・基肄城が同時に記されていることからすると、鞠智城の基本的な性格は対外的な面でのものであったと考えるのがよいと思う。

『続日本紀』文武三年(699)十二月甲申条には「大宰府をして、三野・稲積両城を修せしむ」という記事がある。この両城の比定地に関しては、北部九州説⁹⁾と南部九州説¹⁰⁾があるが、古代に築造された城や柵と呼ばれる防衛施設の名称は郡名や郷名に一致する場合が多いこと、また北九州説の比定地が城の立地条件に必ずしも合致しないことなどにより、それぞれ『和名類聚抄』に見える日向国児湯郡三納郷(宮崎県西都市付近)、大隅国桑原郡稲積郷(鹿児島県国分市付近)にあてる南部九州説の方が妥当であろう¹¹⁾。これは修築

記事であるため、両城の創建は文武三年以前となるが、創建年代は不明とせざるを得ない。また、この両城に関しては、大野・基肄・鞠智城のような朝鮮式山城の形態であるか、あるいは東北地方の城柵に近い形態をとるのかが問題になる。

朝鮮式山城は、唐・新羅による攻撃を想定して、いわば逃げ城的機能を持つものであるのに対し、東北の城柵は支配の十分に及んでいない地域に支配を打ち立てるための拠点として設けられたものであった。三野城・稲積城の性格について、稲積城は隼人の本拠地の直中に設置された最前線基地、三野城は最前線からは距離があるものの対隼人政策の拠点として設置された施設とすることが可能であり¹²⁾、東北地方の城柵に近い形態をとる可能性が高いのではないかと考えられる。とすれば、東北地方の例から見ても、三野城・稲積の両城の創建にあたっては、その近辺に柵戸の移民が行われた可能性も想定することができる。『和名類聚抄』には、大隅国桑原郡として大原・大分・豊国・答西・稲積・広西・桑善・仲川（中津川）の8郷が見えるが、このうち豊国と仲川（中津川）は豊前国から、大分は豊後国からの移民と考えられる¹³⁾。豊前国からの移民については、後に見るように和銅七年（714）に記事があるが、豊後国からの移民はあるいは和銅七年をさかのぼり、稲積城との関連で理解することができるかも知れない。

『続日本紀』大宝二年（702）八月丙申条によれば、薩摩と多嶺地方で、政府に対する抵抗が起きたため、政府は軍事力を用いて鎮圧し、戸籍作成に着手し、官人（おそらく政府から派遣された国司・島司および在地有力者から任命された郡司）を置いたとされる。政府は、大宝二年に大宝律令制定後初の戸籍造りを行うため、南部九州の有力者を大宰府に出頭させ郡司に任命しようとしたが、これに対する出頭拒否や、戸籍造り自体に対する抵抗が¹⁴⁾、政府はこうした事態を「反乱」と認定したのである。同十月丁酉条によれば、鎮圧の成功を祈祷した大宰管内の神九処に感謝するため幣帛を奉り、同時に唱更国司の申請により、国内要害の地に、柵を建て戍を置いて、防御を固めようとした。唱更国司とは、日向国司と薩摩国司をさすと考えられる¹⁵⁾。日向国と、日向国から分出されたばかりの薩摩国の要害の地に柵が置かれていたことについては、『続日本紀』天平神護二年（766）六月丁亥条に、大風の被害のために、日向・大隅・薩摩三国の柵戸の調庸を免除するとの記事があることから明らかである。この設置目的については、単に軍事的なものというより、律令行政貫徹上の必要性を重視すべきである¹⁶⁾。

『続日本紀』和銅三年（710）正月庚辰条には、日向隼人曾君細麻呂を外従五位下に叙した記事が見える。曾君は、鹿児島湾奥沿岸部に勢力を持つ隼人の有力豪族であり、この地域が日向国の一部とされ、日向国がそこに住む隼人に対する支配に一定の責任を持つ状態になっていたことがわかる。また、この叙位記事から鹿児島湾奥部沿岸地域の経営がそれなりに順調であったことがわかる。これをうけて『続日本紀』和銅六年（713）四月乙未条には、日向国肝坏・曾於・大隅・始羅の四郡を割いて、大隅国を設置するという記事が見え、大隅国を分出して、その後約1200年にわたって続く日向国の領域がほぼ定まった。

大隅国分出は戸籍作成の前提として行われたものともされており、隼人と政府の間に軍事衝突を引き起こすことになった。『続日本紀』同年七月丙寅条には、隼賊（隼人）征討にあたった将軍と士卒1280人余への授勲記事が見える。そして、翌年豊後国から200戸の移民を実施して、隼人を教導することとなった（『続日本紀』和銅七年三月壬寅条）。

さて、東北地方の蝦夷支配を理解するために、その内部をA地区＝律令制的公民支配が

確立している地域、B地区＝A地区の外側にあつて城柵を設置し柵戸の移民によって建郡し、公民支配が一応成立している地域、C地区＝B地区の外側にあつて夷狄が住み、律令制的公民支配が未成立の地域に区分する見方がある¹⁷⁾。この見方を日向国に当てはめると、令制の日向国は、北部はA地区であるが、成立当初から南部にC地区をかかえており、その中間に城柵をつくり移民を実施してB地区を設定していた。大宝二年(702)には薩摩国を、和銅六年(713)には大隅国を分出して、日向国内にC地区は無くなったが、大隅国に接する地域はB地区であった可能性がある¹⁸⁾。すなわち、日向国は隼人支配の当事国となった薩摩・大隅両国を支援する役割を担っていたと考えられるのである。この支援は、軍事面ばかりでなく、財政的な面でも継続されたと思われる。

三 日向国の国司と政務

律令制度のもとにおいて国は、財政規模や政治・外交上の重要性などにより大・上・中・下の4等級に分けられており、等級に応じて国司が派遣されていた。日向国は、設置当初より中国とされ、守と掾と目と史生が都から派遣されてきていた。ただし、8世紀後半以降臨時に介を置くこともあり、これが先例となり貞観七年(865)に介の設置を認める太政官奏が出された¹⁹⁾。

国司の職掌は、職員令大国条などに規定されているが、日向国の国司については、一般の職掌に加えて「壱岐、対馬、日向、薩摩、大隅等国、惣じて知らずこと、鎮捍、防守、及び蕃客、帰化、」という特別な規定がある。「鎮捍、防守」は、唐の律令では辺境に置かれた防衛機関である鎮・戍の長官などの職掌として規定されている内容であるため、日向国内に唐の鎮・戍に相当するような軍事施設が置かれ、それを日向国司が統括していたのである。養老四年(720)に起こった隼人との衝突まで何度かの対隼人戦争が起きており、日向国はその中で重要な役割を果たしたと考えられる。この面からも、初期の日向国府が、郡山遺跡Ⅱ期官衙に代表されるような城柵の形態をとっていた可能性が高いのではないかと考えられる。

日向国の場合、国府およびその周辺で通常の政務以外に具体的にどのような儀式が行われたか史料上は明らかでない。天平年間の諸国正税帳から知られるものは、次の表のようになっている。

元日朝拝(宴)	駿河国(天平10)	越前国(天平4)	但馬国(天平9)	薩摩国(天平8)		
齋会 (正月十四日)	和泉監(天平9)	尾張国(天平6)	駿河国(天平10)	越前国(天平4)	但馬国(天平9)	薩摩国(天平8)
齋会(臨時)	駿河国(天平10)					
読経	但馬国(天平9)					
積奠	薩摩国(天平8)					

言うまでもなく国府にはその中枢施設たる政庁ががつくられ、それに付属する官衙(曹司)・正倉・厨・工房などがあり、さらに国司の居宅が設けられていた。「越前国雑物収納帳」には介宅・掾宅・大目宅などの記載がある。また『万葉集』にも大伴家持が越中守と

して赴任していた天平十八年(746)～天平感宝元年(749)によまれた歌に、守大伴宿祢家持館(3943番)、大目秦忌寸八千島之館(3956番)、掾大伴宿祢池主之館(3995～98番)、掾久米朝臣広繩之館(4052～55番)、少目秦伊美吉石竹之館(4086～88番)、介内蔵忌寸繩磨之館(4230番)などが見えている。

日向国の場合、「国厨」墨書土器が出土していることから厨の存在が知られ、また妻北小学校遺跡からは表に「真万」と墨書され裏に漆らしき物の付着した須恵器坏蓋が出土しているので、工房の存在を想定することも不可能ではない。

さらに、日向国府近辺には、児湯郡家や軍団、さらに駅家もあったと考えられるのであるが、こうした施設については、「児湯郡印」の存在が知られるくらいで、いまだ明らかでない点が多い。

四 平安時代の日向国府

延暦十九年(800)に、大隅・薩摩両国では班田制が導入されることになり、間もなく隼人の朝貢も終了して、南九州における隼人問題は解消されることになった。日向国の果たしていた軍事的役割にも大きな変化があったと考えられる。弘仁六年(815)の段階で日向国内にいた兵士は500人であった。その2年前の弘仁四年(813)に筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後のいわゆる三前三後の6国の兵士定員を8100人減らして9000人にする措置がとられた。これによって、筑前・肥後は各2000人、筑後・肥前は各1500人、豊前・豊後は各1000人とされたが、これと比較するとき日向国の500人はかなり少ない。この時点で、日向国の果たしていた軍事的役割は大きく減じていたと言わなければならない。日向国の兵士数が当初から500人であったとは考えられないから、いつごろ削減されたかが問題となるが、三前三後の6国の兵士定員は、宝亀十一年(780)にも一度削減されていたとされ、日向国の定員もこの時減らされたとする説がある²⁰⁾。この説が妥当とするならば、隼人支配の進展によって軍事的緊張状態が解消し、日向国をはじめとする大宰府管内諸国の兵士定員が削減され、これを受けて大隅・薩摩両国への班田制の完全導入が実施され、朝貢も停止されて、隼人問題が最終的に解消されることになると思われることが可能である。

しかし、その一方で経済面でかつての隼人居住地域を支援する役割を担う状況は続いていた。「弘仁式」主税によれば、日向国は大隅国分寺の維持財源として2万束の出挙を行っており、これは、1万束であった日向国分寺財源の2倍となる。

「延喜式」主税上によれば、10世紀前半の段階で大隅国分寺の維持財源としての出挙は、大隅国で行われるようになっていた。従って、「弘仁式」から「延喜式」の間のいずれかの時点で、日向国が大隅国を財政的に支援するという状況は解消されたと考えられる。それがいつごろかは明らかでないが、9世紀後半に入ることの可能性を考えておく²¹⁾。日向国の出挙本稲数は、「弘仁式」段階で合計33万束、「延喜式」段階で37万3000束余となっており、9世紀代の日向国の財政規模は大きく拡大したわけではないが、大隅国に対する財政的支援から解放されたことは、日向国の財政に幾分かの余裕を与えることになったと考えることも可能である。

大宰府管内における日向国の位置づけの変遷については、次のように考えられている。管内諸国は、いろいろな面で大宰府を支えるいわゆる三前三後の六国と、財政的には自立できず大宰府および管内諸国からの財政支援を受けながら、対隼人や対新羅の面で重要な

役割を果たす薩摩国・大隅国および対馬嶋・壹岐嶋・多嶺嶋のいわゆる二国三嶋（天長元年（824）の多嶺嶋廃止以後は二国二嶋）に大別することができる。日向国は、すでに見てきたように軍事的にも経済的にも二国三嶋（実際には二国と多嶺嶋）を支える側にあつたが、隼人問題の鎮静化とともに、日向国の軍事的重要性が薄れ、一方で財政的な負担能力が小さいため、六国のグループに入ることもなかった²²⁾。

さて、日向国では平安時代の前半期に、2つの著名な事件が起こっている。嗣岑王つぐみねおうに関する事件と藤原保昌の事件である。

まず、嗣岑王は嘉祥三年（850）正月に従五位下で日向守に任じられている。斉衡二年（855）正月、後任の日向守に藤原頼基が任じられたが、この後に事件が起こった。『日本文徳天皇実録』同年閏四月丙午条によれば、大宰府が馳駢して、日向守嗣岑王が兵を発し、推訴使正五位下田口房富を殺そうとしたと報告してきたため、官爵を免ずる措置を執られることになった。その後、嗣岑王は密かに京に入ったが、斉衡四年（857）正月に捕らえられて前讃岐守弘宗王ひろむねおうとともに右京職に散禁され、貞観元年（859）十二月にあらためて嗣岑王の官位を免ずる措置が決められた。この嗣岑王の事件の原因は明らかでないが、『類聚三代格』に載せる事件の直前の斉衡二年二月十七日付太政官符は、大宰府の召しに応じない管内国司に対する罰則を定めたもので、使いを派遣して事実関係が明らかになった場合、五位以上はその位禄を奪うことにしたものであり、まず大宰府との確執を事件の背景の一つに数えることが可能である。嗣岑王とともに散禁されるに至った弘宗王は、讃岐国の百姓によって訴えられ、政府は詔使を派遣して虚実を推問し、詔使は弘宗王を捕らえ讃岐国で禁錮に処したが、弘宗王はそこを脱出して京に逃げ込んだことによって処罰されている。嗣岑王に殺されそうになった田口房富は、推訴使（『日本文徳天皇実録』斉衡二年閏四月丙午条）あるいは詔使（『日本文徳天皇実録』斉衡四年正月乙卯条・『日本三代実録』貞観元年十二月二十七日戊申条）とも呼ばれているから、嗣岑王が任国で訴えられていた可能性は高く、貢租・労役の集取、郡司や在地土豪との対立にあたって武力を行使したものと考えられている²³⁾。嗣岑王は、大宰府に対しても、さらに国内でも対立を抱え込んでいたとすることができよう。

藤原保昌は、南家の流れで、正暦三年（992）から長徳三年（997）まで日向守に在任した。叔父は「受領は倒るる所に土をつかめ」といったという藤原陳忠（『今昔物語集』巻二十八）であり、受領を輩出していた家柄の出といえる。彼が日向守の任期をおえて交替するさいの手続きが公卿会議で大きな問題となったことを、『北山抄』巻十更途指南、『権記』長保四（1002）年二月十六日条、『西宮記』巻十裏書などから知ることができる。

彼が監査をうけた正税帳の年限（本来は5年分のはずが7年分であったこと）と、前任者の死去をよいことにして、交替のさいのやむを得ない欠失（交替缺）を大量に認定したことが問題になった。しかし結局、公卿たちは、保昌の後ろ楯に藤原道長がひかえており、保昌自身が著名な武人であったことにより、問題なしとしてパスさせてしまった。

当時の国府の様子を垣間見せる話が、『今昔物語集』巻二十九におさめられている。それによれば日向守某は、新任がくるまでのあいだに、書生に「旧きことをば直しなどして」交替用の書類を用意させた。書生は身の危険を感じたが逃げられなかった。やがて書類が整うと、守は、都から引き連れてきていた郎等たちに書生をとらえさせ、射殺させたというのである。この守は、藤原保昌である可能性がきわめて大きい²⁴⁾。

さて、このころの国内政治は律令制度の支配からずいぶんと変化してきていた。律令制度の下では、在地に伝統的な支配権を保持する郡司の力を利用しながら、中央政府から派遣されてきた国司たちが連帯して責任を負って、任国の経営にあたっていた。9世紀にはいると、土地開発の進展などにもなって「富豪之輩」が台頭し、郡司の在地首長としての権威は動揺するようになり、徴税などに大きな困難が伴うようになった。そこで、10世紀になると政府は、課税対象を人から土地に変更し、国司の長官（受領と呼ばれるようになる）に責任を集中させる一方で、一定の税を政府に納入することを条件に、地方政治に関して大きな権限を与えるようになった。藤原保昌は、受領の代表的な存在とすることができる。

こうした動きにもなって、国府には数々の「所」ができてきた。『新猿樂記』には、受領の郎等としての四郎君が登場するが、それによれば、国府には済所・案主・健児所・検非違所・田所・出納所・調所・細工所・修理・御廩・小舎人所・膳所・政所などの所があった。日向国府にも、このような所が置かれ政務を分担していったはずである。

おわりに

以上、日向国府に関する若干の問題について概観してきた。日向国および国司に期待された任務を、時期によってA期～F期に簡単にまとめると次のようになるろう。

A期。7世紀末に成立した日向国は、成立当初、隼人の居住地を国内に抱え込んでいた。隼人支配を直接的に管轄するのは筑紫大宰であったけれども、国内には三野城・稲積城が築かれ、移民が実施されるなど、日向国は隼人支配の前線に位置付けられ、当然ながら国司にもものに令で「鎮捍、防守」とされる任務が課せられていた。

B期。8世紀の初期、ほぼ大宝律令の成立とともに、隼人支配は令制国がになうようになった。大宝二年(702)以降、日向・薩摩両国内には、さらにいくつかの柵が作られることになった。日向国司は、公民の支配を進めるとともに、隼人支配の上で直接に果たす役割はさらに重要になったはずである。

C期。和銅六年(713)に、大隅国が分出され、日向国内に隼人の居住地はなくなったが、日向国司の軍事面での特別な職掌はそのままであり、8世紀後半の段階でも、日向国内に柵戸の存在が知られる。また、経済的にも大隅国を支える面があったようで、日向国およびその国司は、薩摩・大隅両国と密接な関係を持ち続けていたと言える。

D期。延暦十九年(800)の薩摩・大隅両国への班田制の導入と隼人の消滅にみられるように、日向国の持っていた軍事的な役割は消滅したと考えられるが、大隅国分寺料の出挙のように日向国が大隅国を財政的に支える面は残った。

E期。大隅国の財政面での充実にもない、おそらく9世紀の後半ごろに、日向国からの支援は停止され、日向国の担っていた経済面での特別な役割は消滅したと考えられる。

F期。10世紀に入り、律令制的支配が変容し、日向国でも受領による支配が展開する。

さて、仙台市郡山遺跡のI期官衙や筑後の国府前身官衙(プレI期)などを念頭に置けば、日向にはA期以前の段階で中央から派遣されてきた官人が政務を執った状況を完全に否定し去ることはできない。そこでこの時期を仮にプレA期としておく。先に、国衙の歴史的展開の段階を、端緒的国宰所、初期国衙、国衙の三段階に分ける見方を紹介しておいたが、プレA期が端緒的国宰所の段階、A期～C期の前期が初期国衙の段階、それ以降が

国衙の段階とすることができる。

寺崎遺跡で確認された正殿・脇殿から成る「品」字型の政庁（Ⅲ a・Ⅲ b期）は、ほぼD期以降の国衙政庁と考えられ、この政庁で嗣岑王は政務を見たと思われる。Ⅲ a期からⅢ b期への変化は、同一規格での礎石建への立て替えであるが、これはあるいは、D期からE期への移行と関連する可能性も否定できない。Ⅲ a・Ⅲ b期は、日向国財政が充実していた時期の国衙政庁ということができる。

F期の代表的な受領として藤原保昌をあげたが、彼が日向守に任命されたのは10世紀末の正暦三年（992）のことであり、この時点は寺崎遺跡のⅣ期が終わって廃絶する時期にあたっているから、藤原保昌が政務を見た官衙はこの寺崎遺跡とは異なる場所にあった可能性が高い。『朝野群載』（巻二十二）の「国務条々」によれば、平安時代後期になると、国庁を場とした儀礼がなくなるわけではないが、かなり重要な国務の場が国庁から国司館に移るとい²⁵。この時期、一国の支配権を象徴するものとして、国印・鑑があり、印鑑を受領する儀式は国司館で行われていた。

これに関連して、西都市三宅に所在する印鑰神社に関しては、中世の国府の所在を示すとする説がある²⁶。この付近（国府推定地B）では古瓦が採集されているが、官衙遺跡としてまとまった面積がとれないことから、古代の国府の推定地としては弱点があるとされている。しかし、平安時代後期の国司館を中心とする建物があったとすれば、正殿・脇殿から成る政庁のようなまとまった面積を想定する必要はなくなるから、この地域の国府推定地としての可能性は否定し去ることはできないと考える。寺崎遺跡以後の日向国府については、今後の大きな課題とすることができる。

さて、初期国衙の段階では必ずしも正殿や脇殿をもたないことから、寺崎遺跡のⅠ期を国衙とする可能性を否定することはできない。また、評（郡）衙が国衙の機能を果たしていた可能性も否定できない。しかしすでに見ておいたように、とくにB期は日向国が直接隼人支配に責任を負う体制になっていた。元日に国司が郡司たちから拝賀を受ける儀式について定めた儀制令元日国司条が示すように、国庁で行われる儀式・饗宴は、国司・郡司の間で支配・服属を再確認する政治的意味を持っていた。また職員令大国条では、陸奥・出羽・越後国の守の職掌として蝦夷に対する「饗給」が規定され²⁷、東北地方において蝦夷支配に責任を負っていた陸奥国府たる郡山遺跡では、Ⅱ期の遺構に正殿・脇殿が確認されている。これからすれば、隼人支配に責任を負っていたB期の日向国府に、正殿・脇殿からなる政庁が置かれていた可能性を考えなければならない。もしこのように考えられるならば、寺崎遺跡のⅠ期は、国府政庁以外の官衙である可能性が高くなる。その場合、児湯評（郡）の評（郡）衙・駅家などの可能性が考えられよう。

寺崎遺跡のⅠ期の時代に相当する日向国内の評衙・郡衙の確実な遺構は確認されていない。宮崎市大字島之内の北ヶ迫遺跡は、7世紀末～8世紀前半の須恵器や円面硯が出土しており、初期国衙に並行する時期の官衙遺跡の可能性もあるが、いずれにしても、三野城なども含めて、初期国衙に相当する時代に関する今後の調査に期待がかかるところである。

薩摩国の場合、国府の推定地としては、近世の『三国名勝図会』以来、屋形ヶ原説が知られていたが、昭和39年より一部発掘調査された現推定地が有力視されるにおよび、屋形ヶ原地区は本格的な調査がされることなく開発の手が入ってしまった。しかし、現推定地は、薩摩国建国当時までは遡らないことがわかっており、あらためて創建当時の国府とし

ての屋形ヶ原説が浮上してきている²⁸⁾。

日向国府については、今回、寺崎遺跡が日向国府跡として確認され、日向国の古代史研究にとってきわめて大きな意義を有することになった。したがって寺崎遺跡の重要性を一般に広く知っていただくことが大切であるが、薩摩国の例からして、国府の移転を視野に入れ、今後も引き続き初期国衙期および10世紀末以降の国府の究明をはかる必要がある。

- 1) 『日本書紀』天武十二年十二月丙寅条、同十三年十月辛巳条、同十四年十月己丑条
- 2) 『日本書紀』持統四年十月乙丑条
- 3) 鐘江宏之「『国』制の成立」(『日本律令制論集』上巻 吉川弘文館 1993年)
- 4) 山中敏史「7世紀における地方官衙の動態」(2000年7月2日、久留米市における第3回西海道古代官衙研究会発表資料)
- 5) 『仙台市史 通史編2 古代中世』(仙台市 2000年) 70頁～77頁、今泉隆雄氏の執筆分。
- 6) 豊前国では、政庁域内から7世紀後半の遺物は出土しているが、遺構は検出されていない。
- 7) 『新熊本市史 通史編第一巻』(熊本市 1998年) 786～788頁、島津義昭氏執筆分。
- 8) 西住欣一郎「発掘から見た鞠智城跡-最近の調査成果から-」(龍田考古会『先史学・考古学論究Ⅲ』1999年)
- 9) 岩波新日本古典文学大系『続日本紀 一』(岩波書店 1989) の補注
- 10) 井上辰雄『隼人と大和政権』(学生社 1974年) 136頁
- 11) 『宮崎県史 通史編 原始・古代2』(宮崎県 1998年) 26～27頁、185～187頁
- 12) 永山修一「日向国の官道」(『宮崎県史 通史編 原始・古代2』) 717～718頁
- 13) 井上辰雄『隼人と大和政権』137頁
- 14) この抵抗は、文化人類学フレーザーによって位置づけられた「人口調査の罪」という呪術的観念(未開の社会に広範に存在する人口調査に対する反感と抵抗)との関わりでとらえられている。義江彰夫「『旧約聖書のフォークロア』と歴史学」(東京大学出版会『UP』77号 1979年)
- 15) 永山修一「大宝二年の隼人の反乱と薩摩国の成立について」(『九州史学』94号 1989年) 10頁
- 16) 永山修一「大宝二年の隼人の反乱と薩摩国の成立について」13頁
- 17) 今泉隆雄「律令国家とエミシ」(『新版「古代の日本」⑨東北・北海道』角川書店 1992年) 175頁
- 18) 都城市上ノ園第2遺跡から、「秦」の墨書土器が出土していることから、これを豊前地方からの移民に結びつけて理解する説がある(『都城市史 通史編1 自然・原始・古代』都城市 1997年 639～640頁)
- 19) 『類聚三代格』巻五 加減諸国官員并廢置事 貞観七年三月九日付太政官奏、『宮崎県史 通史編 原始・古代2』225～226頁
- 20) 『宮崎県史 通史編 原始・古代2』417～422頁

- 21) 『類聚三代格』 卷十五 易田并公菅田事 所載の貞観十八年(876)五月二十一日付太政官符によれば、薩摩国は、仁寿二年(852)に日向・大隅国にならって国厨田を設定している。同時に行われたか否かは明らかでないが、仁寿二年までに日向・大隅両国で財政面での施策が実施されたことになるから、これにあわせて日向国から大隅国への財政的支援が行われなくなった可能性も考えられる。
- 22) 坂上康俊「九州」の成り立ち(丸山雍成編『前近代における南西諸島と九州—その関係史的研究—』多賀出版 1996年)
- 23) 笹山晴生「平安初期の政治改革」(『岩波講座 日本歴史』第3巻 岩波書店 1976年) 259~260頁
- 24) 『都城市史 通史編 自然・原始・古代』692~695頁
- 25) 佐藤信「宮都・国府・郡家」(『岩波講座日本通史 第4巻 古代3』岩波書店 1994年) 130~131頁
- 26) 木下良『国府』(教育社歴史新書44 教育社 1988年) 228頁
- 27) 佐藤信「宮都・国府・郡家」125~126頁
- 28) 『鹿児島県の地名』(平凡社 1998年) 449頁

寺崎遺跡出土の墨書土器について

柴田博子

はじめに

今回寺崎遺跡では、下表に掲げた5点の墨書土器の出土が確認された¹⁾。日向国内では初めての官衙中心部での出土であるとともに、その中には「主帳」「(国) 厨」の文字があり、このような官職名・施設名の記載も初めてである²⁾。

墨書土器のなかでも地方官衙出土のものには、役所の名称や機構名、官職名などが記されている場合があり、遺跡・遺構の性格を比定できることがある³⁾。そこで本稿では今回出土した5点の墨書土器について、とりわけまだ全国的にも出土例の少ない「主帳」墨書土器を中心に、文献史料を紹介しながら検討を加えてみたい。まず「主帳」墨書土器について、次に「(国) 厨」墨書土器についてとりあげ、最後にその他の墨書土器を紹介したい。

墨書土器表

土器番号	積文	記載方法	土器の種類	記載の部位	土器の年代
5	主帳	墨書	須恵器・高台付坏	底部外面	8C後半
140	□	墨書	土師器・坏	体部外面	9C後-10C前
250	□〔習書カ〕	墨書	土師器・坏	体部外面	9C後-10C前
295	一万カ	墨書	土師器・碗	体部外面・正位	10C前半
419	□(国)厨	墨書	土師器・皿	底部外面	9C後半

一、「主帳」墨書土器について（土器番号5）

1. 墨書土器と出土状況

高台の付いた須恵器の坏の、高台の内側の左寄りに「主帳」と墨書されている。比較的小さな字であり、古いタイプの墨書の様相を示している。年代は8世紀第3四半期頃と推定されている。出土地点はF区I期の長舎状の掘立柱建物98002bの北側柱列西第4柱穴の検出面近くで、I期建物の廃絶時期を示す遺物のひとつと考えられている。

2. 主帳について

墨書された「主帳」とは何か。『令』に規定された主帳には、郡の主帳と、軍団の主帳がある。そこでこれらの官職について8世紀の制度を中心に整理しておきたい。

(1) 郡の主帳

郡の官人である大領・少領・主政の下に、第四等官としておかれたのが主帳である（職員令大郡条）。これらの官職名は評が郡に編成替えされた大宝令制で確定したものと考えられる。郡は郡内の里の数に従って大郡・上郡・中郡・下郡・小郡の区別があり（戸令定郡条）、規模差に応じて郡司の定員は異なるが、主帳はどの規模の郡にも配置される規定であった（職員令大郡条～小郡条⁴⁾）。

寺崎遺跡の所在する児湯郡の規模は、10世紀に編纂された『和名類聚抄』によると8郷

を擁して中郡に相当し、郡司の定員は大領・少領・主政・主帳各1人となる。8世紀については『律書残篇』の日向国の5郡26郷という数が『和名類聚抄』の5郡28郷と大差ないこと、主帳が2人置かれる上郡は12里（郷）以上の規模であることから、児湯郡の主帳の定員は一貫して1人だったとみてよかろう。なお『日向国風土記』逸文に「児湯之郡」が見え、8世紀にもこの郡名であったことがわかる。

さて職員令大郡条に定められた主帳の職務は、授受した公文書を記録すること、公文書の草案を作成し署名すること、公文書の過失を指摘すること（当否の判断は主政が行う）、公文書を読み申すこと、である。これらは都や国など各役所の第四等官の職掌規定と一致する（職員令神祇官条の大史）。主政も職務に公文書の審査を含み、主帳とともに、役所の庶務・会計の事務全般をつかさどった。そこで主政・主帳の任用の条件は、強健・聡敏で筆記と計算に熟達していることであった（選叙令郡司条）。その出身階層は、在地有力者のうち大領・少領に次ぐ階層であったと推測されている⁵⁾。主政・主帳の任命権は太政官にあるが（選叙令任官条）、西海道諸国の場合は試験の権限が大宰府にあり（『続日本紀』大宝二年（702）三月丁酉条）、国司が選んだ候補者は大宰府へ出むいたと推測される。毎年の勤務評定（考）を総合して叙位される年限（選）は八年で⁶⁾、この間の評定がすべて「中」であれば位が1階上げられた（選叙令叙郡司軍団条）。任用時の叙位規定は令に無く、よって天平八年（736）度『薩麻国正税帳』に見えるように無位の主帳もいたが⁷⁾、天平神護三年（767）からは初任の日に位一級を叙されることとされた（選叙令集解郡司条所引同年五月二十一日勅）。なお『続日本紀』養老二年（718）四月癸酉条の太政官処分によって、親の喪などの事情で解任された前任の主政・主帳が、国府に出仕して考を積みつづける、続労が認められている。

そして主帳を含めた郡司は、毎年正月元日には国庁へおもむき国司に率いられて朝拝し、続いて国司の長官に「賀」し、国の財政から経費を支出する宴に出席した（儀制令元日国司条）。宴では国司が郡司をもてなすとともに、郡司たちも国司に食物を贈った（同条集解古記）。

(2) 軍団の主帳

いっぽう、諸国に設置された軍団には、大毅・少毅の下に主帳、校尉、旅帥、隊正を置くことと規定された（職員令軍団条）。主帳の定員は職員令の規定では1人であるが、養老年間には兵士1000人に達する軍団ならば2人との規定があった可能性がある⁸⁾。

主帳の職務は職員令文に記されていないが、任用については他の官職が武芸を述べるのに対して筆記と計算に熟達している者を取ると規定されていること（軍防令軍団大毅条）や法律学者の説（職員令集解軍団条朱説・跡説）から、郡の主帳と同様に文書の作成・管理に従事する官職であったことは明らかである。「遠賀団印」「御笠団印」といった出土印も、軍団が文書行政を行っていたことを示すものといえる。

主帳の任用と出身階層については、大宝令制下では軍団の兵士の中から書を知る者を選び用いていたが、養老令制下では兵士の中からではなく始めから主帳として任用されるものになったと考える説がある⁹⁾。考の対象は少毅までで主帳以下は外されていたものの（職員令集解軍団条朱説）、神護景雲三年（769）からは主帳任用時に位一級を叙されることにされ（『続日本紀』同年九月丁卯条）、これは郡の主帳と同じ待遇である。

さて一般に、国府所在郡に軍団が置かれていた可能性は高い¹⁰⁾。また8世紀前半の隼人

との緊張関係が高かった時期には、日向国の軍団兵士に重要な役割が担わされたことは容易に推測できる。ただ具体相がうかがえる『類聚三代格』弘仁六年（815）八月十三日太政官符によると、この時の日向国の兵士は500人、軍団は一つであった。ここまでへの規模縮小は宝亀十一年（780）に行われた可能性が指摘されている¹¹⁾。

3. 「主帳」墨書土器と遺跡・遺構の性格

「主帳」墨書土器は全国的にもあまり多くない。管見に入った出土例は①静岡県藤枝市御子ヶ谷遺跡の1点と、②秋田県秋田城跡の1点の、2例である。

①は奈良時代から平安時代初期の遺跡で、269点の墨書土器を出土した。「大領」「志大領」「郡大領」など大領関係の文字の記載のある墨書土器が85点と最も多く、遺跡は駿河国志太郡家に認定されている。「主帳」は須恵器の蓋の内面に比較的小さな字で墨書されている¹²⁾。大領関係の文字が最多であることについて、この東海道沿いの郡家が赴任・帰任の国司や貴人の宿泊施設としても利用され、そのつど郡司は接待に出たであろうこと、そこでいつも応対に出なければならない大領関係の食器にそれとわかる印が必要だったため、と考える説がある¹³⁾。

御子ヶ谷遺跡に限らず全国的に「主帳」および「主政」墨書土器は、「大領」「少領」のそれより出土例が圧倒的に少ない。地位の格差とともに宴・接待の頻度の差が、その要因のひとつなのかもしれない。

②の「主帳」墨書は赤褐色土器の坏の体部外面に横位で記入されている¹⁴⁾。出土地は267点もの墨書土器を出土した17次調査区である。秋田城外郭南辺中央部内側に位置し、42軒の竪穴住居が検出され、9世紀中頃から10世紀の時期が考えられている。「主帳」墨書土器も竪穴住居の埋土中から出土した。同じ竪穴住居のカマド付近から「加」墨書土器1点が、また同じ調査区では「掾」「允」「舎人」といった官職名らしき墨書土器や「官厨舎」「厨」「酒所」など施設名の墨書土器も見つかっている。なかでも「厨」が22点と最多であることから、後述する厨施設あるいは南門の存在を想定する説がある¹⁵⁾。

寺崎遺跡の「主帳」墨書土器の出土によって、8世紀後半のこの地域に主帳がいたこと、すなわち郡衙もしくは軍団があったことが、同時代資料から確認できた。ではこの時期の寺崎遺跡の性格はどのように考えられるであろうか。

墨書土器の出土地には大きく分けて、土器を保有・管理していた場所の場合と、使用・廃棄した場所の場合がある。前者の場合はI期建物を児湯郡衙もしくは児湯軍団に関連する施設と想定できる。いっぽう後者の場合は、坏の使用の機会が酒食の場であろうから、出土地の近隣で主帳も参加した宴が行われ、廃棄されたと想定することになる。例えば国府での元日の宴に主帳が参加したように、国府で「主帳」墨書土器が出土しえないわけではない。また1点しか見つかっていないので、外から持ち込まれた土器である可能性もある。

このように現段階では「主帳」墨書土器から遺跡の性格を確定するには材料不足であるが、かりに長舎状建物に他地域の郡衙施設との類似性が認められるならば、遺構と考え合わせてI期建物の時期を児湯郡衙と想定することもできよう。なお軍団施設の様相はいまだ事例に乏しく、判断は困難である。さらに郡衙が国庁の機能をも併設していたかどうかについては、8世紀代の文字資料が他には未発見なので、畿内系土器などの遺物や周辺地域をふくめた今後の調査成果を総合的に検討していく必要があると思われる。

二、「(国) 厨」墨書土器について (土器番号419)

1. 墨書土器と出土状況

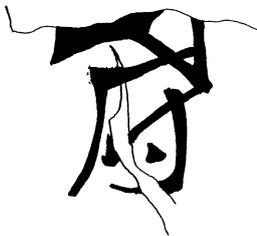
土器器皿の底部外面に大きな字で墨書され、2文字あったことがわかる。下の字は表面の一部がけずれているが「厨」とみてよい。また欠損している上の字の残画は、下図に示したように下野国府跡出土の「國厨冰」墨書(高台付土師器碗の底部外面記載)の「國」字の下部と極似している。「某厨」と記す場合、上の字は「郡」あるいは郡名(当地の場合は「兒」、近隣では「那」など)のほか、上記の「官厨」などの事例があるが、この残画はそれらとは合致しない。そこで記載文字は「国厨」であったと判断する。出土は調査地北部のM区の包含層からである。土器の年代は9世紀後半頃と考えられ、おおむねⅢb期に相当する。

2. 国厨について

近くでは薩摩国府跡出土「国厨」墨書土器をはじめ、「厨」墨書土器は全国的に多く、平川南氏・高島英之氏の研究があり、最近も永山修一氏が研究を整理された上で南九州の類例を丁寧に紹介しておられる¹⁶⁾。そこで国厨についてはこれらの成果に依り、簡単にまとめるにとどめておく。

国や郡など地方官衙の厨は、建物に囲まれた広場に井戸を配置した、平城宮大膳職跡と類似した構造の施設であったと考えられている。その建物には酒屋・竈屋・納屋・備屋などがあり、酒食の弁備を始めとする職務を行なった。国厨が用意する酒食は、国府での元日朝拝の後の宴や、国司館での饗別などの宴、さらに国境や駅家での使者や赴任・帰京する国司のための宴などの公的な饗宴に供されたほか、国府に勤務する者への給食も行われたと推測されている。

なお仁寿二年(852)ころ、日向国では公田の一部が「国厨田」と命名されて直営されていたらしい¹⁷⁾。その収穫稲は国厨の経費にあてられていたのであろう。



寺崎遺跡出土墨書土器の字形



下野国府跡出土「國厨冰」墨書土器の字形
(『下野国府跡資料集Ⅱ(墨書土器・硯)』栃木
県教育委員会・(財)栃木県文化振興事業団
1986年に掲載の写真よりトレース)

3. 「(国) 厨」墨書土器と遺跡・遺構の性格

「厨」墨書土器の記載部位はほとんどが底部外面で、食器としての常態の使用を前提にしたものとの指摘があり¹⁸⁾、寺崎遺跡の「(国) 厨」墨書土器もこれに合致する。そこでこの墨書土器から寺崎遺跡Ⅲb期の性格に関連して3つの可能性を想定してみたい。

第1は、平城宮大膳職が西宮の北側に隣接するという位置を参照して、出土したM区がⅢ期中枢建物の北方にあたることから、M区で検出された築地塀の北側に国厨施設の存在を想定する考えである。ただし井戸が未調査・未発見であることが課題である。

第2には、同じく築地塀の北側に何らかの饗宴の場を想定する考えである。そして第3は、M区の近辺に北門を想定し、門の警護にかかわる兵士等への給食が行われていたとみる考えである¹⁹⁾。これらの想定は現段階ではみな遺構が未確認の仮説にすぎないが、将来の北側地域の発掘調査のための問題提起としておきたい。

三. その他の墨書土器 (土器番号140・250・295)

最後に他の3点の墨書土器について若干の紹介をしておく。

140は遺跡の西側を区画する新築築地塀の内側溝99011の埋土中から出土した。口縁部の外面に筆記の跡があるものの、欠損もあり内容を窺うことができない。250は同じくP区の、Ⅳ期の土坑99004から出土した。体部外面の広い範囲に多くの墨線があり、文字か戯画の習書のような様相を呈している。これら2点は廃棄されたものであろう。

295はA区Ⅳ期の柵列97003の柱掘形埋土中からの出土である。体部外面に正位で、太い墨線で書かれている。墨書はフ、一、ㄥ、ノから成っており、正しい筆順を知らずに書いた「一万」と思われる。「某万」の墨書土器は県内でも多く、妻北小学校出土の墨書須恵器も合わせ文字の「真万」であった。

一般に官衙遺跡においても9世紀以後になると土器の種類や記載部位などの面で集落型の墨書土器の特徴が混じってくるのが指摘されているが²⁰⁾、上記の3例もみな体部外面への記入であり、同様の傾向を認めることができる。とりわけ295の墨書には、吉祥句的な様相が感じられるとともに字形・筆順から文字の知識に疑問を抱かざるをえず、宮崎市余り田遺跡やえびの市昌明寺遺跡などでも出土した、文字を正式には知らずに書いたらしい墨書土器の記載と共通しているともいえよう。

おわりに

「主帳」墨書土器は寺崎遺跡で初めての8世紀代の文字資料であり、「(国) 厨」墨書土器は初めての9世紀代のそれとみられる。これらは本遺跡・遺構の性格を比定するのに多くの示唆を与えてくれた。現段階では上述のように複数の仮説の提示しかできないが、今後の調査によって古代日向国の中心地域の解明が一層進展することを期待したい。

註

- 1) 本稿で述べている土器の年代は、今回の報告の段階での調査担当者の見解による。
- 2) 1997年までに日向国で出土した古代・中世の墨書土器は、柴田博子・中野和浩・東憲章「日向国出土の墨書土器」(『宮崎県史 通史編 古代2』所収、1998年)に集成し、解説した。その寺崎遺跡の欄には、内面に紋様のある須恵器1点、転用硯11点、風字硯1点を掲載した。今回出土した墨書

土器と転用硯類を上記集成に加えたものが、これまでの寺崎遺跡出土の広義の墨書土器のすべてである。

- 3) 山口英男「墨書土器と官衙遺跡」(『藤沢市史研究』24号、1991年)、津野仁「地方官衙の墨書土器」(『月刊文化財』362号、1993年)など。
- 4) 大宝令制下の主帳は『続日本紀』天平十一年(739)五月甲寅条の郡司定員の削減内容を参照するならば、やはりどの規模の郡にも置かれていたとみなせる。
- 5) 米田雄介「八世紀の在り地とその支配形態」(『郡司の研究』所収、法政大学出版局、1976年)216頁、森公章「律令国家における郡司任用方法とその変遷」(『古代郡司制度の研究』所収、吉川弘文館、2000年、初出は1996年)163頁。
- 6) 大宝令では十考であったが、慶雲三年(706)格で郡司と軍毅は八考とされ(選叙令集解叙郡司軍団条所引)、養老令が施行された天平宝字元年(757)に再び十考(『続日本紀』同年五月丁卯条)、同八年(764)に慶雲三年格に戻されて八考となった(『続日本紀』同年十一月辛酉条)。
- 7) 薩摩郡のふたりの主帳は外少初位上と下の位階を有するが、出水郡と阿多郡の主帳はみな無位である。
- 8) 職員令集解軍団条所引八十一例に軍団の規模の違いによる軍毅らの定員が規定され、ほぼ同文が『延喜式』兵部に見える。後者の末尾に主帳は大団で2人、以外は1人との定員差があり、同じ規定を義解も述べる(軍防令義解軍団大毅条)。八十一例での主帳の規定の存否は不明であるが、改定の契機を他の定員と同様に養老年間に想定することもできよう。
- 9) 橋本裕「唐招提寺所蔵古本令私記所載の令条文について」(『律令軍団制の研究 増補版』所収、吉川弘文館、1990年、初出は1975年)183頁。
- 10) 橋本裕「律令軍団一覧」(前掲注9著書所収、初出は1978年)154頁。
- 11) 『宮崎県史 通史編 古代2』(1998年)420頁(坂上康俊氏執筆)
- 12) 『日本住宅公団藤枝地区埋蔵文化財調査報告書 奈良平安時代編 志太郡衙跡(御子ヶ谷・秋合)遺跡』(1981年)、『静岡県史 資料編3 考古三』(1992年)1010頁。
- 13) 原秀三郎「土器に書かれた文字」(岸俊男編『日本の古代14 ことばと文字』所収、中央公論社、1988年)616頁以下。
- 14) 『秋田城跡発掘調査事務所研究紀要Ⅰ 秋田城出土文字資料集』(秋田市教育委員会・秋田城跡発掘調査事務所、1984年)
- 15) 平川南「『厨』墨書土器論」(『墨書土器の研究』所収、吉川弘文館、2000年、初出は1993年)131頁。
- 16) 平川前掲註15論文、高島英之「群馬県前橋市元総社寺田遺跡出土の墨書土器・墨書木製品」(『古代出土文字資料の研究』所収、東京堂出版、2000年、初出は1996年)、永山修一「鹿児島市一之宮遺跡出土の『厨』墨書土器について」(『鹿児島市埋蔵文化財発掘調査報告書(26) 一之宮遺跡B地点』所収、鹿児島市教育委員会、2000年)
- 17) 『宮崎県史 通史編 古代2』(1998年)405-408頁(坂上康俊氏執筆)
- 18) 平川前掲註15論文、136頁。
- 19) 平川氏は「厨」墨書土器を出土している秋田城17次調査区について、外郭東門や平城宮での出土例を援用して、南門の可能性も想定されている(前掲註15論文、131頁)。
- 20) 山口前掲註3論文、111頁。

寺崎遺跡における自然科学分析

株式会社 古環境研究所

I. 寺崎遺跡における放射性炭素年代測定

1. 試料と方法

試料名	地点・層準	種類	前処理・調整	測定法
No.1	建物98001, P4	炭化物	酸-アルカリ-酸洗浄, 石墨調	加速器質量分析(AMS)法
No.2	建物98001, P5	炭化物	酸-アルカリ-酸洗浄, 石墨調	加速器質量分析(AMS)法

2. 測定結果

試料名	^{14}C 年代 (年BP)	$\delta^{13}\text{C}$ (‰)	補正 ^{14}C 年代 (年BP)	暦年代 (西暦)	測定No. (Beta-)
No.1	1310±50	-24.5	1320±50	交点: AD680 1σ: AD660~720, AD745~760 2σ: AD640~785	131407
No.2	1630±50	-27.3	1590±50	交点: AD440 1σ: AD415~540 2σ: AD385~585	131408

1) ^{14}C 年代測定値

試料の $^{14}\text{C}/^{12}\text{C}$ 比から、単純に現在(1950年AD)から何年前かを計算した値。 ^{14}C の半減期は、5,568年を用いた。

2) $\delta^{13}\text{C}$ 測定値

試料の測定 $^{14}\text{C}/^{12}\text{C}$ 比を補正するための炭素安定同位体比($^{13}\text{C}/^{12}\text{C}$)。この値は標準物質(PDB)の同位体比からの千分偏差(‰)で表す。

3) 補正 ^{14}C 年代値

$\delta^{13}\text{C}$ 測定値から試料の炭素の同位体分別を知り、 $^{14}\text{C}/^{12}\text{C}$ の測定値に補正值を加えた上で算出した年代。

4) 暦年代

過去の宇宙線強度の変動による大気中 ^{14}C 濃度の変動を補正することにより算出した年代(西暦)。補正には年代既知の樹木年輪の ^{14}C の詳細な測定値を使用した。暦年代の交点とは補正 ^{14}C 年代値と暦年代補正曲線との交点の暦年代値を意味する。1σ(68%確率)・2σ(95%確率)は、補正 ^{14}C 年代値の偏差の幅を補正曲線に投影した暦年代の幅を示す。したがって、複数の交点が表記される場合や、複数の1σ・2σ値が表記される場合もある。

II. 寺崎遺跡における植物珪酸体分析

1. はじめに

植物珪酸体は、おもにイネ科植物の細胞内にガラスの主成分である珪酸 (SiO_2) が蓄積したものであり、植物が枯れたあとも微化石 (プラント・オパール) となって土壤中に半永久的に残っている。植物珪酸体分析は、この微化石を遺跡土壌などから検出する分析であり、イネをはじめとするイネ科栽培植物の同定および古植生・古環境の推定などに応用されている (杉山, 1987)。

2. 試料

分析試料は、溝98003から採取された3点である。試料採取箇所を分析結果の模式柱状図に示す。

3. 分析法

植物珪酸体の抽出と定量は、プラント・オパール定量分析法 (藤原, 1976) をもとに、次の手順で行った。

- 1) 試料を105℃で24時間乾燥 (絶乾)
- 2) 試料約1gに直径約40 μm のガラスビーズを約0.02g添加 (電子分析天秤により0.1mgの精度で秤量)
- 3) 電気炉灰化法 (550℃・6時間) による脱有機物処理
- 4) 超音波水中照射 (300W・42KHz・10分間) による分散
- 5) 沈底法による20 μm 以下の微粒子除去
- 6) 封入剤 (オイキット) 中に分散してプレパラート作成
- 7) 検鏡・計数。

同定は、イネ科植物の機動細胞に由来する植物珪酸体をおもな対象とし、400倍の偏光顕微鏡下で行った。計数は、ガラスビーズ個数が400以上になるまで行った。これはほぼプレパラート1枚分の精査に相当する。試料1gあたりのガラスビーズ個数に、計数された植物珪酸体とガラスビーズ個数の比率をかけて、試料1g中の植物珪酸体個数を求めた。

また、おもな分類群についてはこの値に試料の仮比重と各植物の換算係数 (機動細胞珪酸体1個あたりの植物体乾重、単位: 10⁻⁵g) をかけて、単位面積で層厚1cmあたりの植物体生産量を算出した。ススキ属 (ススキ) の換算係数は1.24、メダケ節は1.16、ネザサ節は0.48、クマザサ属 (チシマザサ節・チマキザサ節) は0.75、ミヤコザサ節は0.30である。

4. 分析結果

(1) 分類群

分析試料から検出された植物珪酸体の分類群は以下のとおりである。これらの分類群について定量を行い、その結果を表1および図1に示した。主要な分類群について顕微鏡写真を示す。

[イネ科]

キビ族型、ススキ属型（おもにススキ属）、ウシクサ族A（チガヤ属など）

〔イネ科-タケ亜科〕

メダケ節型（メダケ属メダケ節・リュウキュウチク節、ヤダケ属）、ネザサ節型（おもにメダケ属ネザサ節）、クマザサ属型（チシマザサ節やチマキザサ節など）、ミヤコザサ節型（おもにクマザサ属ミヤコザサ節）、未分類等

〔イネ科-その他〕

表皮毛起源、棒状珪酸体（おもに結合組織細胞由来）、未分類等

（2）植物珪酸体の検出状況

溝98003の堆積物（試料1、2）および溝下層（試料3）について分析を行った。その結果、溝下層（試料3）では、棒状珪酸体やイネ科（未分類等）が多量に検出され、ネザサ節型やクマザサ属型も比較的多く検出された。また、キビ族型、ススキ属型、ウシクサ族A、メダケ節型なども検出された。溝の堆積物（試料1、2）では、メダケ節型やネザサ節型が大幅に増加しており、クマザサ属型は減少している。おもな分類群の推定生産量によると、溝の堆積物ではメダケ節型およびネザサ節型が卓越していることが分かる。

5. 植物珪酸体分析から推定される植生と環境

8世紀とされる溝98003の堆積当時は、遺跡周辺はメダケ節やネザサ節などの竹笹類を主体としてススキ属やチガヤ属なども見られる日当りの良い比較的開かれた環境であったと推定される。

文献

杉山真二（1987）遺跡調査におけるプラント・オパール分析の現状と問題点．植生史研究，第2号，p.27-37.

杉山真二（1987）タケ亜科植物の機動細胞珪酸体．富士竹類植物園報告，第31号，p.70-83.

表1 宮崎県、寺崎遺跡における植物珪酸体分析結果

検出密度 (単位: ×100個/g)

分類群	地点・試料 学名	No.3溝		
		1	2	3
イネ科	Gramineae (Grasses)			
キビ族型	Panicaceae type	7	22	14
ススキ属型	<i>Miscanthus</i> type	85	44	28
ウシクサ族A	<i>Andropogoneae</i> type	50	197	83
タケ亜科	Bambusoideae (Bamboo)			
メダケ節型	<i>Pleioblastus</i> sect. <i>Medake</i>	185	109	28
ネザサ節型	<i>Pleioblastus</i> sect. <i>Nezasa</i>	391	379	243
クマザサ節型	<i>Sasa</i> (except <i>Miyakozasa</i>)	21	44	111
ミヤコザサ節型	<i>Sasa</i> sect. <i>Miyakozasa</i>			21
未分類型	Others	85	7	28
その他のイネ科	Others			
表皮毛起源	Husk hair origin		22	
棒状珪酸体	Rod-shaped	853	1043	973
未分類型	Others	818	897	778
植物珪酸体総数	Total	2496	2764	2307

おもな分類群の推定生産量 (単位: kg/m² · cm)

ススキ属型	<i>Miscanthus</i> type	1.06	0.54	0.34
メダケ節型	<i>Pleioblastus</i> sect. <i>Medake</i>	2.14	1.27	0.32
ネザサ節型	<i>Pleioblastus</i> sect. <i>Nezasa</i>	1.88	1.82	1.17
クマザサ属型	<i>Sasa</i> (except <i>Miyakozasa</i>)	0.16	0.33	0.83
ミヤコザサ節型	<i>Sasa</i> sect. <i>Miyakozasa</i>			0.06

タケ亜科の比率 (%)

メダケ節型	<i>Pleioblastus</i> sect. <i>Medake</i>	51	37	14
ネザサ節型	<i>Pleioblastus</i> sect. <i>Nezasa</i>	45	53	49
クマザサ属型	<i>Sasa</i> (except <i>Miyakozasa</i>)	4	10	35
ミヤコザサ節型	<i>Sasa</i> sect. <i>Miyakozasa</i>			3

イネ科

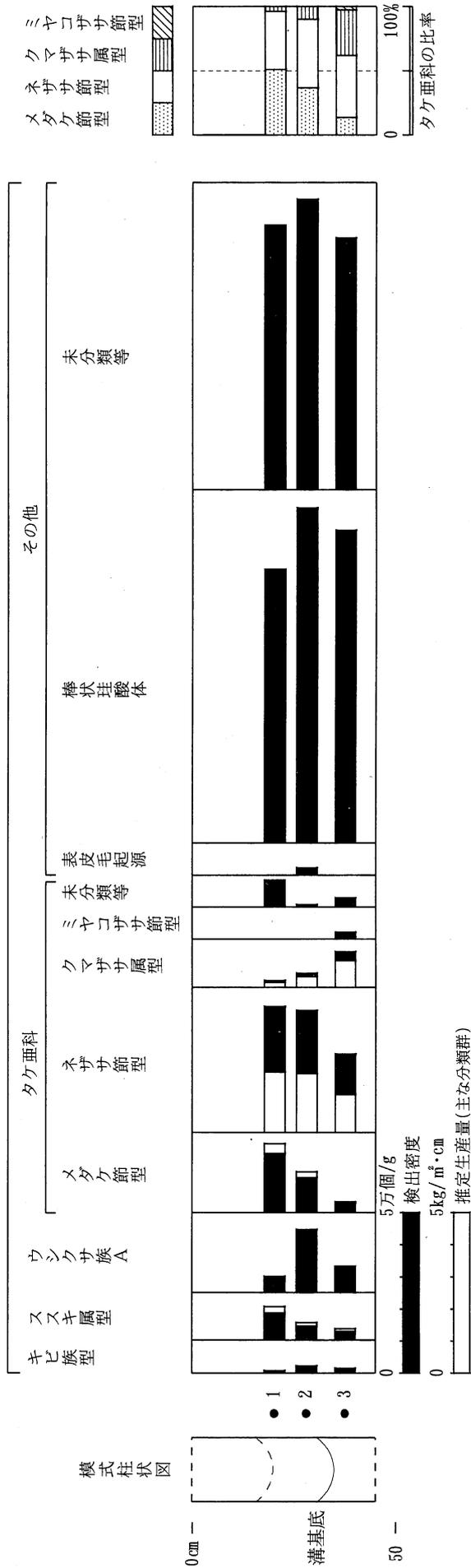
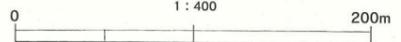
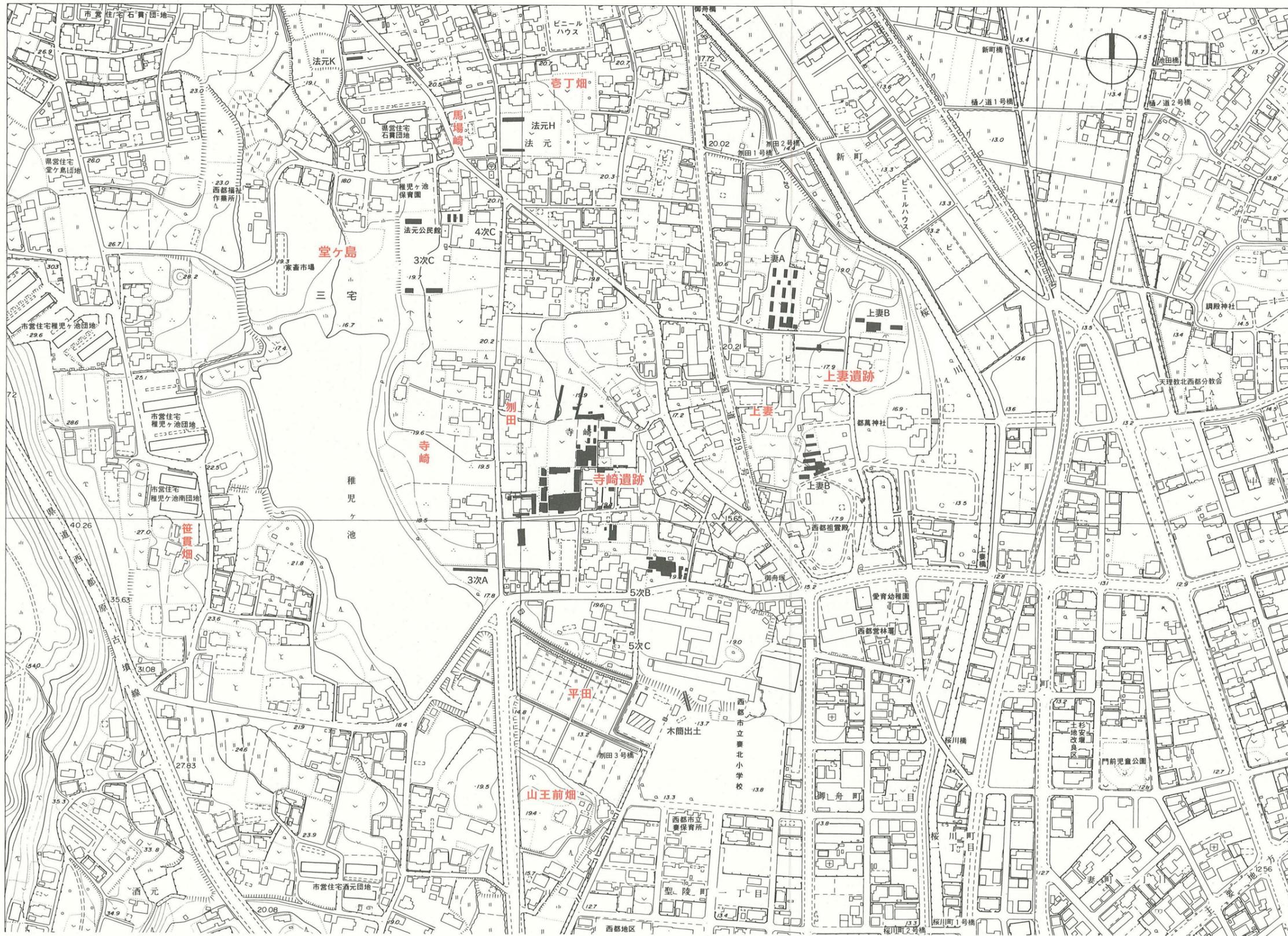


図1 寺崎遺跡、No.3溝における植物珪酸体分析結果

図面編

図面1 調査区的位置(1)



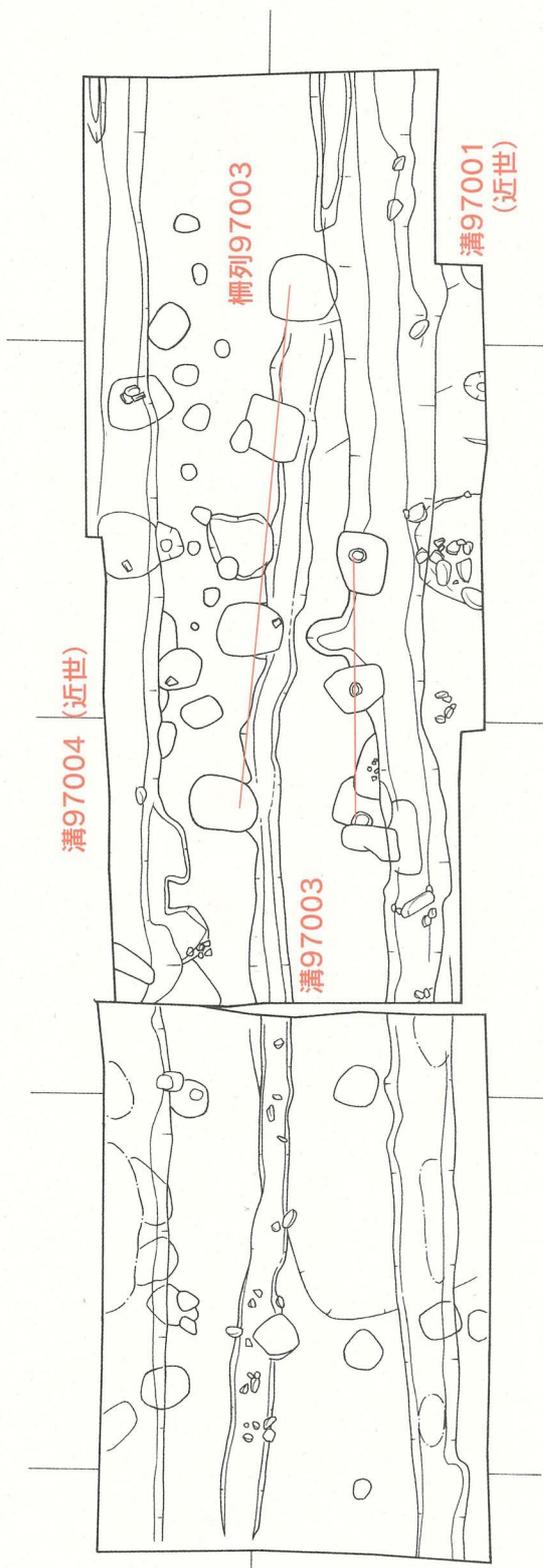


0 1:500 30m

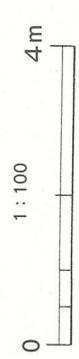
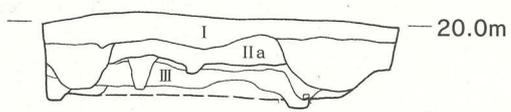
图面4 A区



X=-98450



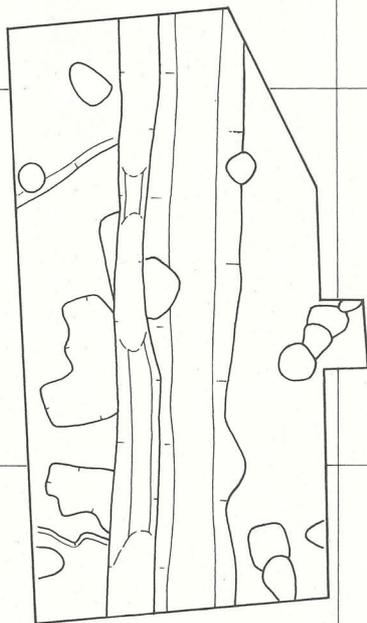
Y=38040



図面5 B・C区

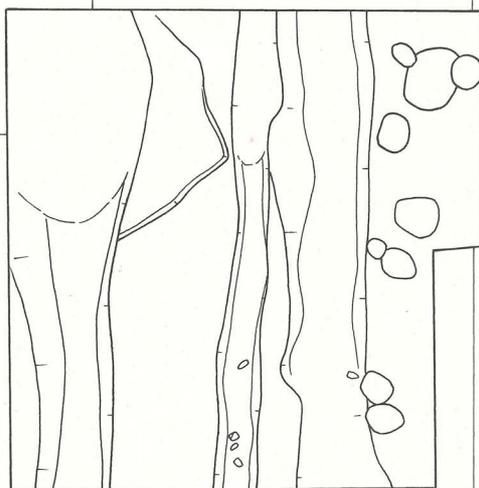


道路状遺構
97001



X=-98460

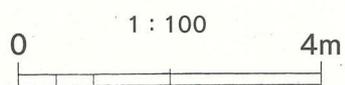
溝94002
(近世)



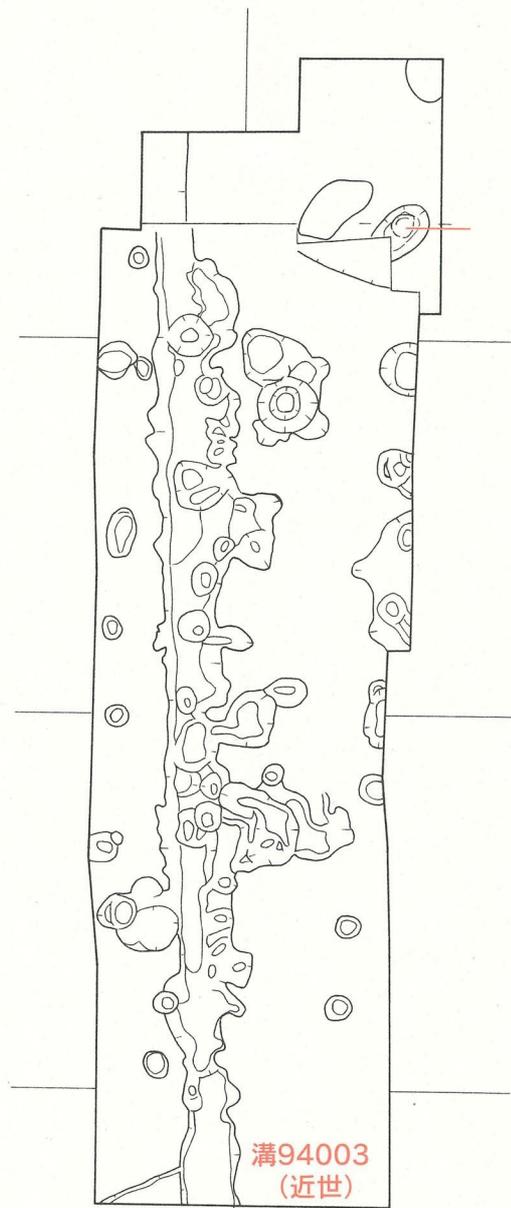
X=-98470

溝94003
(近世)

Y=38020



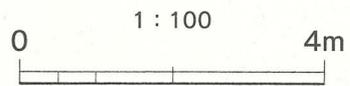
図面6 D区



X=-98480

清94003
(近世)

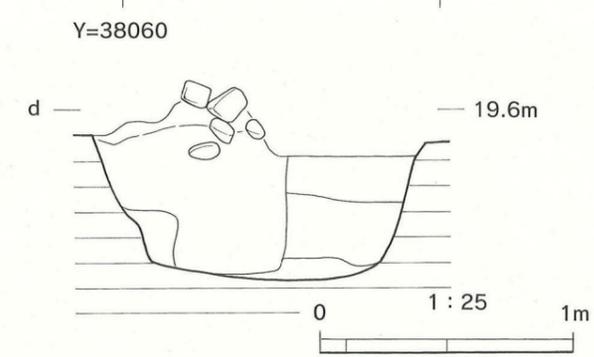
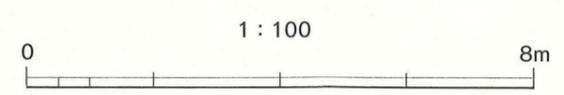
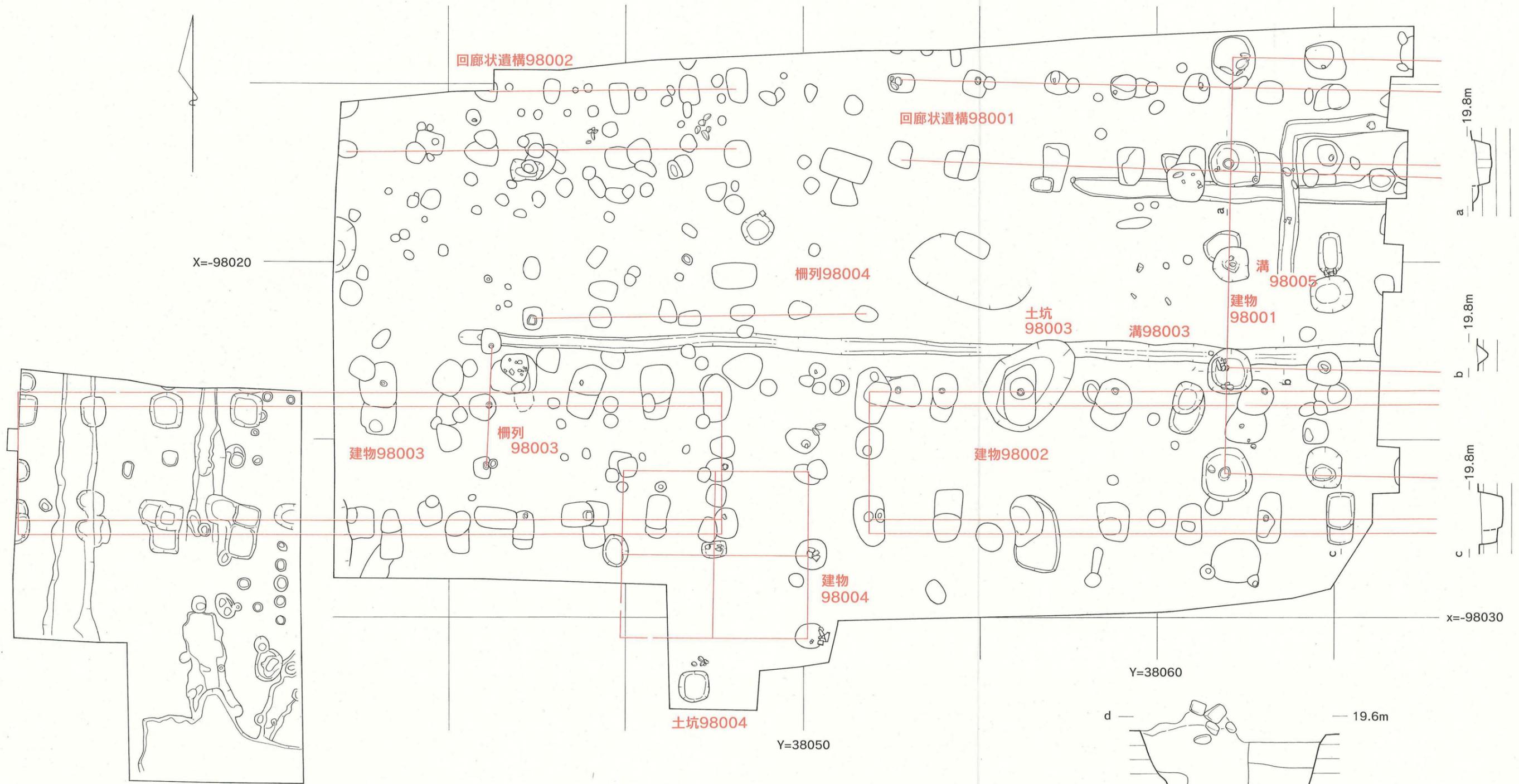
Y=38025



図面7 E・F区

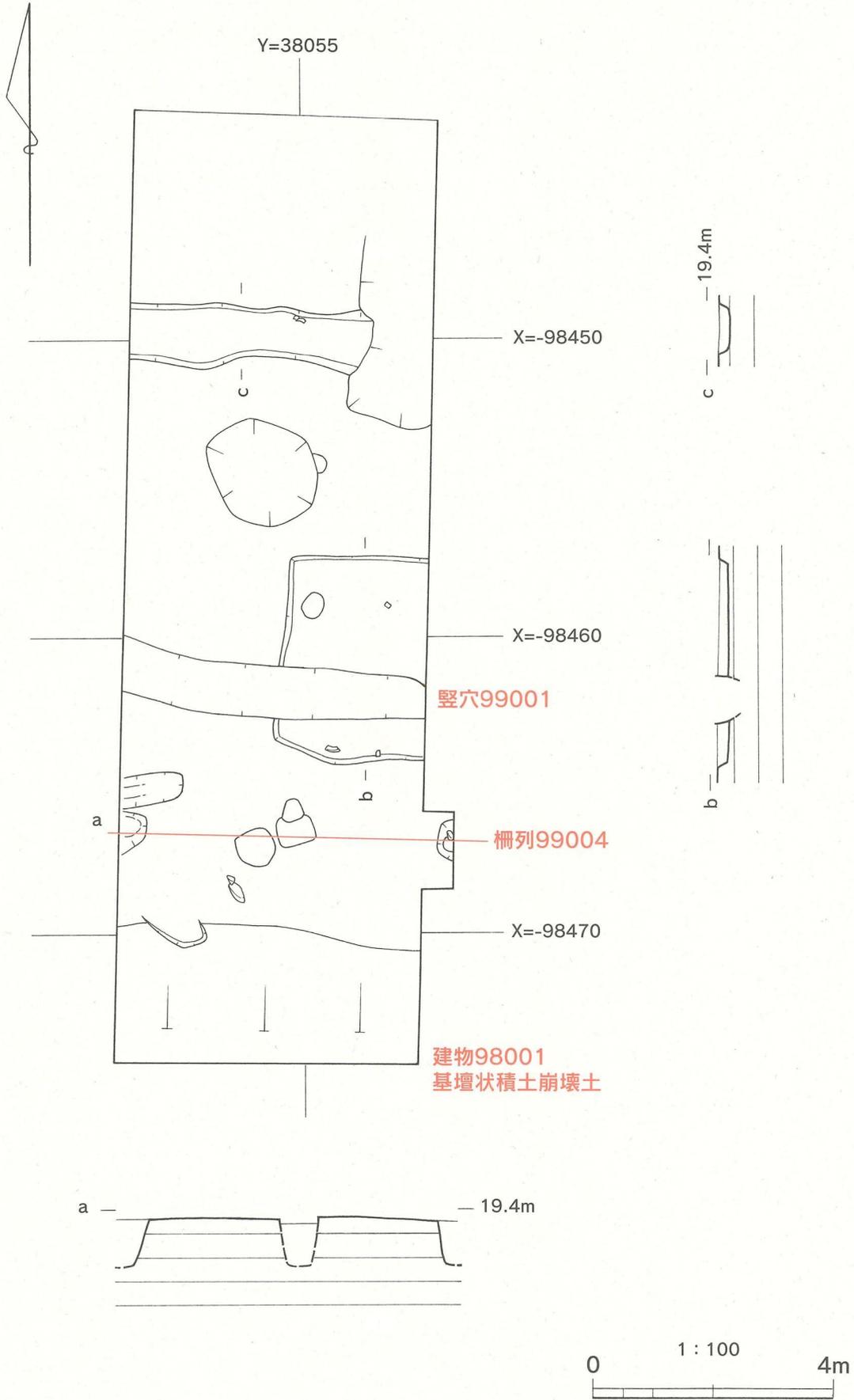
I期 長舎状建物98002・98003

III期 正殿建物98001a・b



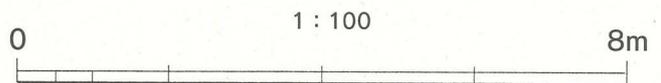
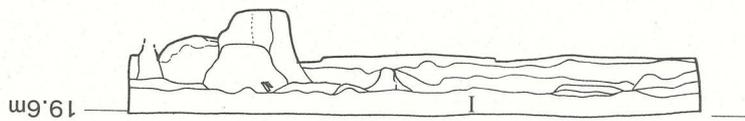
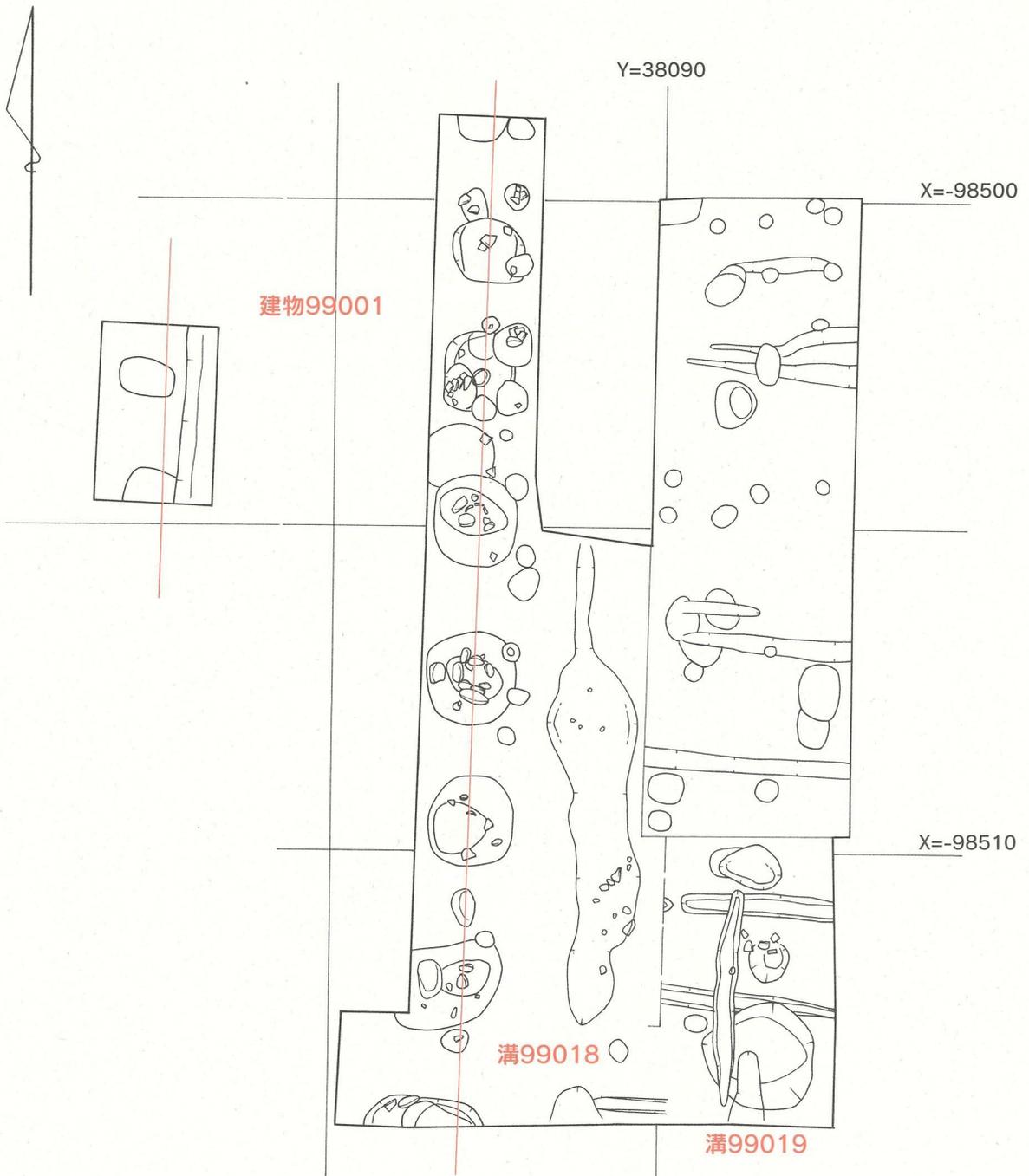
建物98001 竖穴断面

図面8 G区
Ⅲ期 柵列99004

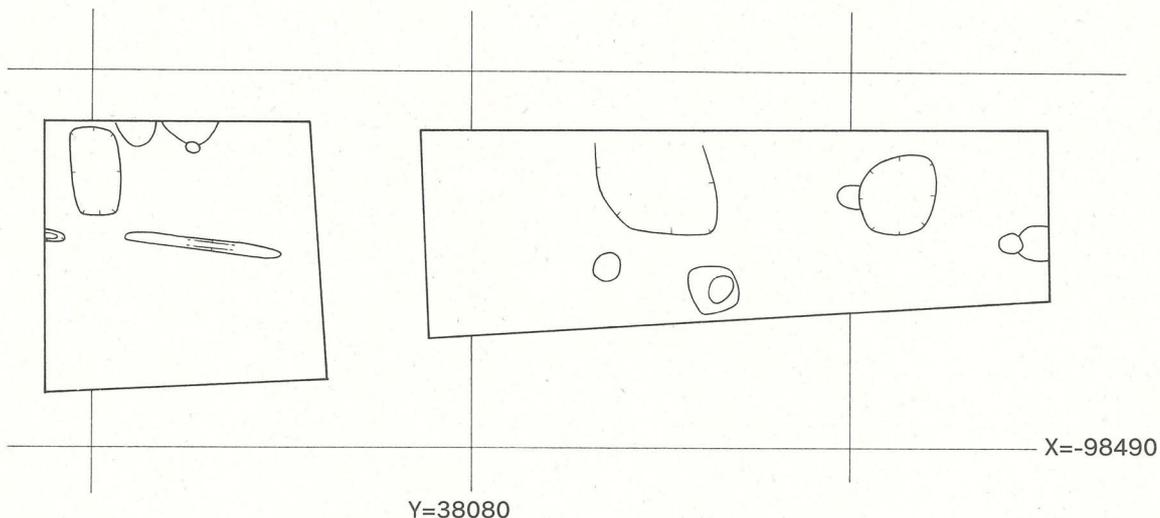


図面9 H区

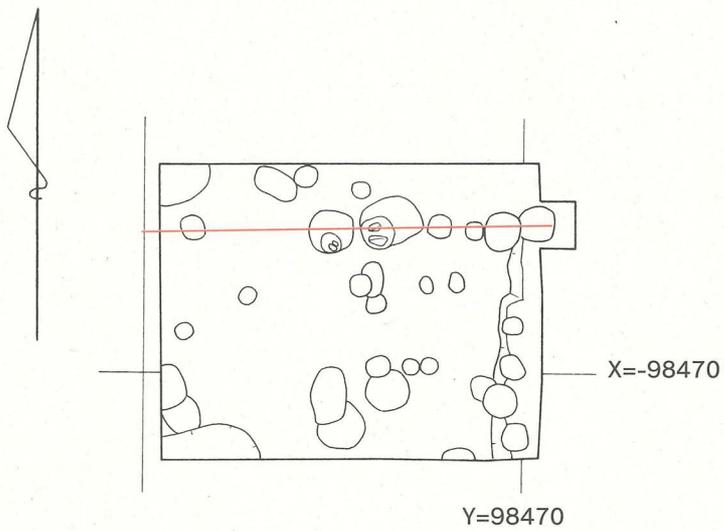
Ⅲ期 東脇殿建物99001a・b



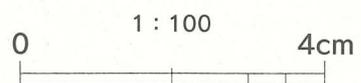
图面10 I・J区



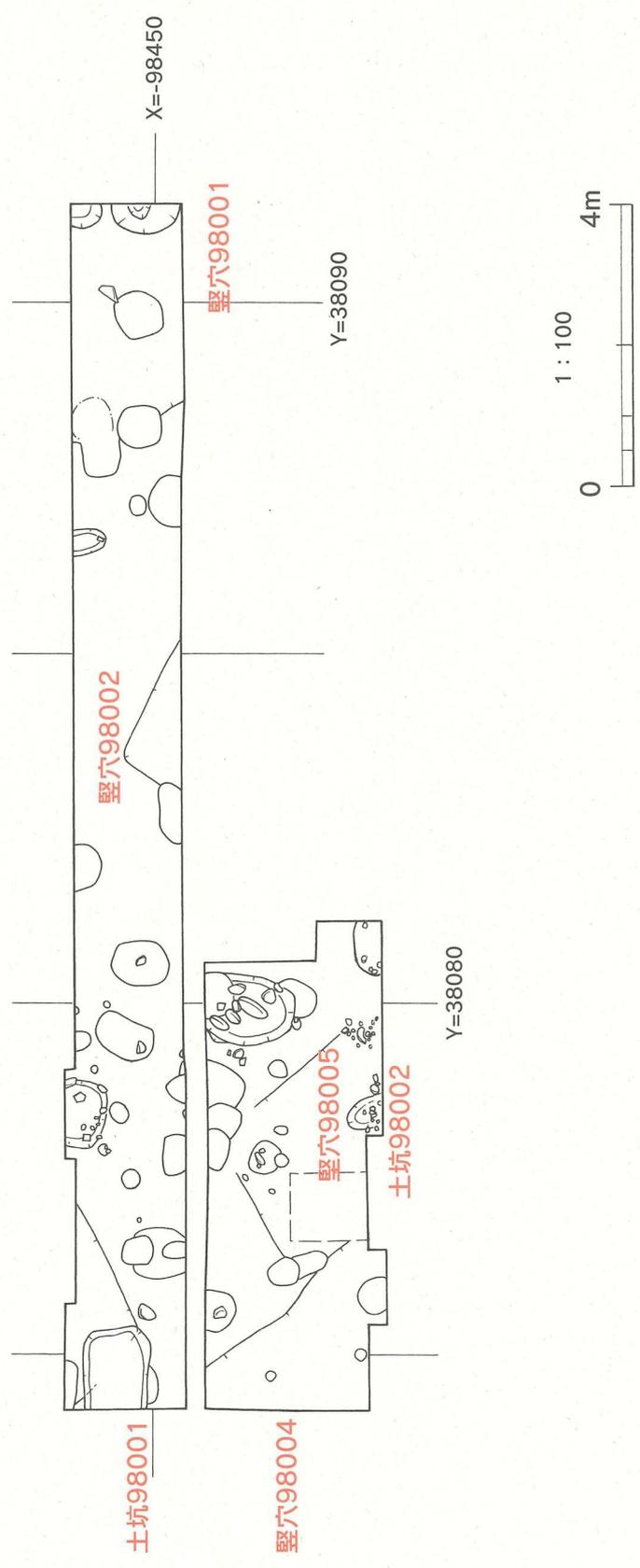
I 区



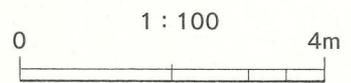
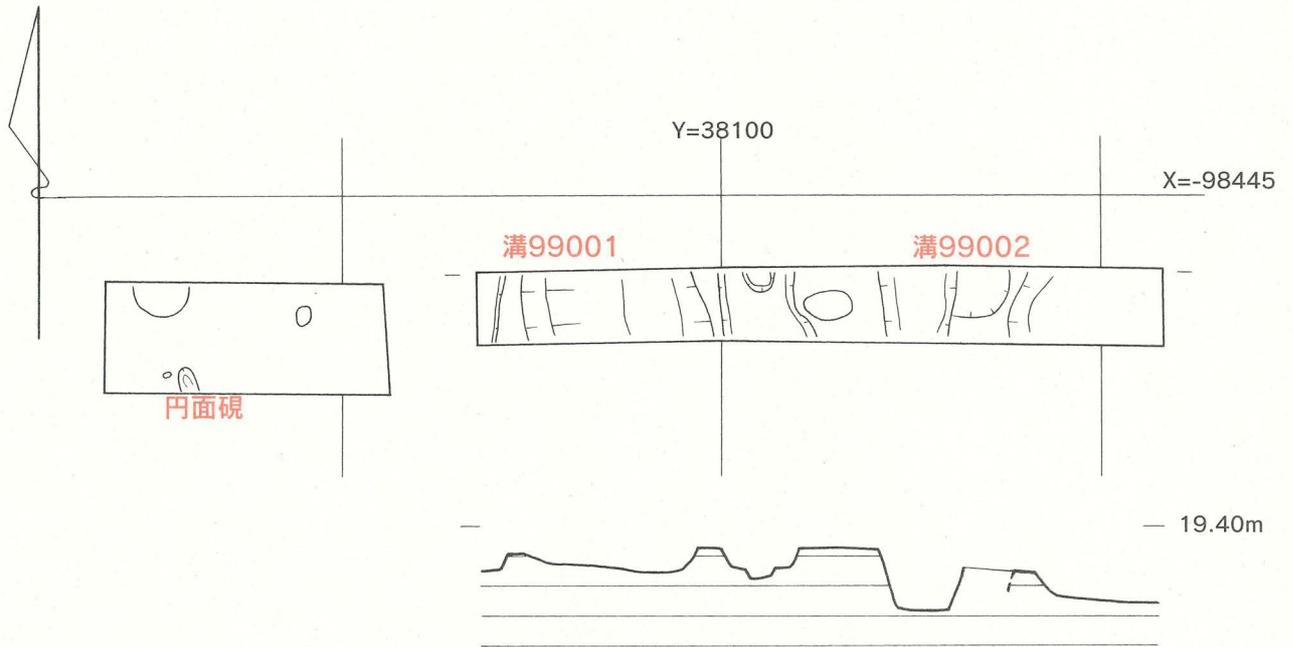
J 区



图面11 K区



図面12 L区



図面13 M区

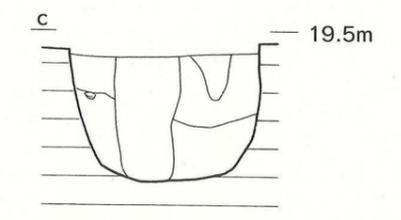
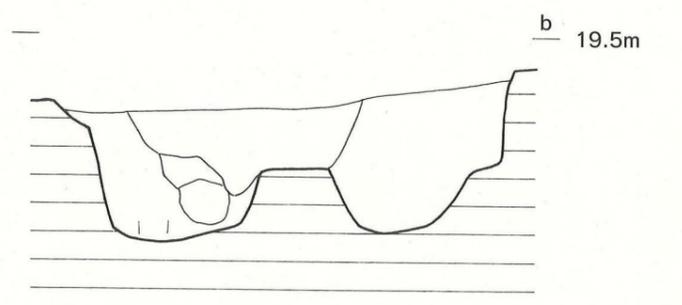
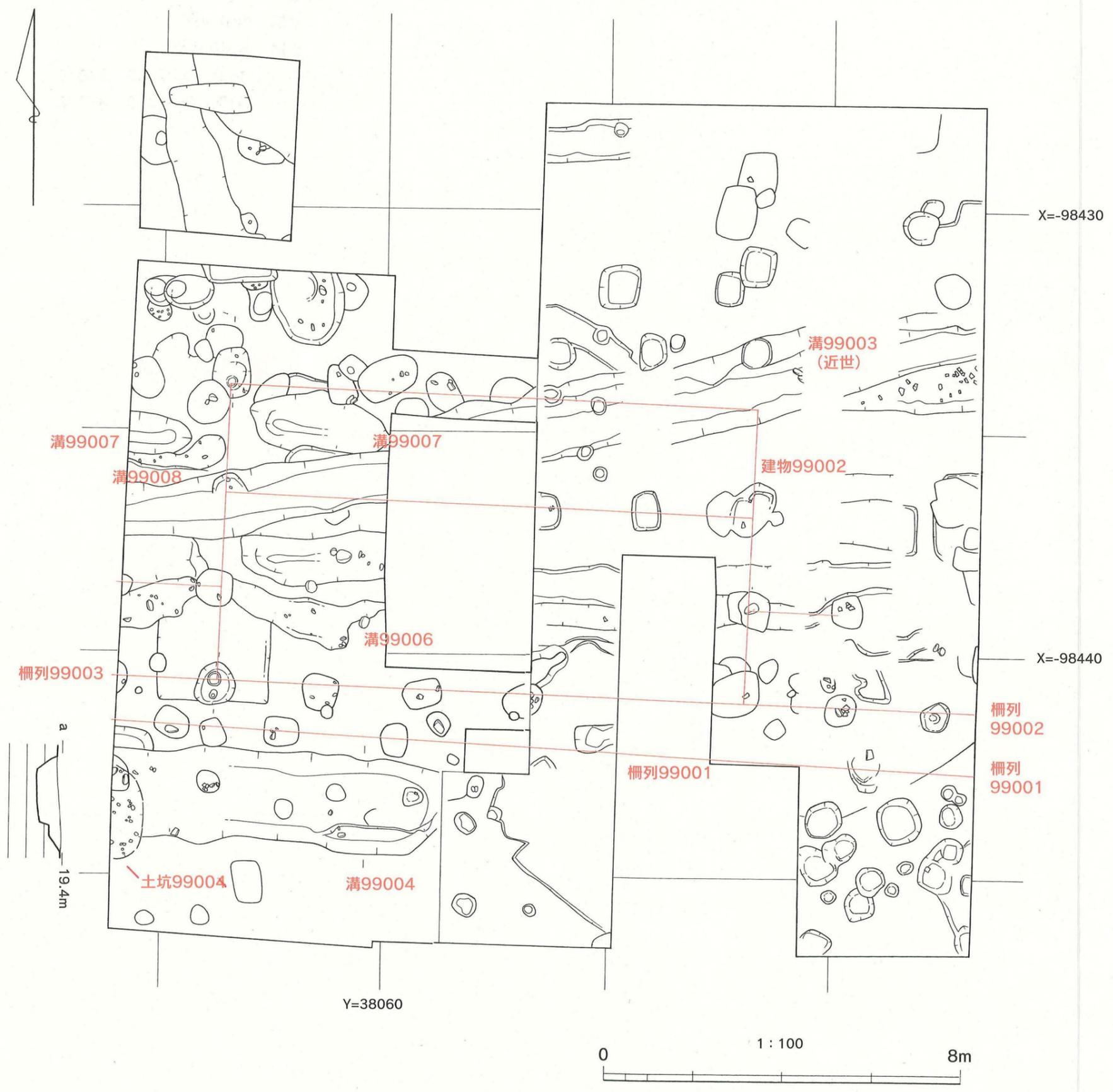
II期 溝99004

III期 西面築地塀

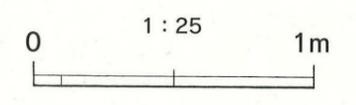
(古期) 溝99005・99007

(新时期) 溝99006・99008

IV期 建物99002



建物99002 竖穴断面



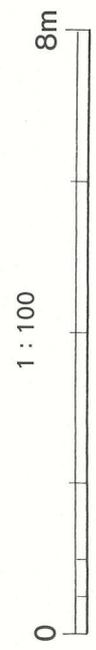
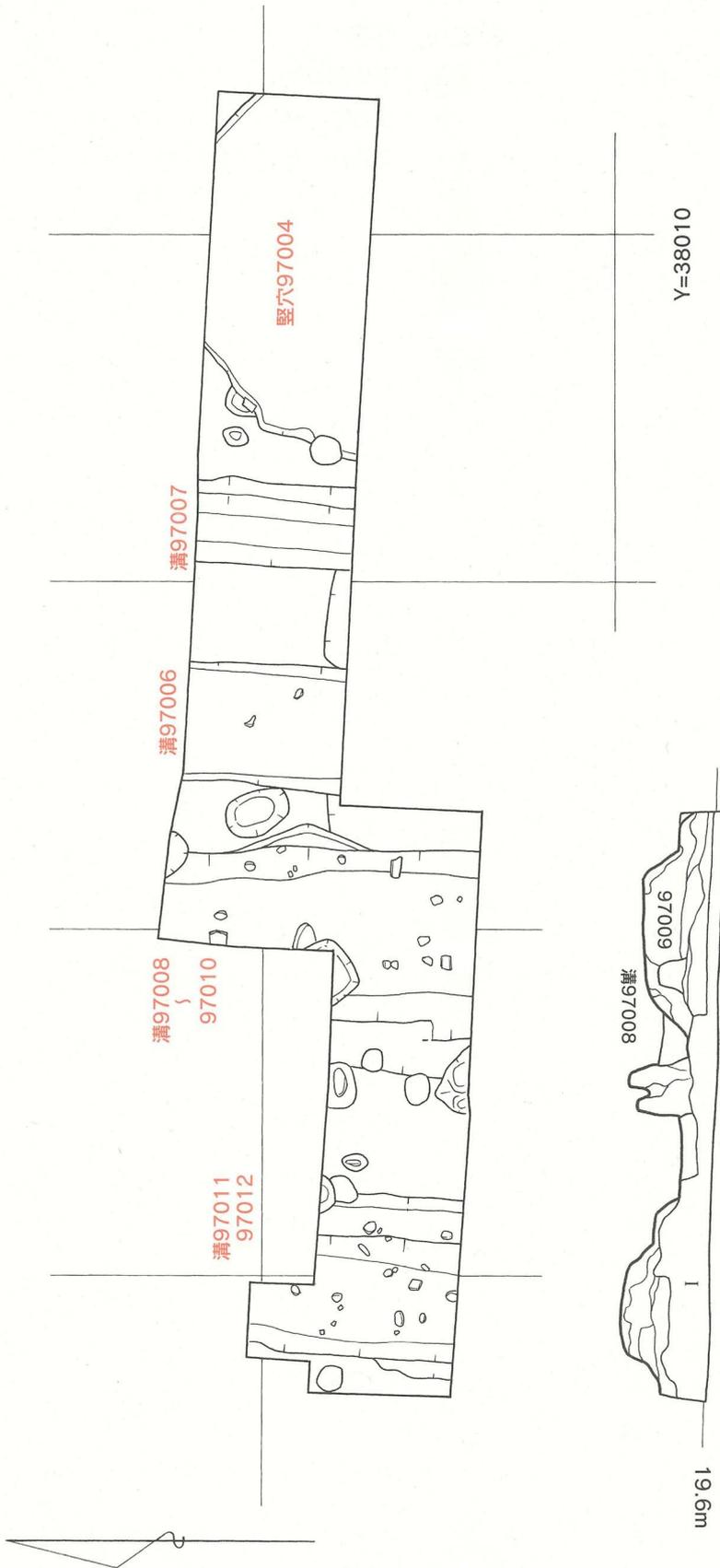
図面14 N区

II期 溝97008

III期 西面築地塀

(古期) 溝97009・97011

(新时期) 溝97010・97012

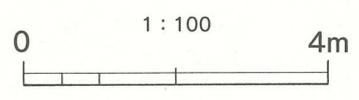
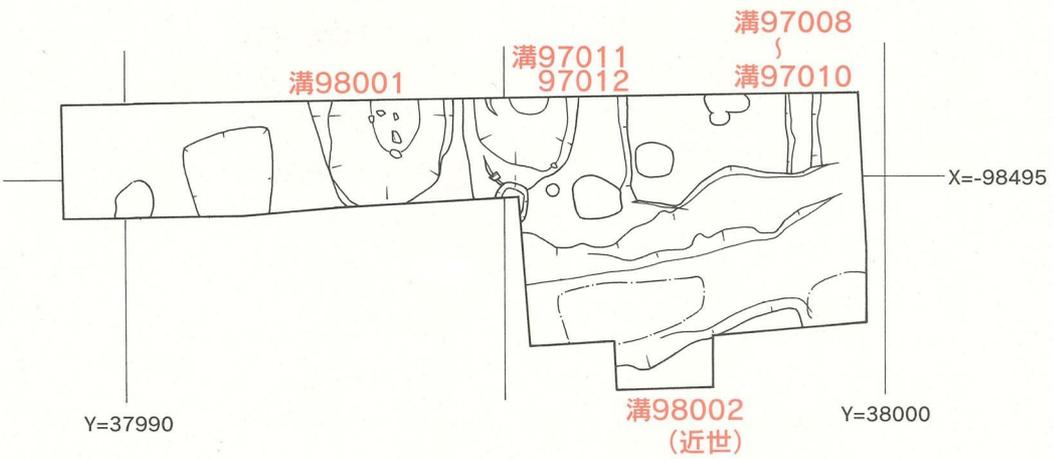


図面15 O区

Ⅲ期 西面築地塀

(古期) 溝97009・97011

(新期) 溝97010・97012



图面16 P区

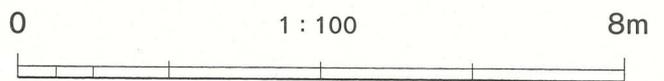
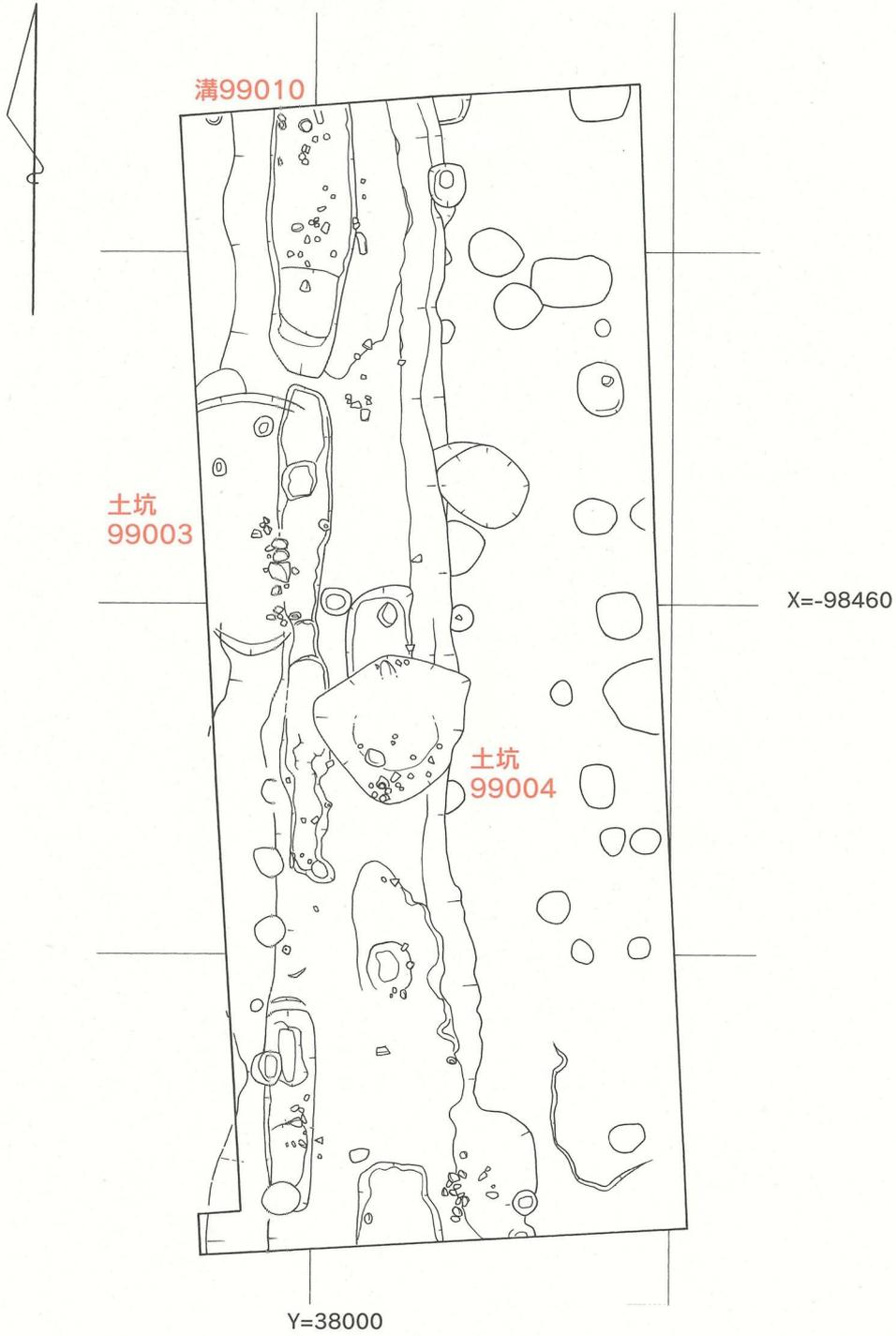
II期 溝99009

III期 西面築地塀

(古期) 溝99010

(新时期) 溝99011

IV期 土坑99004



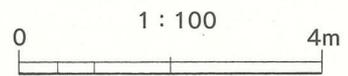
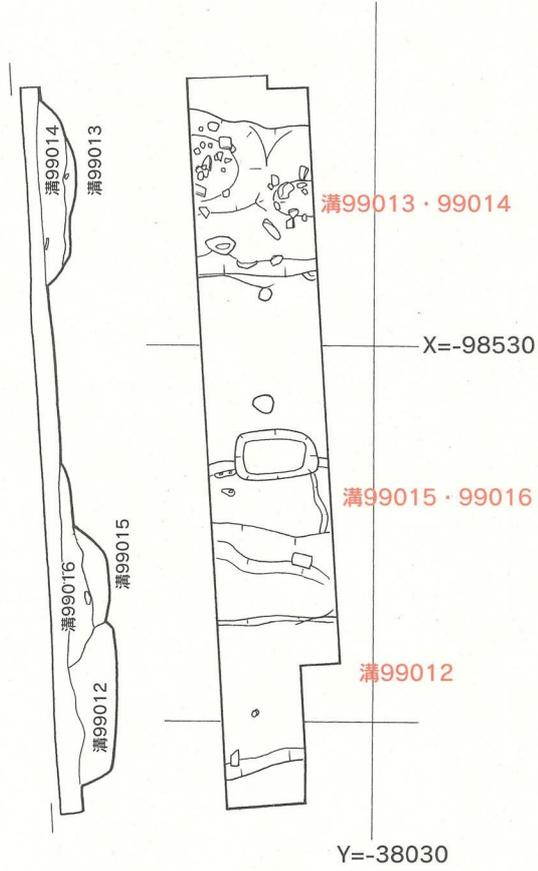
図面17 Q区

II期 溝99012

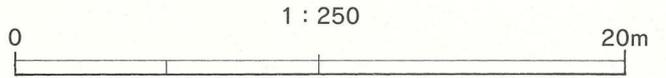
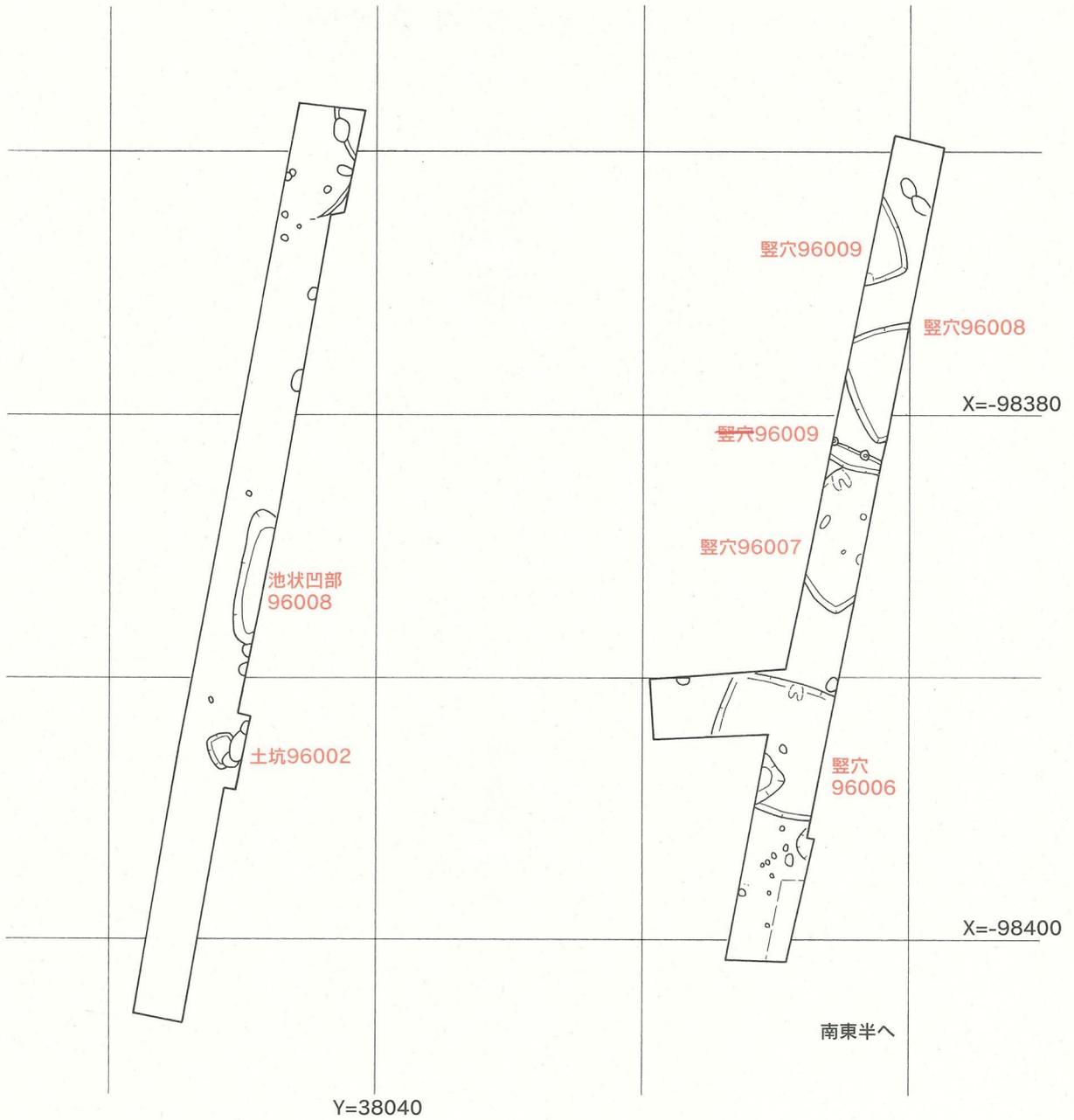
III期 南面築地堀

(古期) 溝99013・99015

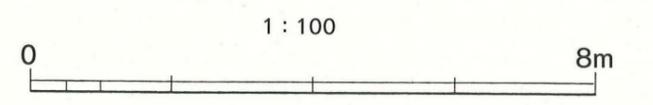
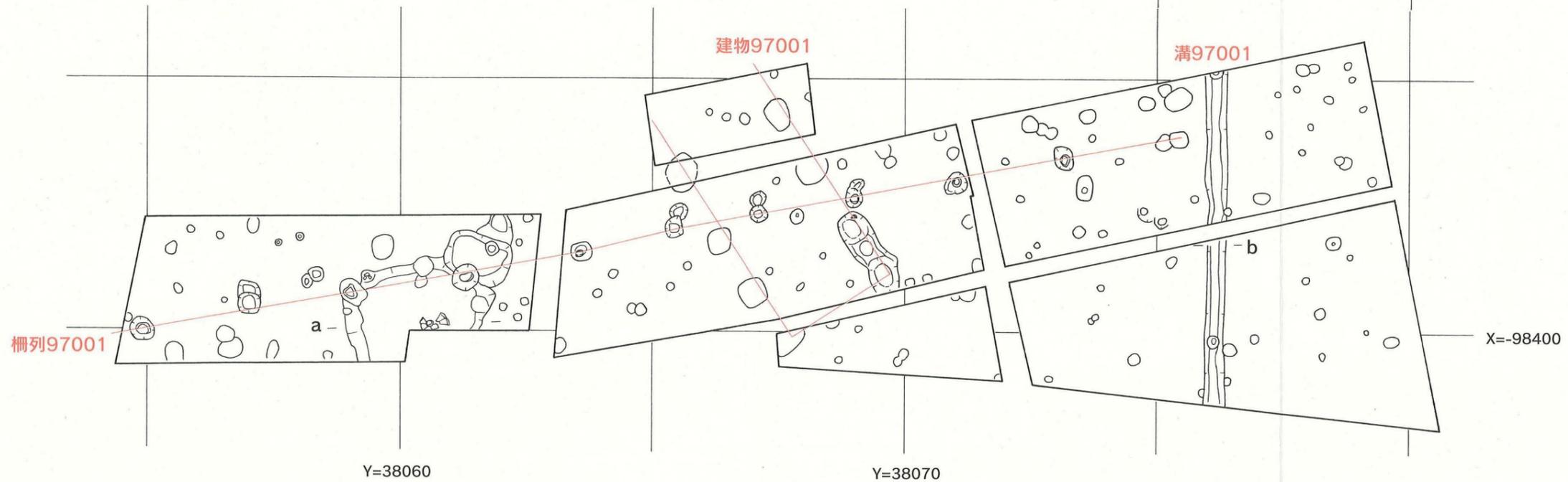
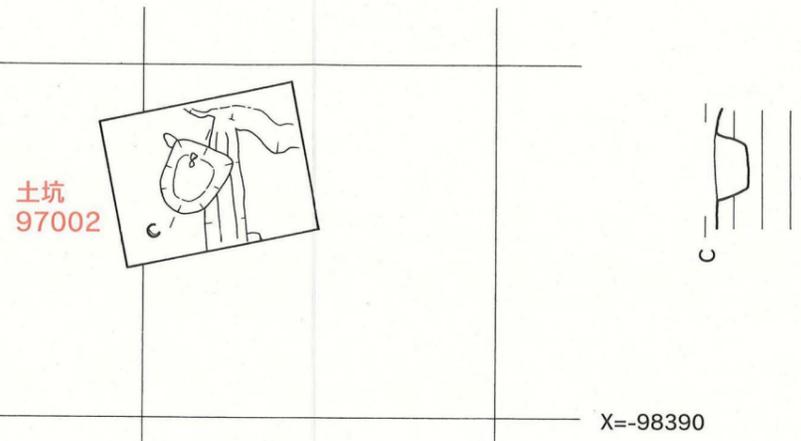
(新时期) 溝99014・99016



図面18 R区 北西半



図面19 R区 南東半
前I期 建物97001



図面20 S区

前I期 建物96001

前III期 建物96002

古代末 建物96003

土壌96001

